

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第5号 令和3年度光市水道事業会計予算

説 明：中西兼業務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

500mlの光市のペットボトルの飲料水の委託料、10ページ、15ページ、18ページと委託料があるんですが、これは18ページにある委託料で間違いがないのか。

それと、この内訳、ペットボトルの飲料水委託料が幾らあるのかというのを教えてください。

○中西業務課長

ペットボトルの製作業務ということでお答えします。

委員仰せのとおり、18ページの総係費の委託料、こちらの内訳の欄に人事給与計算システム業務ほかという表現で記載させていただいておりますが、この中にペットボトルの製作業務が含まれており、金額としましては、製作業務と、製品の検査業務を合わせて約50万円となっております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。この50万円で、何本製造しているのか教えてください。

○中西業務課長

本数につきましては、5,000本を予定しております。

○清水委員

5,000本ということですが、備蓄用というか、災害時用とお聞きしているんですが、販売とかは特に考えられてはいないんでしょうか、その辺り、教えてください。

○中西業務課長

販売ということのお尋ねでございますが、今申し上げた金額50万円と5,000本ということになりますと、原価が1本当たり100円ということになるかと思います。これを販売となりますと、やはり採算ベースにのらないということもございます。なかなか収益事業にもならないということで、あくまでも仰せのとおり災害備蓄ということを趣旨として、この業務をやっているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

確かに1本100円だと、店頭売価ぐらいの金額になってしまうので、そうだと思うんですけど、今、広島の業者さんに委託されていると聞いたんですが、何かほかで相見積を取って行って、光市の備蓄用とまた別に、せつかくですからブランド化じゃないですけど、そういうものとかは、今、全く考えられてはいないんでしょうか。

○中西業務課長

まず、製造業者についてですが、広島の上原市にあります業者をお願いしているところがございますが、我々もこの業務に着手する際に、中国地区管内の業者調べたところがございますが、ここしかなかったということで、契約をしているところがございます。

先ほどから災害備蓄ということでお答えさせていただいているところですが、賞味期限が2年ということもございますので、内部の要綱では1,000本以上備蓄するという目標は定めておりまして、そのほか水道水のPRとしまして、各種イベントで配布するというような取組みも行っております。

賞味期限と備蓄を考えながら、時期とか、そういったものを考えながら進めているところがございます。

以上でございます。

○田邊委員

水道事業会計予算書16ページの修繕費についてお願いします。

収益的支出の修繕でありますけど、量水器の満期等に伴うこの維持費702万7,000円ありますと、上から2番目ですね。量水器の数量、口径の割合など、また、今言うその量水器の部分とその他の修繕8万5,500円の内訳についてをまずお願いします。

○中西業務課長

16ページの修繕費ということでよろしいでしょうか。業務費の修繕費のうち量水器の検定満期に伴う維持費でございますが、給水装置というのは基本的には個人のもんですが、量水器につきましては、我々の水道事業の資産として貸与ということで取り扱っておりますが、計量法によりまして、8年ごとに交換することが義務づけられております。

ここに上げられている修繕費につきましては、その8年たった量水器の取替えに当たる修繕費でございます。

その他の修繕費につきましては、業務費で発生しますその他の、例えば業務車両の修繕ですとか、軽微な修繕に当たります。

以上でございます。

○田邊委員

8年ごとの検査で替えるというのは理解しましたが、数と口径の割合をお願いします。

○中西業務課長

702万7,000円の数量の内訳でございますが、まず、8年置きに取り替える数量としましては、全部で約3,300個で、口径別に申し上げますと、13mmから50mmが対象となっており、13mmが2,050個、20mmが1,089個、25mmが113個、40mmが31個、50mmが9個となっておりまして、先ほど「約」という表現させていただきましたが、全部で3,292個となっております。

以上でございます。

○田邊委員

13mmとか、一般的な家庭の数が多いということは理解しました。

続きまして、予算書の22ページと23ページの辺りをお願いします。

資本的収支、一般会計出資金の内訳、先ほどの1,667万9,000円の内訳ですが、旧簡易水道企業債元金償還負担金1,421万5,000円と、塩田地区上水道整備事業元金償還負担金246万4,000円のもう少し詳しい説明と、23ページの一般会計負担金の446万8,000円、消火栓取替えの内訳と、この2つの絡む部分がどういった関係かというところをお願いします。

○中西業務課長

まず、22ページの一般会計出資金のほうからお答えさせていただきます。

内訳の欄では、旧簡易水道の元金償還部分の1,421万5,000円というものと、その他塩田地区の元金の償還部分ということで内訳を示させていただいておりますが、まず、塩田地区の元金償還部分につきましては、これはそれに係る令和元年度に借り入れたもの1本の償還に当たるものです。これは、元金均等償還の条件で借入れておりますので、毎事業年度、この額になります。

旧簡易水道の元金償還につきましては、旧上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道、大和簡易水道、この3つが当たりまして、それぞれの内訳を申し上げますと、上ヶ原部分につきましては56万8,000円、岩屋・伊保木につきましては494万6,000円、大和につきましては870万円となります。

もう一つのお尋ねの23ページの他会計の負担金でございますが、配水管整備事業の中の配水管には消火栓が附属設備として設置されておりまして、これを取り替える経費を一般会計から負担していただくものになります。

その内訳としましては、消火栓6基分、446万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

理解しました。

続きまして、同じく予算書23ページですけど、国庫補助金1,880万円の説明、どの事業についての補助か、また、これは、国は幾らの割合で補助するのかについてをお願いします。

○中西業務課長

23ページの国庫補助金ということでございますが、対象事業は、25ページの送水管整備事業になります。26ページの送水管整備事業の委託料6,000万円というものを計上させていただきますいておりますが、これが、国庫補助金の対象となる事業でございます、補助率が3分の1となっております。

以上でございます。

○田邊委員

今年度の工事の主な部分の中の一つの、送水管整備事業のうちの6,916万9,000円の中の委託料6,000万円が、国庫補助3分の1という今の説明ですね、分かりました。

続きまして、24ページをお願いします。予算説明資料6ページ、7ページもお願いします。併せて予算参考資料の6ページ、7ページをお願いします。

先ほども説明があった主な今年の水道局による部分の事業内容と、思われるのですが、資本的支出であります、まず、この配水管整備事業3億5,550万円、これは職員3人、24ページにあるこの職員3人の監理の上で、予算参考資料7ページ以降の15事業を行うものであります、工事を監理する上で3人の業務内容、そして、工事請負者監理、そして調査費と仮設構造物設計業務などについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

○藤井工務課長

配水管整備事業に係る職員の業務内容でございますが、事業計画を作成し、それに基づき設計を行い、施工管理を担当いたします。

具体的には、現地測量、設計業務、工事発注、施工業者との連絡調整、現場での施工管理、完工検査といった手順で最終的に完了に導くというところまでの業務を工事ごとにそれぞれの担当者が行っております。

委託料の説明ですが、参考資料14ページ、14番の工事です。室積五軒屋配水管布設替工事に伴う委託費になります。この工事では、国道188号の車道内に仮設構造物、立坑を設置いたします。その設置に必要な情報として土質調査、構造物に係る土圧計算、構造物の設置費用を求めるものでございます。

以上です。

○田邊委員

今、分かりました。3人の方が監理をする上で、設計をしてやると。そして、今、その委託料460万円は、立坑のための設計、仮設構造物の設計ということは理解しましたけど、その辺りによろしいのですか。

○藤井工務課長

はい、そのとおりです。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、参考資料の6ページをお願いします。

大まかに今後の財政計画の概要が、ここに記してあります。資本的収支について、令和2年度から起債が2億円とあります。これについてと、また、下段の企業債償還金についての今後の関係するこの2億円、令和2年度からの起債の2億円というのは定額であるのか、また、計画をどういった計画で行うのかというところをお願いします。

○中西業務課長

まず、2億円の設定根拠ということでお答えさせていただきます。

この2億円は、我々の光市水道事業ビジョンの主要施策でありますアセットマネジメント、これに基づいて算定したものでございます。このアセットマネジメントでは、今後老朽化を迎える多くの施設設備でございますので、これの更新費用修繕費用等も含めまして、この費用の算出とこれを手当てする財源のバランスが重要となってきます。

水道事業が投資活動を行うための主要な財源は、自己財源と借入金が挙げられますが、借入金につきましては、かなり残っております企業債の残高を減らしていくという考え方も重要となってきます。

これらのことを念頭に置きまして様々なシミュレーションを行った結果、毎事業年度の投資額は3億円から4億円。これに対しまして、借入金を2億円と設定することによりまして、確実な施設更新と健全な経営が確保できる財政計画が作成できたということでございます。

なお、もう一つのお問い合わせであります今後の償還の状況ということでございますが、光市水道ビジョンにつきましては、10年間を目標期間としていますが、償還額は令和13年度まで上がり続けます。そのときまでに、約15億円ぐらいの残高減少を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。国が示す水道のビジョンと、今、令和元年度からアセットマネジメントによって、適切な企業債2億円という設定等を行って、企業債も令和13年度までに15億円という今の考えを理解しました。

続きまして、6ページの資本的収支の欄、この辺りで配水管整備事業、これは令和3年度までに一定の工事また主な工事を、私は行ったように推測しております。

令和4年度以降の、この送水管整備事業に、今後はシフトするように行くのではないかというところも、私は考えておるんですけど、今後の事業計画において、先ほどの配水管整備事業と送水管整備事業の比重など、説明をお願いします。

また、水道事業の資本的支出の起債の割合、この考え方を重ねてお願いします。

○藤井工務課長

まず、最初の質問の配水管整備事業と送水管整備事業の割合について説明をいたします。

管路整備計画については、幹線管路整備計画、管路耐震化計画、老朽管更新計画の3本で進めております。

基幹管路整備計画が、予算上の送水管整備事業に該当します。管路耐震化計画、老朽管更新計画の2つの計画が、配水管整備事業に該当いたします。事業的には別々になっておりますが、送水管整備も配水管整備も、同一財源として財政計画を立てております。

よって、送水管工事が令和4年度から始まりますので、送水管整備事業が行われる間、配水管整備事業の工事費用が減少いたします。

また、配水管整備事業につきましても、期間的に減少いたしますが、約340kmの対象管路が常に年数を経過し、老朽化してまいります。それに伴い、現在、延命化や縮小、廃止を検討しつつ工事を進めておりますが、終わりなき事業だと考えております。年度によつての工事の増減はあろうかと思いますが、引き続き配水管整備事業も進めていくと考えてございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。配水管整備事業の割合が多かったんですけど、先ほどもその図面を見て、本年度が最終とか、本年度が3年計画で初年度とかいうところの兼ね合いもあるんじゃないかと思うんですけど、それに伴って送水管のほうも行うと。規模が、この数字で見たら、ちょっと送水管のほうが多いんで、ちょっとその辺を思ってみたわけでありませう。

水道事業の資本的収支の起債の割合については、どうなんですか。

○中西業務課長

起債の割合ということでございますが、先ほど回答させていただいた内容と少し重複しますが、起債の借入額は、資金残高をにらみながら決定していくということがございます。先ほども申し上げましたように、起債残高を減らすことが一つの目的でもありますが、あとは健全な経営を行うための余裕資金をしっかりと確保しておくという考え方もあります。

そのために、先ほど申し上げたシミュレーションの中で、いろいろな借入額を設定したところでございますが、2億円を設定することによりまして、健全な運営を確保できる資金が残りながら、更新事業等も絶え間なく行うことができるということでございます。

よって、割合につきましては、水道事業ビジョンを示す以前は、事業費の2分の1と、漠然とした目標は定めたところですが、そういった割合といった考えではなく、起債残高を減らすことと余裕資金といった視点で設定したものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

先ほどの令和13年度までに15億円という目標値があるというところは、それによって、割合などは、ビジョンの前は2分の1という考えじゃったんじゃないけど、シミュレーションを得て行うということで理解してよろしいんですか。

○中西業務課長

そうでございます。

○田邊委員

分かりました。

予算書の25ページ、お願いします。

先ほど、今後シフトするようには見えたんですけど、配水管も送水管も両方行うというところですけど、令和3年度予算に6,716万円を計上され、また、職員1人が監理して、6,000万円の測量設計、この送水管整備事業については、この測量設計が主であるということ。

先ほど少し聞いたんですけど、もっと具体的にどのような形で、職員1人で行う、また、委託するのに当たって、どのような形か、もっと分かりやすくお願いしたい。

○藤井工務課長

送水管整備事業6,000万円の具体的な内訳ですが、令和元年度に基本設計を発注し、概要を検討しております。その概要を基に、来年度、送水管整備事業の具体的な詳細の設計を発注いたします。設計内容といたしましては、現地測量、地質調査を行い、それらを基に設計、それに関する図面を作成し、必要情報の整理を行います。

それからJRに関連する部分ですが、林浄水場から清山配水池に送るためにはJR軌道を通るいたします。そのため、JRの軌道に影響する部分の調査、その周辺のボーリング調査、測量、工事にかかる費用の概算、概要を全て出してもらうための実施設計を2本発注いたします。担当職員については、それを発注するための資料作成を行い、その後、成果品のチェック、確認を行います。

以上です。

○田邊委員

今の具体的なところが分かりました。

最後の質問です。予算参考資料3ページをお願いします。

(2)のイ、支出の概要で、修繕費が対前年度1,753万円の増額、そして、動力費が対前年度146万9,000円の減額です。この説明をお願いしたいと。

そして、動力費については、全体の容量が幾らで、単価計算どれくらいでこの計算額、増減するのか、そういったものの影響についてお願いします。

○中西業務課長

予算参考資料の3ページ、2点ほど御質問があったと思います。

まず、修繕費の増減としましては、予算1,753万5,000円の前年度対比で増加ということでございますが、その前提として水道事業会計の予算は、大綱を定めるものでございますので、詳細な積上げではなく、支出は案外安全を見て積み上げているという状況がございます。

ただ、大きい修繕が予定されれば、当然それを見積もって、その年の予算とするところでございますが、この修繕費につきましては、対象設備がどのようなものなのかということで、その大きさも変わってきます。

大きなものにつきましては、この修繕費の増加の要因となりましたのは、原水浄水費で大幅に増加しているところですが、令和3年度につきましては、ろ過池の砂の入替えとして1,000万円超える工事を予定しておりまして、その他もろもろ積み上げてこういった結果、増加という形になっております。

もう一つのお尋ねの動力費の関係でございますが、動力費につきましては、前年度対比で146万9,000円の減少となっております。

動力費につきましては、主に林浄水場のポンプの動力などの電力の積上げを行っているところですが、浄水場の電力が年間で約375万kwになります。電力料金には燃料調整費というものが含まれておりまして、そのキロワットに対して燃料調整費がかかってくるということですが、前年度予算につきましては、その燃料調整費を当時まだ上昇傾向だったということで1円見込んでおりました。要するに1円を燃料調整費で見込むことによりまして、375万円、これだけ計上されるということでございます。

来年度、令和3年度につきましては、実は燃料調整費が今マイナスにシフトしておりますが、徐々に増加傾向にあります。そのため、燃料調整費を0.5円で見込みまして、昨年度と比較しまして0.5円の差で動力費の差が生じたということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。今、ろ過池の砂の入替えが大きいというところと、動力費は2分の1ではじいてこの額が出たというところであります。

先ほど言った、ちょっとまた上がる傾向にあるんですか。

○中西業務課長

直近の状況を申し上げますと、燃料調整費は、現在、マイナス2円をちょっと超えるぐらいの金額です。電力会社の燃料調整費は、4月ぐらいまで見込みを公表しておりまして、マイナス2円からさらにマイナス1.何円というふうには上昇傾向にあるということもあります。来年度、なかなか見込みが難しいところでございますが、0.5円と見込んだということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

ポンプが林に1つあって、自家発までは、この値段じゃったら自家発までのことはいんじゃないと思うんですけど、ポンプが仮に何基もあるような自治体の場合は、そういった自家発なんかも考えていかななくてはいけないような問題の部分とは思うんですけど、分かりました。予算についてはよく分かりましたので、以上です。

○早稲田委員

予算書16ページの一番上の賃借料、オンライン機器一式賃借料ほかと書いてあるものについて説明をお願いします。

○山根料金担当課長

今の御質問ですが、オンライン機器、料金計算のパソコン、プリンター、ハンディターミナル等の賃借料となります。

以上でございます。

○早稲田委員

この賃借の契約としては、1年間ということによろしいんですか。

○山根料金担当課長

5年リースのものと、再リースをして1年契約をしているものがございます。

以上です。

○早稲田委員

具体的にオンラインで行っている業務というのは、どんなものがあるのでしょうか。

○山根料金担当課長

オンラインで行っている業務が、まず検針業務といたしまして、データをハンディターミナルに取り込んで、現地で検針をいたしまして、またハンディターミナルをパソコンに取り込んで、水道料金を計算するというものが1点ございます。

それから、水道料金を計算した後、お客様に請求する口座振替や直接納付の印刷をするデータを作成するものもございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

○大田委員

令和3年度の水需要の今後のどのように見込んでおられるかというのを、見直しをお聞きしたいんですけど。

最初のページ、年間給水量、1ページ。

○委員長

予算参考資料の1ページですね。

○中西業務課長

コロナ禍におけます水需要の見込みということで、お問い合わせだと思います。

コロナ禍により、水道水の使用状況も、例年と比べて変化が生じております。人々の行動制限によりまして、営業用、公共用といった用途につきましては減少傾向にありますが、自宅の滞在時間が多くなったことや、手洗い、うがいの習慣化などによりまして、家事用水は増加傾向にあります。

しかし、これを大幅に上回る工場用水の減少というものが影響しまして、今年度の決算の見込みとしましては、前回の委員会でも申し上げましたように、約46万tの減少を見込んでいるところでございます。

また、コロナは終息傾向にはございますけど、これらの様々な要因を考慮しまして、来年度の水需要を見込むということは大変困難な作業となりますので、令和3年につきましては、平成30年度に作成しました財政計画に基づいた水需要ということで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

コロナ禍に、いろいろ水需要が心配されるが、今後もしっかりと水需要の見込みをはっきり決めていただきながら、先を見通した水道予算を組んでいただきたいと思います。

また、参考資料の1ページ、予算書の1ページでもある浄水施設整備事業についてでございますが、説明にもありましたが、浄水場整備事業の中の薬品注入施設の機能の充当が、説明でありましたが、そのこのところの説明を、どのような事業か分かりにくいので教えてください。

○嶋原浄水課長

令和3年度実施予定の薬注設備増設工事の概要について説明いたします。

光市の水源は、島田川の伏流水を利用しており、その水質は年間を通じて低濁度で安定しておりますが、平成30年7月の豪雨時に想定外の濁質が流入しました。その対応に大変苦慮いたしました。

昨今の状況を見ますと、そのような災害が増えてきており、高濁度対策としてより凝集効果の高い薬品の導入を検討してまいりました。

これまでは、濁質を除去するために、凝集剤として硫酸バンドという薬品を用いてきましたが、光市の原水の性質を踏まえた除濁効果や薬品の保全性の検討、また、林浄水場においてテスト運用も実施し、他の事業体でも多く採用されておりますポリ塩化アルミニウムを導入することとなりました。

このことに伴い、既存の設備の一部を活用し、注入ポンプの増設、注入配管の布設工

事を行うものであります。

以上です。

○大田委員

以前、大変苦勞されたので、今後ともそれがないように、注入ポンプなんかを整備していこうという工事と解釈してよろしゅうございますか。

○嶋原浄水課長

そのとおりです。

○大田委員

分かりました。

続いて、令和3年度の配水管整備事業の工事の部分についてお聞きしたいと思うんですが、各種工事の名称で配水本管とか、幹線管路とかそういった、配水管布設とかいうてあるんですが、水道管がどのような感じで、これを区分というのが考えられておられるのか。また、この定義ちゅうのは何かあるんか、あるんじゃないかと教えていただきたいと思うんですが。

○藤井工務課長

説明の中で出ました配水本管、それから幹線管路、支援管路、定義といたしましては、まず、配水池から市内へ水を供給する管を配水管といいます。この配水管は、メインとなる配水本管と支線となる配水支管この2つに分けられます。

配水本管は、市内へ配水するためのいわば本流のような位置づけでございまして、配水池から東部地区、西部地区に水を運ぶ最も重要な管路を担っています。管路口径が大きく、維持管理上の観点から、基本的に給水管を分岐できないといった、そういった特徴もございまして。

配水支管につきましては、配水本管以外の全て管路が配水支管となります。

幹線管路、支援管路については、その配水支管の中でも重要な管路を区別するために、我々が独自に定義づけしたものでございまして、この区分けをすることで優先的に更新を行えるように位置づけたものでございます。

以上です。

○大田委員

了解しました。配水本管から自分の家に取りとう思うても取れないという解釈で、あとは水道局の名前で、思いでつくられたよというような解釈をいたしました。

水道料金のことについての一般質問があったんですが、ここに、6ページですか、水道料金の収支が書いてあるんですが、口座振込を今ほとんどやっておられて、またもう一つが直接支払いという答弁があったんですが、クレジットにしたらどうかとか、コンビニで支払いをしたらどうかということも質問があったんですが、そのときに、コンビニ

ニやらクレジットにしたときの手数料がどのくらいの違いが出てくるのか、ちょっと分かたら教えてほしいんですが。

○山根料金担当課長

口座振替と直接払いの手数料のお尋ねですが、1件当たりゆうちょ銀行が税込み10円、その他水道局取扱いの金融機関は税抜き10円となっております。

まず、コンビニ収納の手数料ですが、県内の状況を見ますと、1件当たり取扱手数料が50円から60円となっております。また、これとは別途月額の使用料を支払っている都市もございます。

続きまして、クレジットカードの支払いですが、県内では1都市が取扱いをしております。手数料につきましては、月額の使用料、これに収納金額の1%を加えたものとなっております。また、これにその他の処理料というものも必要となっております。

なお、コンビニ、クレジットカードともに電算システムの改修が必要となりますので、これに係るイニシャルコストも発生してまいります。

以上でございます。

○大田委員

聞き取りの繰り返しで、間違えちゃったらもう一回教えてください。

銀行振込が10円で、直接支払いも税抜き10円というようにお聞きしたんですけど、コンビニに対しては1件当たり50円から60円、それに別途支払いが、何か要するというふうにお聞きしたんです。それで、クレジットに対しては、1件につき1%ですか、の支払いと、その間の処理料、処理費、プラス今度は電算機器の購入費やらリース料が要るから高いというふうにお聞きしたんですが、それで間違いないですね。

○山根料金担当課長

クレジットカードのところですが、手数料が月額の使用料と収納金額の1%、それにその他の処理料です。クレジットカードでの支払いを取扱うための電算システムの改修が必要になりますので、この初期投資、コストが発生するということになります。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうには手数料がかかり、いろんな処理料が高いということでございますが、現在、支払い率は99.8%とお聞きしております。それだけの収納率だと、今度はこんなに支払い手数料の違いが出てくるのであれば、現状のままで私はよいと思うのでありますが、今後の支払い方法について、クレジットやコンビニでの支払いの拡大は考えておられるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○中西業務課長

委員言われますように、キャッシュカードとかコンビニでの支払い等のキャッシュレ

ス化、こういった利便性の向上につきましては、時代の要請に応えることもサービス向上の一環として考慮すべきだと考えておりますが、現状の収納状況としましては、利用者の皆様の御協力によりまして、口座振替の利用率が約9割を占めております。さらに安い手数料で、高い収納率を現在維持しているところでございます。

そのため、現時点では費用対効果といった観点でございますと、その他の支払い方法というものは考えておりませんが、利便性の向上といった観点では、引き続き研究、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

いろいろ考えておられるから、今後ともよろしく検討していただきたいと思います。終わります。

○田邊委員

もう一点、令和3年度の配水管整備事業の1番のところですが、西部地区の配水本管網整備工事。予算参考資料の8ページですが、令和3年度で最後ということで、管路の計が350paというところなんですけど、これは具体的に今年最後でどういったことになるかというところとをお願いします。

○藤井工務課長

予算参考資料8ページの西部地区の配水本管工事ですが、西部地区には4本の配水本管、水を送る太い管があります。そのうち、最も古い旧鉄道橋に布設してある300mmを廃止することとなりますが、現在、西部地区の方の水需要を考えますと、この配水本管を廃止しても、通常生活に支障を来さない水圧と水量が確保できる検討結果になっております。数年前、破損事故が何回か続きました。維持管理限界と判断しまして、最も重要な管であります、1本廃止する計画を作成いたしました。

以上です。

○田邊委員

今は、現在は水が通っているわけですか。

○藤井工務課長

はい、現在は、水を供給している1本の管となります。

○田邊委員

廃止に伴ったら、350paですね。これ、圧力がかなりかかっているはずとは思いますが、そういったところで工事する、遮断するとき、市民の方にいろいろ圧力の関係で調整は水道局のほうでできるのか。そのとき、遮断するときの市民への周知とか、この3年度にあるわけです。それとも、独自にそういった調整して工事ができるわけです。

か。

○藤井工務課長

水圧の変化という点でお答えいたしますと、大きな管でありますので、水の流れは大きく変わります。ただ、現在は国道ルートと別に、光柳井線を通り、光大橋を経由するルートに口径400mmの配水本管を整備しております。そのため、現在西部地区に必要な水量を確保されておりますので、水圧・水量の大きな変化がなく、今までどおり生活に支障を来すことがない検討結果になっております。

○田邊委員

特殊な部分があったんで、聞いてみました。分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第6号 令和3年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者

川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。予算参考資料の12ページと14ページにあります③の委託料ですが、その中の院内保育所、光総合病院では約1,600万円、大和総合病院では1,380万円とありますが、この保育所の利用者の負担金、利用人数を個別に教えていただきたいです。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の保育料等について御説明いたします。

保育料につきましては、月1万5,000円、第2子以降が同時に入所されますと2人目以降、月7,500円になっております。18時以降延長保育があれば、1時間当たり200円になっております。

次に、一時保育の場合は1日当たり1,500円になります。仮に5時間未満であれば、1日1,000円になっております。あと別に給食として1食当たり250円、おやつとして1日当たり50円を食費としていただいております。

利用人数ですが、大体月平均で12名程度利用しております。常時、利用ということになりますと、月3名程度となっております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長

大和病院の託児所ですが、光総合病院と同じところに委託しておりますので、利用料については、1月当たり同じく1万5,000円です。そのほかの単価につきましても光総合病院と同じですが、給食費については、1日当たり273円と若干違っております。

利用者の人数ですが、今年度の実績ですが、月平均が4.4名となっております。

○清水委員

ありがとうございます。

委託料が例えば光でいうと1,600万円で、これ10ページの繰入金のところの下のところの光・大和で医業外収益一般会計負担金、光総合病院は1,236万円、大和総合病院は1,159万7,000円とありますが、この辺り委託料とこの繰入金のところの兼ね合いをちょっと詳しく教えていただきたいです。

○佐古光総合病院総務課長

収入のほうですが、保育料、給食、おやつを合わせまして279万4,110円を見込んでおります。

支出のほうにつきましては、給食関係の委託料、院内保育で必要な消耗品等も負担しております。保育所で必要な電気、上下水道、ガス等の光熱水費も合わせ1,516万777円の支出を見込んでおります。先ほど申しました支出の1,516万777円から収入予定の279万4,110円を差し引きしました1,236万6,000円、こちらを繰入れとして予算計上をしております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長

大和病院の託児所の経費についてですが、光と同じように託児所に必要な経費、電気代等も含めて減額を求めています。委託料として上げておられますのが1,860万円ですが、その費用から収入額を引いた金額を繰入金として請求をしております。

○委員長

光総合病院からは、収入と支出の両方の説明があつて、差額の繰入額の説明があつたんですが、大和総合病院も同じような説明ができませんでしょうか。

ここで12時が近づきましたので、休憩をとりたいと思います。再開は13時からを予定します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村大和総合病院業務課長

申し訳ございませんでした。

令和3年度の大和病院の院内託児所に要する費用ですが、業者に支払う委託料と給食代、光熱水費等の合計額を今年度の実績を1,328万9,000円と見込んでおります。

収入ですが、職員からの利用料を今年度の実績から169万2,000円と見込み、差額の1,159万7,000円を繰入金として計上をしています。また、院内託児所の利用状況ですが、令和3年1月までの常時利用者数が月平均で4.4名、一時利用者につきましては2名程度が利用しており、月に5日程度の利用となっております。

○清水委員

ありがとうございます。分かりました。

院内保育のところで最後に、同じところに委託とさっきお聞きしたんですが、委託先は何という業者に委託されているのでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

アイグランという会社に委託をしております。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、予算参考資料の14ページの委託料の中の、医師派遣仲介が264万円、令和3年度予算でついているんですが、これはどういったものなのかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

○小田大和総合病院事務部長

医師確保については、いろいろ方策を使って現在行っております。

その一つとしまして、民間の医師紹介会社を利用しております。その場合、派遣仲介料としまして、業者によって違いますが、20%から大体30%ぐらいを仲介料ということで納めるということになっており、その金額でございます。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます、理解できました。

以上です。

○早稲田委員

この資料の12ページの委託料のところ、メンタルヘルス委託事業がありまして、令和3年度のほうは少し増えていると思うんですけれども、その事業内容と、増えたのは対象者が増えたのかどうかを教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

メンタルヘルス事業ですが、令和2年までは毎月1回臨床心理士の先生にカウンセリングをお願いしておりました。令和3年度、少し予算が増えていますが、メンタルヘルス関係の研修をお願いする予定にしておりますので、増額しております。

以上です。

○早稲田委員

14ページの委託料の大和総合病院のほうは増えていないので、研修はなしということでしょうか。

○田村大和総合病院業務課長

メンタルヘルス事業で今年度も研修会を行う予定にしております。来年度も同じように研修会を行う予定で増減はございません。

○早稲田委員

では、同じ内容なので予算は増えていないということでしょうか。

○田村大和総合病院業務課長

はい、今年度と同じ内容で行う予定です。

○早稲田委員

研修のほかに、例えば業務で精神的にストレスがあるよう看護師の方々の相談事業もこちらには入っているのでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

このメンタルヘルス事業で臨床心理士の先生に面接をお願いしているんですが、特に、業種は限定しておりません。

○早稲田委員

ありがとうございます、以上です。

○田邊委員

予算書の15ページをお願いいたします。

手当等の内訳、時間外手当についてであります。本年度7,688万円の予算であり、前年度が7,894万円です。時間外手当は対前年度205万円の減であります。

昨年、12月議会での一般質問で、私が取り上げました労働基準監督署による是正勧告で、いわゆる時間外の研修等について問題があったというところなんですけど、これはどこに予算があり、どのくらい行う予定でありますか。

○佐古光総合病院総務課長

全職員参加義務づけた研修というのは、基本的には時間外には行わないという方針、行わないようにしております。ですので、時間外に開催した義務づけた研修についての予算は特別措置しておりません。

ただ、院内の委員会等が主催する自己研鑽の時間外の研修については、運営側の職員については時間外を認めるようにしており、その分については想定して予算に計上しております。

○田邊委員

昨年10月、監督署の調査による是正勧告などがあったというところで、今、当局が言われたように時間外の研修などについては基本的には行わないというところなんですけど、それで改善された部分で、一応予算には認めて入っているという形でありますか。

○佐古光総合病院総務課長

研修の運営側のほうの予算については見込んでおります。

○田邊委員

ならば、もう次は労働基準監督署が入っても是正勧告なり、指導は受けないというところですね。

○佐古光総合病院総務課長

そのようになるように努めております。

○田邊委員

はい、分かりました。同じく光市立総合病院内においての、今度は一人職場によるこの慢性的な時間外勤務が続いてために、そのときの部長答弁には新たに職員を採用して慢性的な時間外勤務を削減するとしましたとか、そういったことの答弁があったと私は覚えておりますが、その辺りの本年度の考えをお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、基本的には一人職場というのは作らないという運営をするように考えております。

○田邊委員

分かりました。同じく一人職場はもう確実になくすという考えで業務を行うということによろしいですか。

○佐古光総合病院総務課長

はい、そのとおりです。

○田邊委員

分かりました。続きまして、予算書14ページをお願いします。

この総括給与費明細書の部分ですけど、一般職員の増減では短時間勤務職員、これは下の注意書きにある括弧内が短時間勤務職員ということです。これが43人増加、一般職員は18人の減少、時間外手当は対前年度205万円の減少であります。

予算参考資料1ページの(2)、先ほども説明をお受けしましたが、年間患者予定数、入院患者数は1年365日で14万4,540人、外来患者数1日当たり470人として、5,330人減少という予算を積算されておられると思われま。

先ほどの労働環境監督基準署からの是正勧告を受けて、時間外勤務の未払い、そのときの未払い分128人に対して1,553万円、これは昨年10月20日に支払いをしましたと。その点については、この光市病院事業会計のこの予算のどこに、どのような形で反映されておるのか。この部分を細かく説明をお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

昨年、労働基準監督署の立ち入り検査を受けまして、約1,500万円、時間外手当を支出したしました。

予算書15ページの時間外手当につきましては、光・大和合わせた金額で200万円程度マイナスになっております。光総合病院だけを見た場合もマイナスとなっております。

ただ、これが令和2年度の予算を作成するときに、令和元年度の実績等を見込んで策定したんですが、元年度は光総合病院の移転の年でありまして、当然、4月、5月等は時間外は多く計上されていたんですが、多少、残業等と申しますか、移転に絡む業務があって、時間外が例年よりちょっと多かったみたいですので、令和2年度は少し多めの時間外手当となっていたというのが現状です。

令和3年につきましては、その辺りの前年実績をもとに算出し、労働基準監督署が入りましたことから、時間外を上全て見直していかないといけないとは思いましたので、その辺については考慮して時間外手当の予算をつけております。どちらかと言うと事務とか医療技術者、メディカル部門の時間外が看護師辺りは減ってはおりません。内訳が見えないので申し訳ないんですが、実情はそういう形になっております。

以上です。

○田邊委員

問題となる点は、やはり是正勧告を受けたときの時間外未払い分128人の1,553万円は見込んだ予算であるということが、この3年度予算では明らかになっているのかというところです。そこはもう一度。

○佐古光総合病院総務課長

このたびの時間外手当を算出する上では見込んで計算をしております。
以上です。

○田邊委員

はい、分かりました。二度と是正勧告を受けないようお願いいたします。

続きまして、先ほども病院管理者のほうから、コロナウイルスの関係も少し出たので、光市の新型コロナウイルスの予防接種においては、福祉保健部が窓口として対応することですが、福祉保健部はこの後なんで、少し病院局のほうにお伺いしたいと。

新型コロナウイルスのワクチン予防接種業務について、協力することも以前からお聞きしております。周南市は全庁一丸となって円滑かつ迅速な接種体制で行うということでありまして。光市での新型コロナウイルス感染症に対する光市立総合病院の役割についてお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、市から要請がございまして、65歳以上の市民のワクチン接種が開始されましたら、当院でも1日120人程度の接種を予定しております。

以上です。

○田邊委員

65歳以上ワクチン接種の場合、1日100人程度を行う予定にしているということで分かりました。

それから、光市立病院はこの新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に対して、どのようにこれから関与していくかというところをお願いしたい。

○佐古光総合病院総務課長

先ほど申しましたとおり、光総合病院が65歳以上の市民がワクチン接種開始されましたら120人程度を予定しています。その体制としまして、今、副院長をリーダーとしまして外来、救急、中央処理室、医事課、総務課で接種に向けて協議、いろいろ準備等を進めております。

以上です。

○田邊委員

副院長をリーダーとして実施に向けて、協議しているということなんですけど、周南市では、接種方法は集団接種とかかりつけ医による個別接種で7会場、職員3,000人動員計画というところなんですけど、この3,000人の動員の中には、新南陽の市民病院とかというのが入っているように聞いたんですけど、光市総合病院では当初からコロナウイルスのワクチン接種に対して、対応がちょっと消極的に見えるが、これは市民の声なんですけど、これには何か問題があったとかいうのがあるんですか。

○桑田病院事業管理者

当初から関与しています、

最初から市と、光総合病院、大和総合病院、それから光中央病院でやりましょうと。あとは医師会、歯科医師会をどうするかということ、全部が決まっています、うちのほうは後からどうこうということはありません。

○田邊委員

分かりました。ちょっと消極的に見えるような部分があったんで。市民にそういうようなものを、もっと広く安心な部分を知らせたらよろしかったんじゃないかなと私は思うんですけども、病院当局としては前向きにやっておるところは分かりました。

総合福祉センター「あいぱーく光」で行う集団接種で、いわゆるワクチンの副反応、アナフラキシーショックといったものについて、こちらは医師会で対応するというところなんですけど、こんな緊急対応については、病院局としては、どういった対応を行う予定ですか。

○桑田病院事業管理者

副作用で一番大きいと言われると、特に、アナフラキシーショックという大きな問題ですね。光総合病院ではそういう副作用があったときに、その患者さんをこちらで診るという体制は取られています。そういう申出が県のほうからありましたので、こちら

でそういう対応ができるようにやっています。

応急処置に関しては、これは会場のドクター、看護師にさせていただくということになると思います。これはうちの病院のほうでも観察室を横に設けて、大体15分をめどに、何かあればすぐ対応できるようにしています。

恐らく集団接種の会場でも、そういうふうな準備はしていると思います。そこのほうで応急対応をして、すぐこちらにということも十分考えていると思います。

○田邊委員

病院局の管理者の方から、今お聞きしましたので、市民の皆様も安心して予防接種が受けられると思われるので、よろしくお願いします。

もう一点。ファイザーワクチンのためにマイナス70℃の冷凍保存をしないといけないと。光市立病院には自家発電はあるから停電しても大丈夫だと。片や「あいば一く光」においては、そういったものがないけど1時間は猶予があるというところなんですけど、仮にもしそういうことがあった場合、病院局としても協力体制をお願いしたいというところもあるんですが、そういったところもお願いしたいと。

○委員長

あくまでも病院局の所管の質問になるようにお願いします。

○田邊委員

その辺り、市民の皆さんが心配しているところなんで、協力し合ってお願ひします。以上です。

○大田委員

先ほど管理者も言われておられましたが、一般質問でもコロナの陽性患者は、現在、緩和ケア病床に入院を受け入れておられるというふうにお聞きしております。それに伴い、緩和ケア病棟は現在のところ開催されないとと言われておられました。緩和ケア病棟に陽性コロナ患者を受け入れたため、当分医師の獲得もされないようにお聞きしておりますが、今後も緩和ケア病棟の医師の獲得はどのようにされるのでしょうか。

○桑田病院事業管理者

現在、コロナウイルスの患者さんを受け入れていますけど、それをどこの病棟にするかという話をしていないと思います。

緩和ケア病床を作るということになると、病床ですから、今コロナウイルス患者を受入れている病棟があるわけですから、それが片づかないと緩和ケア病棟として標榜することはできないんです。

緩和ケア病棟を開設するということに関しては、一つはドクターの話がありますが、ただ、それだけではないんです。例えば、病棟を立ち上げる場合に、その前に3か月間の実績を見るというのがあって、それをどうするかという問題。それから、看護師の配

置の問題もあります。そういうことを含めて考えると、今、コロナの患者さんを受け入れている状態のときに、そういうことはできないということになります。

医師の獲得、外からの獲得とこのコロナ病床の開設というのは切り離して考えてもらった方がいいと思うんです。つまり、緩和ケア病床は外からのドクターが来なくてはできないかという問題ではないんです。緩和ケア病床に病棟専任というか、そこを専らやるドクターが1人必要ということであって、それとそういう医師の獲得とはちょっと話が違って来るんです。だから、今、緩和ケア病棟を立ち上げるということに関して、コロナのほうは落ち着かないと、開設はすぐできないので見合わせるというお返事をしたのです。

○大田委員

緩和ケア病床と病棟については分かりました。一番最初から光総合病院が緩和ケア病棟を開設するために医師を入れるという、ずっと今までは答弁であったんですよ。それで今いないから緩和ケア病床にしているという、また答弁であったと私は思っているんですよ。

だから、今後、緩和ケア病床のところにおいてコロナ患者を受け入れているから、今のところ病棟に対しての医師の確保はされていないようにお聞きしたんですよ。私は解釈したんですよ、そういうふうに。だから、今後、コロナの影響が少なくなるときに、急いで先生を探されるのは間に合わないじゃろうから、もう探したほうがいいんじゃないかなと思ってお聞きしておるんです。

○委員長

解釈でいろいろ違いがあるようですから、病院局のほうから、もう一度お願いします。

○桑田病院事業管理者

医師確保、該当する緩和ケア病床に必要な医師を外部から入れるにしても中のほうからするにしても、それに該当するような医師がいなかったという現状なんです。

今後、緩和ケア病棟を立ち上げるときは、そういう該当する医師をまず獲得して開設しようということですね。例えば病院内の医師が緩和ケア病棟に特化してやろうということがあれば、そのドクターに頼みますし、それが難しい場合は外からということで、今まではそういう状態だったので開設しなかったということです。

そういう意味なので、ある程度見通しが立った状態で、外からもしくは内からかということでドクターをまず決めるということは、最大限努力してまいります。

○大田委員

最大限努力してもらいたいと思います。緩和ケア病棟にしたら専門の医師が1人がいなくちゃいけませんから、中から昇格を持っていくか、外から専門医を入れるかというのは、そのところは病院局のお考えであると思っておりますが、医師の獲得は最大限だと思いますので、よろしく願いいたします

また、現在のところ緩和ケア病床にコロナ患者を入れられておりますね、今のところ。そういうふうにお聞きさせてもらったんですが。

○田村光総合病院事務部長

コロナ病棟といいますか、今、作っている病棟が緩和ケア病棟というふうに病院局から言ったことはございません。

どこの病棟を使っているかという部分につきましても、基本的には非公表となっておりますので、その辺は御理解いただければというふうに思っています。

○大田委員

それは緩和ケア病床ではなくて、よそのところの病床を使われているかも分かりませんが、一応、コロナ禍の陽性患者は空気感染によるコロナの陽性患者が出ている可能性が高いんですよね。

○桑田病院事業管理者

新型コロナウイルスは、空気感染ではありません。

○大田委員

はい、分かりました。空気感染があるから、この換気やらようやるんかと思って、それは分かりました。ないんじゃないら、唾液なんかの直接感染ということでございますね。

○桑田病院事業管理者

飛沫感染という言い方をするんです。確かにおっしゃったように密な状態を防ぐということに関して、例えばマスクも必要ですけれどもマスクをしておったとしても、密な状態になってくると、特に、コロナの患者さんがおられて、例えば咳をちょっとした、話したときに、密な状態だと距離が取れないのと、それから換気をしないと、中にたまってしまいますから、それで密な状態を避け、換気をしようというのがあります。

ですから、当然、そういう病棟があって患者さん入っているんですけど、窓を一日何回か窓を開けたりして、空気の入替えやそういうことはしっかりやっております。エアコンの問題ですね、それは、佐古課長のほうからも言うと思うんですけど、その辺も特に問題ないので御安心ください。

○佐古光総合病院総務課長

空調の関係ですが、病室ごとに室外機を置いておりますので、複数の部屋をとということではなく、病室ごとに換気をしておりますので、隣の病室に空気が流れるといったことはございません。

以上です。

○大田委員

はい、了解しました。室外機を置いて、各部屋でやっているということで理解しました。

次に、参考資料4ページ、説明がありましたが、手数料及び諸税で330万円と表がついており、説明によりますとクレジットの取扱いをされるということで、この料金をつけたということになっているんですが、手数料とかは、多分、病院のほうが見られると思うんですが、それだけ手数料がかかっても、患者さんにとってよかろうということでつけられたんじゃないと思うんですが、もう一回そのところを詳しく説明してもらいたいと思うんですが。

○田中光総合病院医事課長

クレジットカード支払い導入のメリットとしましては、現金の持ち合わせがなくても会計が可能となることで、医療未収金の発生防止、また、医療費精算の待ち時間の短縮、分割払いリボ払い等の利用による計画的な支払が可能になる。接触時間の短縮や現金に触れないという感染リスクの低減、こういったところを見込んでおります。

クレジットカードの導入につきましては、長年検討しておりましたが、手数料が3%弱という提示で高く、負担の大きさから見送っておりましたが、このたび1.5%というところで契約の見通しがついたため、導入を決定したというところでございます。

以上になります。

○大田委員

普通のところ3%から1.5%になったから入れたいということでございます。大和はそれについてないんですが、大和のほうはどうされようとしているんですか。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院におきましても、クレジットカードの導入につきまして今年度検討をいたしました。キャッシュレス化に向け、何らかの対応が必要と考えておりますが、機械等も必要になりますので、今年度、引き続き検討していきたいと思っております。

○大田委員

はい、了解しました。

続いて、12ページ、委託料についてちょっと聞きたいんですが、光総合病院は私も勉強をしていなかったんで悪かったかも分かりませんが、施設警備業務委託料が一昨年から急にポンと上がったわけですね、9,700万円、えらいポンと上がって、そのちょっと急に上がった意味が分からないんですが。

○佐古光総合病院総務課長

それは新病院に変わったタイミングで、予算が大きく変わったのではないかと思います。

旧病院では、ボイラーの管理業務、いろいろ施設の関係の保守などをばらばらで契約しておりました。新病院に移りまして施設整備とか保守とかをまとめさせていただいて、事務の効率化を図りまして、別々に予算がついていたものが集まったというイメージが一番近いのかと思っています。それで9,000万円近くの予算となっています。

あと、ここに記載しております警備業務も旧病院では別の契約になっておりました。これも施設設備と警備を同じ業者に委託しまして一緒に契約をしており、一気に上がったようなイメージに捉えたのではないかと考えております。

以上です。

○大田委員

大和は警備が2,200万円で設備保守、空調とかで770万円とえらい安いんですね。安いというか予算が低いんですね。そこのところをどういうふうに見ておられるんですか。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院の14ページの委託料の内訳ですけど、警備業務があります。その上にボイラー管理業務というのがありますが、この2つが警備と設備の管理となっております。

○大田委員

光はそれを含めて令和2年度9,700万円、令和3年度9,600万円、大和はそれを入れても3,000万円ぐらいなんです。病床数も大和のほうが多いんです。先生は大和のほうが少ないんですが。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院が安い理由ですけど、光総合病院の内容等と比較ができませんので、金額を説明することはできません。

○大田委員

光はどういう分析されていますか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院のほうは先ほど申しあげましたとおり施設と警備と、病院の設備関係の保守を一緒にしたものとなっておりますので、単純に大和総合病院と比較するというのは项目的にこの予算の資料の中ではちょっと難しいのではないかなと考えます。

○大田委員

古い病院のときは安かったんですよ、大和病院と同じで。新しい病院になってポツとこういうふうになったんですか。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院のほうで、ボイラー管理業務というのがありますが、光総合病院は、設備管理の方は24時間いらっしゃいますが、大和総合病院は日中だけの管理になっておりますので、その辺の違いもあろうかと思えます。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院のほうは、大和総合病院からの説明のとおり、以前も24時間体制でやっておりました。また、軽微な修理とかも設備管理の方をお願いしております。以前は、別に人を雇ってその方をお願いしておりましたが、そのあたりの業務をお願いしていますので、この予算書で見えづらいんですけど、いろいろなものが集まっているような現状です。

以上です。

○委員長

それぞれの病院の予算の内訳は答えていただくべきだと思いますけど、お互いの比較はちょっとなかなか組織上難しいところもありますので、その点を踏まえて、また御質問のほうをお願いいたします。

○大田委員

今度は16ページのキャッシュフローについて。

資金期末残高が30億3,100万円なっているんですが、私は、これすごく勉強不足で悪かったんですが、光総合病院がこれだけがザクッと勘違いしておったんですよ。そして光は15億7,000万円、大和は19億6,000万円になっておるんです。平成31年、令和元年のを見ると、光は44億円あったんです。それで急に現金預金が少なくなった、その理由が何かあるじゃろうと思うんですが。

○佐古光総合病院総務課長

確かに平成31年の予算、参考資料予定キャッシュフロー計算書で44億円の期首残高があるようになっておりました。このときは平成30年の決算見込み、これが予定どおり執行された場合のキャッシュフロー計算書となっています。

このときちょうど新病院建設の時期になりまして、新病院のための借入や市からの出資金が3月に入るという予定になっておりました。実際に入ったのは3月に入っております。

実際の支払いのほうは4月になってからに支払いと見越して、このときキャッシュフロー計算書を作りましたので、一時的に44億円という大きな現金があるような形に、このキャッシュフローでは見えます。ただ、実際の決算でお示した期首残高は34億円程度だったと思います。これは支払いが3月までに終了したというものもありますので、実際は、予定では44億円のキャッシュ期首残高でしたが、実際には34億円の期首残高となっております。

以前、病院としまして建設前にはこのキャッシュフローと関係なく約30億円の現金がありました。新病院建設のとき15億円程度医療機器の購入に充てております。

こちらのほうにつきましては耐用年数に応じて償却をして、毎年度費用化のほうをしておるとい状況です。

以上です。

○大田委員

じゃから、新病院になって新しい医療機器をキャッシュで買うたと。だから預金が減ったということでございますか。

○佐古光総合病院総務課長

そのとおりです。

○大田委員

そうなると、減価償却費のほうに上がってくると思うんですが、減価償却費のほうにも上って、どこら辺の減価償却費に上がっておりますか。

○佐古光総合病院総務課長

予算参考資料の4ページの目で4減価償却費というのがあります。この中の上から4つ目、機械備品減価償却費のほうに含まれております。

以上です。

○大田委員

令和2年度が2億9,000万円で令和3年度が3億円上がっているんですが、15億円も買われてそれぐらいの5年償却と思うんですが、病院の場合は。

○佐古光総合病院総務課長

多くの機械は5年ですが、5年以上のものもあります。また、電子カルテシステムを繰越しましたので、償却の年度が1年ずれているというのもあります。いずれにしても、その機械に応じた耐用年数で償却をしておりますので、一律5年ではございません。

以上です。

○大田委員

分かりました。一所懸命皆さん頑張っておられるちゅうのは、よく分かるんですが、より以上にもっと頑張ってほしいと思って、聞かせていただいたんです。

もう一つほど、1点だけ聞かせてください。

看護師さんが過去27年ぐらいでよろしいんですが、光と大和で辞められた数が分かったら教えてほしいんですが。

○委員長

辞められたちゅうのは定年ですか、それとも途中の。両方含めてということですか。

○大田委員

退職された人間。

○川崎病院局経営企画課長

平成27年度で申し上げますと、光総合病院で看護師17名の退職で、大和総合病院で5名の退職になります。

以上です。

○大田委員

5年間ですみませんが、よろしく申し上げます。

○川崎病院局経営企画課長

それでは、まず光総合病院のほうは平成27年度が17名、平成28年度が20名、平成29年度が8名、平成30年度が12名、令和元年度が9人でございます。

大和総合病院のほうも、平成27年度が5名、平成28年度が6名、平成29年度が3名、平成30年度が1名、令和元年度が4名でございます。

以上です。

○大田委員

今、光と大和の看護師さんの退職者数を書いたんですが、多分、周りの病院でも大和総合病院ぐらいの退職者が妥当だろうと、光がちょっと多いかなと私は考えているんですが、そのところ何か分析か何かされていますか。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院は210床ありますけども、大体1年間の看護師の退職人数を10名と見込んでいます。自治体病院の多くの同じような規模のところは、大体同じように動いていると思っています。

最近の傾向としましては、若年層というか卒業1年、2年、3年の辺りが多いかなと。近隣の同じようなところもありまして、ただ、近隣で退職して近隣の病院に務めるかといったら、なかなかそうでもない状況が見えたりします。やっぱり若い方は都会に出られるのかと思います。魅力ある病院作りに努めればどうにかかなと思っています。

○大田委員

光総合病院も今後とも看護師さんを獲得されて、医師も獲得されて魅力ある病院、患者さんがようけ来るちゅうような病人が多いということではいけんことではあるんですが、頼りになる病院を目指して、今後とも頑張って健全経営よろしく申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第7号 令和3年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説：明 原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○大田委員

予算書の4ページ、事業外収益の補助金、一般会計補助金がこのたび1,981万3,000円、一般会計からの操出金で「まほろば」ありがたいことに、この操出金のおかげで赤字予算を組んで済んでよかったと思うんですが、今後ともそれを当てにして計算するようになるんですか。

○小田大和総合病院事務部長

「まほろば」としましては、予算で認められたものについては、この先もお願いしたいと考えております。

以上です。

○大田委員

私は補正予算でも空調機の予算を操出金で見てもらって、大変、「まほろば」としてはありがたかったと思うんですけど、今後ともいろんな収益に関しては通所型利用収益なんかを上げていかなくちゃいけないんでしょうが、それでもちょっと足りないところを一般会計補助金として、今後とも見てもらうて、長年に続いて「まほろば」をやっていつてもらって私としてはそう願っておるんですが、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第14号 光市障害者（児）地域支援施設条例を廃止する条例

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第15号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

こんにちは。今回は料金改定の期であって8期の計画ということですので。私も今回、一般質問でいろいろ質問しました。この予算委員会でも重ねて質問していきたいんですが、介護保険はいつからどのようなもとに始まったのかというところをお願いします。

○福原高齢者支援課長

介護保険につきましては、平成12年、西暦2000年4月から始まりました。その趣旨としましては、今後の高齢化や介護需要の増加を鑑みまして、制度の安定化と財政基盤の強化を見込んで、措置でありました福祉サービスから社会保障制度、あえて言えば、介護保険の場合は契約制度への転換が図られたものと認識しております。

○田邊委員

介護保険は私も度重なる質問で平成12年、2000年から今回で8期目ということですので、介護保険料は月額保険料の基準値が5,421円に本市においては決まるということですので。

改めて聞きますけれど、第1期光市の保険料基準額と第7期の光市の保険料基準額について、その基準金額の伸び率についてお願いします。

○福原高齢者支援課長

お尋ねの第1期の光市の保険料基準額は2,827円です。それに対して第7期の保険料基準額は5,127円で、伸び率としましては約1.8倍の上昇となっております。

○田邊委員

今聞いただけでも20年余りで光市の介護保険料の基準額が約1.8倍に伸びたということです。これは高いというのか、安いというのかというのはいろいろな意見もありますが、今回この第8期の5,421円についての比較するデータがないので、なかなか難しい。

国の平均値は示されていると思うんですけど、第1期の全国平均と第7期の全国平均の額も重ねてお願いします。また、伸び率についてもお願いします。

○福原高齢者支援課長

第1期の全国平均の保険料基準額は2,911円で、第7期の全国平均の保険料基準額は5,869円、よって約2倍の上昇となっております。

○田邊委員

第1期の全国保険料基準額が2,911円に対し、光市は2,827円、第7期で全国の平均保険料は5,869円ですか。

○福原高齢者支援課長

間違いありません。

○田邊委員

光市は第7期が5,127円と。光市は全国的には低いというところは、私は十分納得しているんですけど、これも光市が介護の保険財政において円滑に今まで運営されてきたということも評価できます。

しかし、この保険料が上がり続けているということのこの理由は何かということなんですけれど、これを抑制する方法、またこの介護保険料の段階区分、細分化です。今、光市は11段階、これを細分化したら解消ができるのかというところの見解をお願いしたいと。全国では21とか20ぐらいの細分化にしてあるところがあるんですけど、その辺りを検討したことはありますか。

○福原高齢者支援課長

まず1点目の御質問の保険料が増加する理由ということですが、保険料を負担する65歳以上の第1号被保険者が今減少しております。その一方、介護需要が高まる75歳以上の後期高齢者が増えておりますので、介護保険料が増える要因としてはそこが一番かと思っております。

もう1点、保険料段階区分の細分化という御提案をしていただきましたが、国の示す

所得段階区分は9段階です。先ほど委員から21か20ぐらいの段階もあるとおっしゃられましたけれど、国の示す基準が9段階で、本市につきましては、さらにそれを細分化して11段階としております。このたび、議案第15号を提案させていただきましたが、所得の低い方への保険料軽減策、第1段階から第3段階の方について額の軽減を考えておりますので、さらなる細分化ということにつきましては検討しておりません。

以上です。

○田邊委員

細分化の検討は7期から8期に変わるのについてはしていないというところは、仮にこの11段階が12段階になったらどうなるとか、13段階になったらどうなるのかというシミュレーション、そういったものはしていないということですか。

○福原高齢者支援課長

シミュレーションはしたことはあるのですが、光市の場合、今の被保険者数が約1万8,000人いらっしゃいまして、第1段階から第3段階までの方では約5,000人です。9段階から11段階までの方を合計すると800人程度ですので、例えば段階区分を増やす意義がどこにあるかといいますと、所得の高い方の階層を増やして、それを所得の低い方の保険料に充当していくというのが趣旨になっておりますが、光市の場合、比較的所得の高い方が約800人で低い方の5,000人に比べて随分少なく、逆に段階を増やしてもそれほど効果が得られないというのが、内部シミュレーション結果であり、内部協議した結果です。

○田邊委員

一般質問でも質疑しましたけれど、仮に要介護3で特別養護老人ホームの個室に入所した場合、年金収入10万円できりぎりの状況であるという、今回のその問題点について、やはり1万円ぐらいしか余らないよと部長答弁もされたんですけど、その辺りの認識は当局としてはありますか。

○福原高齢者支援課長

先般の一般質問の金額的に苦しくないかということで、部長は一定の条件を要介護3でと示されて答弁しました。9万円程度自己負担額が発生するというので、金銭的には現在の収入では入所生活ができるぎりぎりのラインということで聞いておりますし、こういった方に関しては、私どもがこのたび議案第15号で提案しております1から3の段階の方が多いですので、そういった方に対して軽減をさせていただこうというのがこの議案のもう一つの趣旨でございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。今回、第8期で介護保険料の保険料基準が月額294円増の5,421円に改

正すると。私も言ったように、年収が少ない人については本当に大変厳しい状況になるというところで、いわゆるはみ出した部分が自費になる介護保険制度になりますので、そういったものを今後も気をつけてくださいね。よろしくお願いします。

以上です。

討 論

○田邊委員

議案第15号光市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の意見を述べさせていただきます。

第7期の全国平均保険料5,869円に対して、光市の第7期は5,127円で、光市において全国の平均よりは安い保険料であるところは、一定の理解は示すものの、保険料が上がり続けている現状において、今回の第8期の介護保険料の月額保険料基準額が5,421円という議案が上程されております。

今後、介護需要が高まる後期高齢者の増加、また保険料を負担する第1号被保険者の減少など、またさらに厳しい事情が予想されます。この介護保険料の上昇を抑制するためには、やはり私の考えでは市から県に、県から国に求める国庫負担金の割合を現行の25%から35%に引き上げ、国の責任において行うべきであります。

現行のままで、こういった保険料上昇の議案の上程には、私は賛成ができないという反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

④議案第16号 光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第17号 光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第18号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第19号 光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑧議案第1号 令和3年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

予算書117ページ、生活困窮者自立支援事業、ここで1,317万6千円、先ほどの説明で

社協の職員を1名、約430万円の増加で自立相談支援事業等委託料としてという説明がありました。これはここに携わる方が1名増えて合計3人になったという認識なんですか、お教えてください。

○山根福祉総務課長

職員的には、正職員3人で2人役と、臨時職員1人という形で対応したいと考えております。

○清水委員

はい、分かりました。じゃあ、この光市当初予算案の概要のところで見直しもあった、充実したと。24ページに載っておったので、どういった内容かと思ったんですけど、単純に人が増えたという認識で間違いないということですよ。

○山根福祉総務課長

人員が増えたものと家計改善の相談を新規に始めさせていただき費用が入っております。

○清水委員

はい、分かりました。理解いたしました。

○田邊委員

こんにちは。予算書118ページをお願いします。民生費・扶助費・生活保護扶助事業費6億9,065万円について、これは先ほども説明があった前年度と同額の予算であるということで、実態は327世帯が318世帯に減ったりしたということで同額の予算ということなんですけれど、国庫支出金5億2,000万円、また一般財源1億7,059万円と、まずはこの同額に至った詳細な積算の根拠をお願いします。

○山根福祉総務課長

先ほどの説明の中でも触れさせていただきましたが、本市の生活保護の状況につきましては、昨今のコロナ禍におきましても減少傾向が続いております。生活扶助につきましては、その影響を反映し減額を見込んでおりますが、特に医療扶助につきましては医療の高度化、介護扶助につきましては被保護者の高齢化の進展により、増額を見込んでの予算計上としております。

国・県の支出金についても触れさせていただいたほうがよろしゅうございますか。

○田邊委員

お願いします。

○山根福祉総務課長

扶助費に関する国・県支出金につきましては、基本的には国が4分の3を負担しますので、予算書21ページの下から2段目にあります、第1目「民生費国庫負担金」の第5節「生活保護費負担金」5億1,798万7,000円と、もう1点、居住地がないか、明らかでない被保護者に市が支弁した保護費等につきましては、残りの4分の1を都道府県が負担することとされておりますので、予算書の25ページ、中段に第1目「民生費県負担金」の第4節「生活保護費負担金」206万4,000円の合算を計上しておりますのでございます。

一般財源につきましては、その差額を計上しております。

以上でございます。

○田邊委員

一般財源については交付税措置というところはどのなんですか。

○山根福祉総務課長

一般財源部分の交付税措置は、生活保護費につきましては4分の3を国が負担するところまででございます。

○田邊委員

私が言った一般財源1億7,059万円は、市の一般財源からという予算で組んだということですね。はい、分かりました。

生活保護については、先般の参議院予算委員会で生活保護の扶養義務者調査について取り上げられましたが、国会ではこういった答弁が行われたかという内容を所管では恐らく分かっていると思うんですけど、その辺りをお願いします。

○山根福祉総務課長

各種メディア等において報道されておりましたので、生活保護の申請に扶養義務者調査がためらいとなっておるということであったかと認識をしております。

○田邊委員

コロナ禍においては、生活保護の率が増えていないのが現状であるというところを私は触れておきたいと。しかし、コロナ禍において国のほうでは、最後は生活保護がある、最後のセーフティネットという議論がなされたといったものを理解してもらいたい。

そして、最後のセーフティネットの役割を生活保護が果たしているというところを光市においては、どのような扶養義務者調査を今まで行っていたかというところをお聞かせください。

○山根福祉総務課長

生活保護制度における扶養義務者調査につきましては、生活保護法及び同法施行規則におきまして、民法の規定による扶養義務者の履行について確認するよう決められてお

ります。

光市におきましても、生活保護法等にのっとり、適切に調査を実施しておるところで
ございます。

○田邊委員

はい、分かりました。民法にのっとり適切に調査は行ってきたというのは分かりま
した。しかし、どのような場合はその調査を行わなかったかというところをお答えくだ
さい。

○山根福祉総務課長

光市におきましては、生活保護法施行規則に基づいて調査をしておりますが、例えば
でございますが、DV等の加害者とされる扶養義務者であったり、住民票上の住所に居
住実態がない方などについては調査をしていない状況でございます。

○委員長

田邊委員、予算審議なので過去のことではなくて、これからの予算のことを聞くよう
によろしくお願いいたします。

○田邊委員

はい。これからの今からつながるんですよ。よろしくお願いいたします。

○委員長

はい。お願いします。

○田邊委員

分かりました、その辺りのところは。そういったものが問題になっているというところ
です。

この予算が同額という根拠、新型コロナウイルス感染症拡大の現状、そして昨年の日
本経済が落ちて雇い止めなり、何なりあった影響が、今後、出てくるんじゃないかとい
うところの予算かどうかということが知りたいわけなんですよ、昨年の実績によってこの
金額が出たというのじゃなくて、コロナ禍でこれからまだ引っぱられるよというところ
においてのこの生活保護の予算かというところ、お願いします。

○山根福祉総務課長

先般の委員会で補正予算の説明でも触れさせていただきましたが、前年度の扶助費等
で減額補正をした上でも、なお精算返納しておる状況でございますので、相当額の余裕
は見ておりますことから相応の対応はできるものと考えております。

○田邊委員

分かりました、そこまで言われるんなら。私も分かりました。今後よろしく。
お願いします、

○大田委員

89ページの社協の補助金4,924万4,000円、もう少し詳しくお願いしたいんですが。

○山根福祉総務課長

社協の補助金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、基本的に人件費を中心に補助を行っているものでございまして、今回、前年比減額とはなっておりますが、職員体制の整備を中心に進めてさせていただきたいと考えておりまして、令和2年度、正職員7名、嘱託職員5名、フルタイム臨時4名、パート臨時11名の計27名で対応しておりましたが、令和3年度におきましては、正職員を9名、嘱託職員を4名、フルタイム臨時を1名、パート臨時を8名の計22名で、職員計は減りますが、正職員の充実で対応させていただきたいと考えております。

○大田委員

正職員を2人増やしておるから、フルに活動できるから22人でできますよ、という考えでおられるということの解釈でよろしゅうございますか。

○山根福祉総務課長

はい。その解釈で結構でございます。

○大田委員

はい、了解しました。

その次の91ページ、一番下の段の放課後等デイサービス給付費7,700万円で920万円の増と言われましたが、そのこのところをもう少し詳しくお願いしたいと思うんですが。

○山根福祉総務課長

放課後等デイサービス給付費につきましては、障害のある通学中の児童に放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業でございます。市内に今、5か所の事業所がございますので、そちらに対する給付費でございます。

○大田委員

ですから、放課後等という障害者の自立支援のことでもありますので、児童ということで一応、通学児を考えておられるんだろうと思うんですが、小学校1年生から中学校3年生ぐらいまでの人間で大体どのくらい通っておられるんですかね。

○山根福祉総務課長

児童でございますので、18歳まで、令和3年度では91人の利用を見込んでおります。

○大田委員

18歳までというから、高校3年卒業時までちゅうことでよろしゅうございますね。

○山根福祉総務課長

はい。その認識で結構でございます。

○大田委員

今、市内の5か所に91人が通っておられると。それは学校からその施設までは自分で行くようにされているんですか。それとも施設が迎えに行くようにされているんですか。

○山根福祉総務課長

これは事業所によって対応が異なりますけれども、総合支援学校に通われていらっしゃる児童が多いものですから、例えば最寄りのバス停まで総合支援学校のバスで送迎をされて、そのバス停まで施設の方が迎えに行かれるなど、送迎をされていらっしゃる事業所もございます。それぞれ対応されていらっしゃるように聞いております。

○大田委員

普通の授業のときにはそれでよろしゅうございますが、長期休暇というのがあると思うんですが、そういう場合も活動されているわけですか。

○山根福祉総務課長

違うサービスを使われていらっしゃるかもしれませんが、そういう場合も活動されていらっしゃると思います。

○委員長

長期休暇のときのサービスですね。

○山根福祉総務課長

はい。長期休暇のときも事業所のほうで対応は可能でございます。

○大田委員

そのときには朝から夕方までと考えてよろしゅうございますか。それとも授業が終わる2時か3時頃からか、5時か6時ぐらまでちゅうわけですか。

○山根福祉総務課長

長期休暇中は朝から対応されております。

○大田委員

はい。よろしく。せっかくこういうふうにつくってやっておられるんで、それをずうっと伸ばして行って今後ともやってもらいたいと思います。

93ページの日中一時支援給付費というのが580万円とあるんですが、その説明をもう少し。私の聞き忘れかも分かりませんが。

○委員長

93ページの真ん中ちょっと下ぐらいのところですかね。

○山根福祉総務課長

日中一時支援給付費でございますが、養護者が不在等で一人で長時間過ごすことができない障害を有する人の日中の支援を行うものでございまして、泊まりは伴わないものでございます。

○大田委員

それで今先ほど質問させていただいた、91ページの放課後等デイサービス給付費と日中一時支援給付費、これは児童じゃなくて成人ですかね。

○山根福祉総務課長

こちらを対象は同様でございます。障害児も障害者も併せてでございます。

○大田委員

障害者も障害児も併せてやるということは、これも市内5か所でやるわけですか。それとも、これはまた別のところで……。障害児は5施設でやるんじゃないと思うんですが、障害者に対してはどこで預かるんですか。

○山根福祉総務課長

こちらの施設名は、サルビアの家、虹のかけ橋、ひかり苑、ひなたぼっこ、デイジーという5か所で対応していただいております。

○大田委員

ということは、91ページ、放課後等デイサービスという給付費と日中一時支援給付費、同じように……。全く同じと。障害者が入っちゃうか、入っちゃうだけの違いですか。

○山根福祉総務課長

基本的には児童が中心になりますので、同じ5施設でやっていただいております。

○大田委員

いや、91ページのところで、長期休業者のことも朝から夕方まで長期に学校をやらないときには預かってもらえるという答弁じゃったと思うんですよ。日中一時支援給付費の580万円も、これは今、長期休業のときのことを障害児に対しては……。同じこと。違うんですか。ちょっとそここのところが私、重なっておるんですが。

○山根福祉総務課長

日中一時支援のほうは、どちらかというと急に、突発的にお願いしたいとか、そういう対応が中心になっております。

○大田委員

だから。

○山根福祉総務課長

放課後等デイサービスのほうは、ある程度決まった時間帯での対応でございます。

○大田委員

だから、日中一時支援ちゅうのは、ぱっと預かってほしいというのを預かると。それで、放課後等デイサービスは、常時来てくださるのを預かるという解釈でよろしゅうございますね。

○山根福祉総務課長

はい。おおむね、そのような解釈で結構でございます。

○大田委員

それと119ページの生活困窮者自立支援事業で、住居確保給付金というのがあるんですが、これは43万2,000円ですが、すみません、御説明を。

○山根福祉総務課長

住宅確保給付金につきましては、離職または自営業の廃業により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または住宅を喪失するおそれのある方に対しまして、家賃相当分の住宅確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うという事業でございます。

先般の委員会でもお伝えをさせていただいたと思いますが、現時点で住宅確保給付金の支給を受けていらっしゃる方は、光市内ではお二人で、この数に変更はございません。

○大田委員

はい、了解しました。

それから、ずうっと下に行って生活保護扶助事業の中に施設事務費3,900万円というのがあるんですが。

○山根福祉総務課長

施設事務費につきましては、生活保護施設でございます救護所に対する施設事務費を負担しておりますのでございます。

○大田委員

救護所というと、石城苑と考えてよろしゅうございますか。

○山根福祉総務課長

光市が措置した方で、石城苑もいらっしゃいますし、周防大島町の愛和苑、山口市の聖和苑などに分かれて入所されていらっしゃいますので、それぞれ負担をさせていただいております。

○大田委員

だから、他市へ行かれても、その施設事務費を光市が負担をしておるといふことの解釈でよろしいですね。

○田邊委員

予算書101ページの三島温泉健康交流施設管理運営事業、工事請負費360万円、ポンプを3年に一度というところなんですけれど、何回目のポンプの更新ですか。

○山根福祉総務課長

3年に一度で、3回目に当たります。

○田邊委員

前は同じ値段ですか。

○山根福祉総務課長

正確な額は手元にはございませんが、1回目、2回目、3回目で少しずつ費用が高騰しておったように記憶しております。

○田邊委員

このポンプは何基ありますか、1基ですか。3年に一度の更新のポンプの基数。

○山根福祉総務課長

1基でございます。

○田邊委員

その3年ごとの修理・更新をすると。どこが悪いのかな、これは。

○山根福祉総務課長

ナトリウム・カルシウム泉で、塩分を含んでおりますので劣化が早いというところが1点と、ポンプが止まってしまうと営業を停止しなくてはならないものですから、3年に一度、定期的に更新をさせていただいておるところです。

○田邊委員

その3年に一度更新するのは分かるんです。もっと耐久性が延びたりといった考えはないんですか。

○山根福祉総務課長

ポンプの業者とも連携しておりますし、部品的なものでは、例えばステンレスではなくチタンなども使わせていただいたり、いろいろ部品交換を頻繁に行ったりしておりますが、それでも3年に一度更新をさせていただけたらと考えております。

○田邊委員

そういった努力を今後もやってもらいたいとお願いしたいと、あわせて問題点を突き詰めて更新時期を延ばして予算をかけないようにお願いします。

○仲山委員

予算書91ページ、海浜荘管理運営事業の解体設計委託料。福祉目的の建物としての用途はなくなり、建物も老朽化していることで解体と先ほど伺いました。

立地が特殊なのであれなんですけれども、解体後の活用の際に更地になって——あそこは市街化調整区域と聞いていますので、その辺りで影響がないか心配はしておるんですけれども、解体してしまっても何か条件が変わるようなことがないか、その辺りは確認をされたのかどうかということをお願いします。

○山根福祉総務課長

解体後、福祉保健部所管では今後の利用予定はございませんので、跡地利用については全く未定という大前提の上で、昭和37年建築で老朽化もしておりますので、解体を進めさせていただきたいと考えておりますが、その後は関係部署と協議をさせていただき、またいろんな形でお示しをさせていただければと考えております。

○仲山委員

事情は大体分かりました。市の財産として土地があることになりますので、今後の利活用を考えられることになるかと思うので、その辺りは慎重さが要るかもしれないので確認をして進めていただければと思います。

以上です。

討 論：なし

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

97ページの緑化事業3,636万5,000円、作業従事者の事業費という御説明じゃったんですが、何人ぐらいで、どことどこをやりよるというのが分かったら教えてください。

○福原高齢者支援課長

この予算の関係で申しますと、人数は作業従事者58人でございます。58人が場所として、現在、市内9か所を作業場所としております。

浅江地区で3か所、光駅前と西河原と浅江通り、島田・三島地区で2か所、市民ホールと今増公園、光井地区で2か所、光井の西と光井の東、室積地区で2か所、室積新開とみたら公園になります。

以上です。

○大田委員

これは今58人でやっておられると言われたんですが、これが定員になるわけですかね。

○福原高齢者支援課長

定員につきましては67人ございまして、このたびは作業を58人で計算しているということでございます。

○大田委員

それで今9か所をお聞きしたんですが、旧光市内なっていると感じたんですが、実際に働いておられる58人に対して、9か所はその近くの人で賄っておられるんですかね。

○福原高齢者支援課長

作業をしていらっしゃる方のうち、大和地区にお住まいの方もいらっしゃいますので、必ずしも近くというわけではございません。車両等でその場所へ行くケースもございません。

○大田委員

大和地区からも来ておられると言われたんですが、この高齢者福祉対策事業を行う場所は大和地区にはないんですかね。

○福原高齢者支援課長
大和地区にはございません。

○大田委員
それは何か理由があるんですかね。

○福原高齢者支援課長
高齢者福祉対策事業につきましては、平成16年度、合併以前の旧光市の事業の継続でありまして、大和地区の公園等の除草につきましては、業務委託等により適正に管理されていると認識しております。

場所の選定につきましては、その他の場所につきましても各所管課との協議で選定し、高齢者支援課としては、あくまでも低所得者の就労の場の提供という形になっておりますので、大和地区は剪定してなかったということになります。

○大田委員
今まで大和地区にはなかったというんですが、大和スポーツ公園も高齢者の就労支援があってもよかったんじゃないかなと思っておるんですが、今のところはないということで、それは了解いたしました。

それから、その下の介護施設等整備補助金1億2,992万円、今たしか県支出が100%のような、これはどこに使われるんでしょうか。

○福原高齢者支援課長
このたびの予算で要求しております介護施設等開設準備経費補助金及び介護施設等整備補助金につきましては、光富士白苑が光ヶ丘に地域密着型特別養護老人ホーム29床を造る予定にしておりますので、それに対する補助金でございます。

○大田委員
これは29床やったら、それに対するやっぱり雇入れがあるから、よいと考えたほうがよろしゅうございますかね。

○福原高齢者支援課長
雇用の確保等もありますので、そういった側面ではよろしいのではないかと思います。

○大田委員
よろしく申し上げます。終わります。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○田邊委員

予算書の109ページの説明欄の上から7段目、ひとり親家庭等福祉支援事業について、前年度は事業の中にひとり親家庭新入学児童学用品給付費72万円というのが予算に組み込まれておりました。本年度については、このひとり親家庭新入学児童学用品給付費はどこかの項目に入ったのか、それともどうなったのか、いきさつなどをお願いします。

○西村子ども家庭課長

御質問のひとり親家庭等新入学児童祝い金支給事業について御説明いたします。

本事業は、ひとり親家庭の経済的支援の充実ということで小学校入学時にランドセルを寄贈しておりました。しかしながら、4点の理由で今年度をもちまして廃止ということにさせていただきました。

1点目が、新入学児童の就学援助の充実ということで、就学援助が2月末に支給されることになりましたので、入学準備ができるという点、2点目がひとり親家庭への経済的支援の充実ということで児童扶養手当の所得制限額の改定や手当の支払い回数が令和元年11月から、年3回から年6回に変更になったということで計画的に支出が考えられるということ、また乳幼児医療助成制度の所得制限の撤廃等が令和2年8月からスタートしております。

3点目が、ひとり親家庭の意識の変化でございます。市が支給するものは、やはり税金を使っておりますので、安価なランドセルとなります。現在、ランドセル市場の変化で色味とか、高価なものとかいろいろあるんですけども、こちらに来られた場合に、これだったら要らないといったようなケースが非常に見られて、なかなか今の時代にそぐわないという点がございます。

4点目が、先ほどもちょっと話しましたが、ランドセル市場の変化ということでランドセルがオーダーメイド品とか高額化していることから、なかなかもう時代にはそぐわないということで廃止させていただきました。

以上です。

○田邊委員

数点のいろいろな理由を基に今回廃止したというところ、納得いたしました。

もう1点お願いします。

予算書112ページ、保育所運営費の所、国庫支出金954万1,000円とありますが、前年度はこれは618万4,000円でありました。この増額に至ったその要因についてお願いします。

○西村子ども家庭課長

こちらの国庫支出金は公立保育所に対する国及び県の補助金でございます。今回の増加理由としては主に2点ありまして、1点目がコロナ対策の補助金が95万円ほど新規に増額しております。2点目が一時預かり事業を公立も実施しております、こちらの国

の単価が1園当たりおおむね100万円ぐらい増加しておりますので、これが150万円程度増加したというのが主な要因でございます。

○田邊委員

増加の要因を2点、コロナといわゆる単価が上がったというところ、分かりました。以上です。

○大田委員

107ページの説明欄の上から産前産後サポート派遣事業委託93万2,000円、産後のことでちょっと説明があったと思うんですが、すみませんがもう一遍詳しくお願いしたいと思いますが。

○西村子ども家庭課長

こちらは産前産後の妊婦さんが出産後とかに不安になったときに直接、家庭に訪問介護事業所からヘルパーを派遣しまして、育児相談や家事支援、などを行うものでございます。

○大田委員

妊婦さんが産後、不安になったから、市のほうから派遣する事業ということでございますかね。もう一遍、すみません。

○西村子ども家庭課長

不安であるとかそういった申出があった場合に、まず職員とその介護事業所の方と一緒に伺いまして、どういったことが不安か、例えば赤ちゃん沐浴するのに手伝ってほしいとか、あるいは家を掃除してほしいとか、ニーズをいろいろお聞きしまして、その方に合った支援をしていくという制度でございます。

○大田委員

93万2,000円とあんまり高くはないと思うんですけど、何人ぐらいで何日ぐらい派遣になるのか。

○西村子ども家庭課長

年間12人で15回程度を見込んでおります。

○大田委員

これは昨年よりも多いんですか、少ないんですか。12人といったら何か少ないような気がするんですが。

○西村子ども家庭課長

昨年10月からこの制度を開始しまして、1月末現在で5の方が利用されております。以上でございます。

○大田委員

了解しました。できるだけ産前産後の面倒を見てやってほしいと思っております。

それからずっと下がって、乳幼児医療費と子ども医療費、このたび全廃でこれだけになったんですが、もう少しちょっと詳しくお願いしたいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

子ども医療費のほうですが、所得制限の撤廃を、今まで就学前までとしておりましたけども、令和3年8月診療分から中学校3年生までの所得制限を撤廃するものでございます。これによりまして、市長も申しましたとおり、県下トップクラスの医療の助成制度ということになります。

ちなみに県下の状況を申しますと、現在、中学校卒業までを無償にしておりますのが、萩、長門、下関、岩国でございます。

以上です。

○大田委員

どのぐらいの人数を見込んでおられるんですか。

○西村子ども家庭課長

子ども医療費、小学生から中学校3年生までで全体で4,020人、今回の拡充分を2,000人と見込んでおります。

○大田委員

せっかくええ予算をつけられたので、今後も一生懸命、子供さん、子育てのために一生懸命使うように頑張ってもらいたいと願っております。

それから、109ページの下の方のひとり親家庭医療費が2,487万6,000円ついているんですが、そこをもう少し詳しくお願いしたいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

こちらのひとり親家庭医療費助成事業は県制度でございまして、県2分の1の補助でございまして。こちらが18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している母、または父、その子に対して医療費の自己負担分を無料にするものでございます。こちらのほうは所得制限がございまして、住民税所得割非課税世帯が対象となっております。こちらは600人を見込んでおります。

以上です。

○大田委員

だから先ほどお聞きした子ども医療費に引き続き……、18歳以下と言うちゃったですね。

○西村子ども家庭課長

ゼロ歳から18歳までの児童とその親でございます。

○大田委員

その1年間と言うちゃったですよ、答弁。

じゃけ、そのひとり親家庭の医療費を、非課税のひとり親家庭の600人を見るために2,487万6,000円つけちよると、そういうことで。

○西村子ども家庭課長

そのとおりでございます。

○大田委員

了解しました。

それと次の111ページですか、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費420万円、これは市立と私立があるんですが、それで全部賄えるということでございますか。

○西村子ども家庭課長

こちらの保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業420万円は、私立保育所と病児保育に対する補助金でございます。公立のほうは別途、保育所運営費用のほうに入っております。

以上です。

○大田委員

この420万円の幼児の感染症対策事業ちゅうのは、どのような事業なんですか。ちょっとすみませんが、内容を。

○西村子ども家庭課長

こちらは消毒液等の購入など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な費用を補助するものでございます。

○大田委員

じゃから、それは何園あるんですか。

○西村子ども家庭課長

7園と病児保育の施設1施設でございます。

○大田委員

コロナが広がらないようにそういうなのをつけて今後もやっていかれるということで、よろしくをお願いします。

それから、その9行下ですかね、施設型給付費というのがあるんですよね。そのもう一つ下の地域型保育給付費、これが2億9,700万円と380万円になっておるんですが、そのこのところをもう一遍、ちょっと詳しく教えてほしいんですがね。

○西村子ども家庭課長

まず、施設型給付費でございますが、市内の私立幼稚園、認定こども園、5園等に対しまして給付費を払うものでございます。その下の地域型保育事業給付費といいますのは、小規模保育事業所といたしまして19人以下の子どもたちを保育する施設でございますが、市内にはございません。

以上でございます。

○大田委員

今、市内にはございませんと言われたのに300万円ついちよるのは、光市の人がよくそのところに通っているからそれに対する給付という考えでよろしゅうございますかね。

○西村子ども家庭課長

ほかの保育園、幼稚園と同様、光市民の方が他市町の施設を利用した場合に支払う費用でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

これは光市以外に通っている方、何人ぐらいおられるか、把握しておられますか。

○西村子ども家庭課長

新年度は2人分を見込んでおります。

○大田委員

了解しました。その2つ下の子育てのための施設等利用給付事業において施設等利用費550万円ついているんですが、これはどういう目的で出されるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

こちらは、幼稚園が預かり保育をした場合の費用ですとか、認定外の保育所等への給付費、そういったものでございます。

○大田委員

今、認定外と言われたんですが、認定外の保育所ちゅうのはどのくらいあるんですか。何人くらい通っておられるんですか。

○西村子ども家庭課長

市内に1施設ございまして、6人ほど通っておられます。

○大田委員

了解しました。

以上。また、あれになったら後から聞きます。

説 明：田中健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 ～別紙

質 疑

○大田委員

言われた129ページからお聞きするんですが、65万4,000円のところでその他検診委託料で初めて検診の方は無料になるいうて言われたんですかね。

○田中健康増進課長

令和3年度は初めて検診応援事業といたしまして、各種検診の対象初年度となる年齢の方の自己負担額を無料にする計画としております。

○大田委員

すみません。その対象年齢というのは、65歳からですか。70歳からですか。60歳からですか。

○田中健康増進課長

それぞれの検診の対象初年度となる年齢となりますので、胃がん、前立腺がん検診は50歳、肺がん、大腸がん、乳がん検診は40歳、子宮頸がん検診は20歳となります。

○大田委員

その啓発運動ちゅうのはどういうふうにされているんですか。

○田中健康増進課長

新年度になりまして対象者の方には個別に通知をいたしますので、その個別通知で案内するとともに、がん検診ガイドを広報折り込みで全戸配布し、啓発を図る予定としております。

○大田委員

今の説明によると、初年度の人には全員、個人別に配達、郵便物が行くということで

よろしゅうございますね。

○田中健康増進課長

初年度の方のみではなく、対象の方全員に個別通知を発送する予定としております。また、その個別通知の中に初年度の方は自己負担額が無料という掲載をさせていただく予定としております。

○大田委員

それはありがたいことでございますが、そのところを大きく書いて分かりやすくしてほしいと思います。よろしくお願いします。

それから一番下の不妊不育治療補助金、所得制限を撤廃されたというふうに言われたんですが、そのこのところをもう一遍詳しくちょっと説明してもらえませんか。

○田中健康増進課長

一般不妊治療費助成事業及び不育治療費補助事業につきましては、令和3年度からこれまで設けておりました所得制限を撤廃して実施することとしております。そのため、一般不妊治療助成制度につきましては、所得制限撤廃分として3件、不育症治療費補助事業につきましては、所得制限撤廃分として1件の予算を計上しております。

○大田委員

この不妊不育治療ちゅうのは、子供を持ち得ない方が一生懸命子供を持ちたいと思ってやられると思うんですよ。それに対する一般的には割合知られているんですが、光市としてはどういうふうな啓発をされようとされていますか。

○田中健康増進課長

啓発に関しましては、市広報等の啓発に合わせて、医療機関の受診から治療につながるという場合がほとんどでございますので、医療機関と連携をして対象者が利用できるように啓発を図っていきたいと考えております。

○大田委員

啓発して治療が実りますようよろしくお願いいたしますね。

それから前に戻ってもらって、125ページ、予防接種事業のことなんですが、前から会計年度職員のところから費用弁償まで新型コロナウイルス関係の職員の手当というような説明であったんですが、もう少し、保健師さんが2人と事務員さんが1人、会計年度任用職員専門につけられるというふうに私はお聞きしたんですよ。その辺に対して91万6,000円というのはえらい安いような感じを覚えたのでちょっとお聞きするんですが、間違いはないですね。保健師さん、事務員さん、1人。

○田中健康増進課長

保健師2名、事務職員1名で間違いございません。事務職員の部分につきましては、パートという形になりますので、職員報酬のところが事務職員の報酬でございます。その1段下の会計年度職員給のところが保健師2名分の給与に当たる費用となっております。

以上です。

○大田委員

分かりました。

それから一番下の新型コロナウイルスワクチン接種委託料2億1,894万1,000円、9万6,440回分、2回で接種が終わるような計算でなったと思うんですが、接種開始は以前は3月の初め頃から医療関係分、それで4月の初めぐらい頃から65歳以上、接種されるようなことを言われて、今お聞きすると何か4月の終わり頃になりそうなというような説明をされたと思うんですが、そここのところをもう少し詳しく教えてもらいたいんですが。

○田中健康増進課長

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、全国的にワクチンの供給が大変ひっ迫しておりまして、当初、3月上旬に医療従事者等の接種、4月上旬に高齢者の接種を開始する予定でございましたが、その時期に接種できるワクチン供給は望めないという県のほうから正式に通知を頂いておりますので、計画を修正して市民の接種については4月下旬を見込んでいるところでございます。

○大田委員

ワクチンが来ないから駄目ですよという答弁じゃったと思うんですが、そこをうまく市民に言える言葉が何かないですかね。ただそれだけで啓発というような感じになるわけですかね。

○田中健康増進課長

ワクチン接種に関しましては、市民の関心がとても高いところがございますので、本市におきましては、1月25日にホームページにワクチン接種のページを開設してスケジュール等を市民のほうにお示ししてきたところでございますが、先ほども申しましたが、全国的なワクチン供給の逼迫という状況がございますので、ホームページのスケジュールについては、本日までに5回修正をかけて、随時市民の方に新しい情報を発信できるように努めているところでございます。

○大田委員

ぜひ一生懸命、市民の皆さんは期待されておられると思うんですよ、ワクチン受けられるということで。4月になったら受けられる、受けられると思っておられると思うんですよ。じゃけえそこんところを、皆さんに遅くなりましたというようなことを啓発しても

らいたいと思うんですが、それから接種を受けられる箇所が24か所プラスあえば一くで受けられるというふうに説明じゃったと思うんですが、多分、診療所じゃから民間診療所で受けるんじゃないと思うんですが、大和地区には大和総合病院しか、ある程度医療機関ないわけなんですけど、受けられないんですかね、そこでは。

○田中健康増進課長

今、24医療機関と先ほど御説明申し上げましたが、その医療機関名については、まだ公表しておりません。ただし、24医療機関ですので、市内ほぼ全地区の医療機関に御協力を頂いて、かかりつけ医で接種ができる体制をほぼ構築できているという状況でございます。

○大田委員

じゃから、大和地区には大和総合病院の1か所なんですよ。ほかの旧光地区には診療所がいっぱいあるんですが、そこんところは大和は期待してもよろしゅうございませぬかね。

○田中健康増進課長

各地域において医療機関で個別接種を受けていただける体制をほぼ構築できているという状況でございます。

○大田委員

なかなか、もっとはっきり答弁してもらいたかったんですが、各地区で受けられるということでございますね。だから大和でも受けられるというふうに受け取りました。よろしく願います。

それから131ページの上の段の未熟児養育医療給付費というふうに225万8,000円というふうにならうたってあるんですが、未熟児のときに2,000g以下とか何か説明があったと思うんですが……、すみません。間違えました。また後からします。

○田邊委員

がん検診等の事業費4,958万5,000円ですけど、前年度は5,415万1,000円だったと思うんですけど、今回、初めて検診応援とか、自己負担が無料となっていると思われるんですけど、令和2年度に対してかなりの減額にはなっておるんですけど、そのあたりの説明をお願いします。その中で通信運搬費と委託料について、令和2年度よりは落ちているんですけど、この積算した根拠をお願いします。

○田中健康増進課長

がん検診等事業について、令和2年度予算から減額した部分という御質問かと思いません。

まず、大きなものは委託料を減額しておりますが、委託料に関しては、令和2年度の

がん検診受診者がコロナウイルス禍の影響を受けて伸びておりませんので、その実績に基づいて委託料は減額としております。

また、通信運搬費の減額についてでございますが、こちらにつきましては、令和3年度よりがん検診の御案内に合わせて国民健康保険の特定健診の御案内を一体化して実施するということで変更しております。そのため、国民健康保険負担分を国民健康保険のほうが負担しますので、減額になっております。

以上です。

○田邊委員

コロナの影響でがん検診を受ける方が少なかったというところですね。分かりました。その上の健康増進事業についてなんですけど、令和2年度は通信運搬費の40万9,000円というのがあったんですけど、今年度は健康増進の事業のほうではそういった通信運搬費については要らないということでしょうか。

○田中健康増進課長

健康増進事業の通信運搬費についてでございますが、令和2年度は健康づくり推進計画の中間評価を行った関係でアンケート調査による通信運搬費がかかっております。今年度はそのアンケートがございませんので減額となっております。

○田邊委員

分かりました。

127ページに戻ってください。保健指導費、令和2年度会計年度職員がおられたと思われるんですけど、この時点で今年度は会計年度職員はいないというおとでよろしいでしょうか。

○田中健康増進課長

令和2年度は育休代替の保健師の会計年度任用職員がおりましたが、令和3年度はその費用は予算計上しておりません。

○田邊委員

分かりました。

以上です。

○木村委員

ちょっと1点だけ確認させてください。

今、予算書の125ページの新型コロナウイルスワクチン接種委託料のところ、先行委員の質問、丁寧な説明を頂きましてありがとうございます。予算議会でございますのでお尋ねをしたいところがあるんですけど、ワクチンの供給であるとか、国の方針とか様々なものが揺れ動いておりますのでなかなか示しづらいと思いますが、一般市民の方の接

種が終わるのをいつ頃と想定されて今動いていらっしゃるのでしょうか。

○田中健康増進課長

市民の接種の完了につきましては、当初の計画では8月末に2回接種を完了する予定としておりましたが、ワクチンの供給が見込めない状況でございまして、今のところ見込みが立てられないという状況になっております。その中で国のほうでは翌年度の2月28日までに接種実施を終了するという目安を示しておりますので、市民への啓発につきましても、2月28日接種実施期間終了ということのみをお示ししている状況でございませう。

○木村委員

大変答えづらいところだったと思いますが、ありがとうございます。

あともう1点なんです、この新型コロナウイルスに対しては、ワクチン接種というのは唯一の対抗手段ということで、大変関心が高いわけですが、これ限りなく100%近い接種を当局のほうではお望みだと思ひます。そうした中で体の御不自由な方、また医療施設に伺えないような方たちに対する対策は何かお考えでしょうか。

○田中健康増進課長

その対策についてでございませうが、光市医師会の御協力を頂きまして、施設入所者等につきましては、巡回接種という形で施設に出向いていただきて接種をする体制を今整備しているところだす。

また合わせてデイサービス利用者につきましても、その機会に接種できないかどうか調整を進めているところだございませう。

○木村委員

たまたまなんですけど、今朝、某大手新聞に民間のバスで、仕切りをつくって訪問するようなそういった記事も出ておりました。そういったことも当局でしっかりとお考え合わせいただき、市民の方が限りなく100%近く接種できるようなそのような体制を培っていただきたい、このように望みます。よろしくお願ひいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○早稲田委員

予算の概要の12ページの一番下、徘徊高齢者等見守りネットワーク事業のところ、QRコードつき見守りシールを配付というところがあるんですけども、1人当たり何枚なのかとか、どういう形で配付するのか等の説明をお願ひしたいと思ひます。

○福原高齢者支援課長

こちらは特別会計のほうの予算になりますので、後ほど御説明しますし、そのときに

審議、また質問していただければと思います。

○早稲田委員
すみません。

○大田委員
先ほどの未熟児のことを、すみません、よろしく申し上げます。

○西村子ども家庭課長
未熟児養育医療給付事業、131ページでございます。こちらの226万円は出生時体重が2,000g以下、または身体機能が未熟な状態で出生した新生児が受ける養育医療費でございます。これは国の制度でございまして、受給者を23人と見込んでおります。財源の負担割合は国2分の1、県4分の1でございます。
以上です。

○大田委員
これは要するに病院にかかった費用を国と市が負担してくれるという解釈でよろしゅうございますか。

○西村子ども家庭課長
高額になった場合に負担するものでございます。

○大田委員
了解しました。
それから127ページ、聞くのを忘れちゃったんですが、救急医療病院群輪番制病院運営事業負担776万2,000円が載っちゃうんですよ。これは周南医療圏か何かで負担するんだろうと思うんですが、そここのところの御説明ができればよろしく申し上げます。

○田中健康増進課長
救急医療病院群輪番制病院運営事業負担金につきましては、周南3市において協定を結んでおりまして、休日及び夜間の2次救急医療を輪番制で実施しようとするものでございます。

○大田委員
その内訳を、すみません。

○田中健康増進課長
負担分につきましては、均等割10%、人口割90%で負担分が決められております。

○大田委員

それで周南3市で休日宿直医療を診られると。周南3市ちゅうことは、周南市、光市、下松市だろうと思うんですが、そこでどういうふうな割合でその3市の病院が受け持つのかというのを教えてほしいんですが。

○田中健康増進課長

休日につきましては、5病院の輪番制となっております。こちらの5病院につきましては、徳山中央病院、徳山医師会病院、新南陽市民病院、周南記念病院、光総合病院でございます。

夜間につきましては、3病院の輪番制となっております。こちらの3病院につきましては、徳山中央病院、周南記念病院、新南陽市民病院となっております。

以上です。

○大田委員

となると、休日についても光が輪番で受け持つということをちらっと説明があったんですが、光総合病院は休日の中の5病院で診るというんで、だったら1日は完全に光総合病院が2次医療圏内で診ると解釈してよろしいんですか。

○田中健康増進課長

5病院で輪番制としておりますので、光総合病院で診られる日というのが年間何日かあるという形でございます。

○大田委員

月じゃなくて年間何日かあると、休日であると。そうなるとその年間何日かの中で光は救急でもし行こうとしたらその日は100%光総合病院が診てくれるんですか。

○田中健康増進課長

休日・夜間の輪番制ということで、一応病院はそういう形で決まっておりますが、搬送する方の症状や状態によっては、当番医以外のところに搬送せざるを得ないケースも出てくるということで認識しております。

○大田委員

いや、なぜかそういうことが起きるかということ、一般質問でも出たんですが、救急車は5分以内ぐらいで大体来ると。30分近くそこに停まって、病院を決めて着くのが30分ぐらいかかるから約1時間ぐらいかかると。ちょっとでも患者としては早いほうがいいから、光総合病院で1日でも診られる日があれば、そこへ全部搬送してもらうて診てもらえたらよかったんだなと思ってお聞きしたんです。そしたら、年間何日かがあると言われたので診てもらえるのかなと思ってお聞きしたんですが、それも病状によっては駄目ですよちゅうことでよろしゅうございますか。

○田中健康増進課長

そのとおりでございます。

○大田委員

はい、分かりました。

それと、133ページの大和保健センターの管理事業で58万2,000円出ておるんですよ。これ、大和総合病院も貸しておると思うんですが、その収入は、この歳入の中にどこに出ているんですか。

○田中健康増進課長

予算書の35ページの右側説明欄の3段目の一番下の電気使用料ということで、電気代を負担頂いております。

○大田委員

電気使用料6万9,000円ということですね。

○田中健康増進課長

そのとおりでございます。

○大田委員

たしか、これは、保育所に貸しちよったと思うんですが、その使用料というのは、同じ光市内への公立だから使用料は取らないという解釈なんですか。

○田中健康増進課長

大和総合病院に院内保育として利用していただいておりますが、行政財産使用申請により、毎年度使用許可を出します。その中で使用料については、光市行政財産使用料条例第3条第1項の規定に基づいて地方公共団体、その他公共団体が公共用に供するために使用するときということで減免、免除という形を取っております。

以上です。

○大田委員

減免、免除取って使用料がないということでございますが、この大和保健センター管理運営事業で、毎年毎年58万円ぐらいの予算を見ているんですが、大和病院の一部みたいになっているんですが、これを完全に大和総合病院に売却するというお考えはないのでしょうか。

○田中健康増進課長

大和保健センターにつきましては、今、大和総合病院の院内保育として利用しているのみでございます。それらの利用状況も踏まえて、大和総合病院への譲渡等について検

討しているところでございます。

○大田委員

売却じゃのうて譲渡ですか。多分こういうのがあったら、売却とかいうのも考えて、大分交渉されると思うんですがね。一般財産じゃなくて、大和総合病院、密接につながっちゃうから、譲渡よりも売却のほうが市にとってはええんじゃないかと思うわけですが、それを交渉してもらうて、こういう保健センターの管理運営事業58万2,000円、今後上がらないように売却を利益として載せてほしいと願っておりますので、よろしくお願いします。

それから、当初予算の概要についての24ページ、児童虐待DV対策等総合支援事業、新しく上がっている247万7,000円、この説明をすいませんがよろしくお願いしますと思います。

○山根福祉総務課長

先ほど、生活保護のほうで御説明をさせていただきました。予算書117ページ、この名目が出てきておりませんので、生活保護総務費、右側説明欄一番上の職員給与費等の2行目、5行目、9行目の会計年度任用職員に係る職員給、通勤手当、期末手当におきまして計上されておるところでございます。

内容につきましては、コロナ禍の拡大とともに、令和2年度において急激に、DVや児童虐待等の相談が増えております。その関係で、女性の警察経験者を想定しておりますが、婦人相談員を雇用して、家庭内で起こる各種問題の解決へ向けた効果的な支援をしたいという考えでこの事業を進めたいと考えておるところでございます。

○大田委員

これは、要するに、新しく相談員で女性の警察官OBを雇い入れて、その相談内容をお聞きして、それに対する補助、助成ちゅうか、相談したりして助言を与えるとかいう相談員の事業を新しく起こしたと、そういう解釈でよろしゅうございますか。

○山根福祉総務課長

おおむね、そのとおりでございます。DVにしても児童虐待につきましても、市の他部局、警察等との連携がどうしても重要になってまいりますので、そういう面からも警察OBでということを進めたいと考えておるところでございます。

○大田委員

了解しました。

○仲山委員

まず、125ページにコロナウイルスのワクチン接種委託料として上がっております。先ほどからお話伺いまして、ワクチン接種は順調にいつても8月末か、ちょっと厳しい

かという話で了解はいたしました。

これまで、コロナウイルスに対しての市民の生活上での心がけ等の行動について、市長メッセージとして、光市ではいろいろとお願いを市民にしてきているかと思えます。

コロナウイルスのワクチン接種がある程度効果を上げて沈静化という事態になってきたときには、また、行動のお願いの内容が変わってくるようなことがあるのか、その辺りのメッセージを出されるようなことが考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○市川市長

まだ何とも言えません。新型コロナウイルス感染症がどのような形で収束をするのか、あるいは、収束をしないのか、これもまだ分かりません。

国内でのワクチン製造も、武田薬品光工場でつくることを非常に期待しているわけですが、これも分かりません。分からないことばかりであります。

とにかく今は、ずっとやっている3密を避けてくださいね、マスクしてくださいね、手を洗ってくださいね、そして、できる限り新しい生活様態に慣れましょう、これをやりながら、私たちはワクチンを待ちましょうね、それが希望の光ですよねというところしか、今、私は言えないわけです。

そして、ワクチンを接種して集団的な免疫、抗体ができて変異株ができていますので、まだ何とも言うことができません。

今はとにかくワクチンを待つ、私たちは新しい生活様態に適応していきましょと。本当に基本的なことしか言えないわけですので、それを市民の皆様にもう一度訴えたいと思うわけでありませう。

以上であります。

○仲山委員

認識のほうも、とても納得のいく回答でありました。ありがとうございます。

あと数点、確認をさせていただきたいと思えます。

まず、概要の23ページ、介護助手普及推進事業というのがおります。もう少し詳しく事業概要、目的、最終的にどういうことを見据えているのかお伺いできればと思えます。

○福原高齢者支援課長

概要の23ページのほうで御説明させていただきます。

この事業につきましては、今後、人口構造の変化等によって現役世代の減少が見込まれていますことから、介護事業所における介護人材の確保がますます深刻になることが予想されております。

そうした中で、介護の専門職をサポートする職種である介護助手を市民に周知し、担い手の発掘、育成など、介護事業所の人材不足の解消を目指すものでございます。

予算額は33万7,000円としていますが、まず、周知方法といたしまして、募集チラシを広報に折込全戸配布をさせていただきます。この費用が印刷製本費含めて18万7,000円を予定しております。

そのほか、仕事体験ということで、介護助手に賛同する事業者を募りまして、仕事体験をメニュー化させていただき、介護助手に興味を持った市民の皆さんに二、三時間実労働体験をしていただくと、そうしたことに対して事業所から報酬を支払っていただきます。

この事業所が支払う報酬に対して市は補助するところをごさいますて、この補助金につきまして、時間給で829円をおおむね予定しておりますて、3時間程度3日間、人数で20人程度を予定して、予算額としては約15万円を予算計上しております。全額、保険者機能強化推進交付金10分の10で賄う予定で、予算額、歳出歳入ともに33万7,000円と予定しております。

以上です。

○仲山委員

この事業で市民に啓発し、体験をしていただき、発掘していくということでありませけど、この後、その方々が活動されていくのかと、そういう辺りについてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○福原高齢者支援課長

まず、1点目として、介護助手の方につきましては、現役を退かれた方を想定しておりますて、そういう方の新たな生きがいがありますとか、逆に、介護助手をされることによつて介護予防につながっていくことを大きな目標としておりますて、もう1点が事業所の人材不足の解消につなげて一挙両得ということになればと考えております。

以上です。

○仲山委員

ということは、市民の方がそういった体験や研修を通して、一定の能力を身につけていって、介護施設等で助手として活躍する。この助手というのは、特に資格があったりするんでしょうか。

○福原高齢者支援課長

資格は必要ないようになっております。

以上です。

○仲山委員

実質的に、助手として活動をされるというための能力を養っていただくということかと理解いたしました。これから先、大変重要になってくる事業かと思ひます。ぜひ効果が上がるように進めていただければと思ひます。

次に、予算書の105ページ下のほうです。子ども・子育て支援事業の中の子ども・子育て審議会委員報酬というのが上がっております。昨年よりも少し減っておるんですけど、人数が1人増えるような説明だったかと思ひうんですけども、回数だとか、子ど

も・子育て審議会の機能、その辺りも含めてちょっとお伺いできればと思います。

○西村子ども家庭課長

子ども・子育て審議会は、第2期子ども・子育て支援事業計画に関する途中経過を審査したり、計画に対する助言などを頂く法定計画に基づく審議会でございます。

こちらのほうで、今までは13人でしたが、昨年度14人ということで、この費用が出る方は1名増ということにしています。今まで2人だった公募を3人程度にしたいということです。

それで、予算がなぜ減額しているかといいますと、計画を令和2年度に作成しましたので、中間年ということで、3回やっておりました審議회를2回にすることにより減額になったものでございます。

以上です。

○仲山委員

公募委員が1名増えたと。大変いいことだと。公募の枠をつくって、応募があることを祈っておりますけれども。効果のある審議が行われればと思います。

次に、113ページ、児童福祉施設費のファミリーサポートセンター管理運営事業ですが、ファミリーサポートセンターもコロナ禍でなかなか難しい状況かとは思いますが、消耗品費のほうが増額になっております。この辺りの事情を確認させてください。

○西村子ども家庭課長

ファミリーサポートセンターの消耗品の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の補助金を活用いたしまして、会員用に配布用マスク、消毒液の購入、20万円が増額しております。

以上でございます。

○仲山委員

コロナウイルス対策、了解いたしました。

○田邊委員

1点だけお願いします。

予防接種事業の127ページの上から2番目、A I—O C Rシステム使用料、これは、人工知能を使つての読み込みシステムと思うんですけど、これは、コロナに特化したものですか。

○田中健康増進課長

こちらについては、新型コロナウイルスワクチン接種の台帳整備に係るものでございます。

○田邊委員

分かりました。

これ、光市は385万円ということなんですけど、これは、対象者とかそういったもので弾いた額なんですか。それとも、定額での金額ですか。下松市が幾らで。各自治体に対してこの金額なのか、それとも、その人数でとかいうところがあるんですか。

○田中健康増進課長

他市の状況は把握しておりませんが、こちらの内訳といたしましては、システム使用料と、光市の健康管理システムに台帳を整備しますので、そこに読み込むための改修のためのS Eの人件費等が含まれております。

○田邊委員

分かりました。

討 論

○田邊委員

議案第1号 令和3年度光市一般会計予算、福祉保健部所管について反対の意見を述べさせていただきます。

民生費、扶助費、生活保護扶助事業費6億9,065万円については、前年度と同額の予算であります。この予算については、先に質疑したように、生活困窮者への最後のセーフティネットとしての役割を果たさなければならない。

今、新型コロナウイルス感染拡大の現状を見据えた予算ではなくてはならないという点と、全国的に問題となった扶養照会について、生活保護の申請したことを知られたくないという理由で申請をためらう人が少なくない、こういったところの根拠になっていると。

民法上の扶養義務者の扶養が保護に優先すると定めた生活保護の規定ではありますが、これは、あくまで仕送りなどを受けた場合に、その分だけの扶助費を減らすとされており、保護を受ける上での要件ではないというところをここで押さえておきたいと。

扶養を求める範囲が、いわゆる同居してない兄弟、姉妹や祖父母まで及ぶのは日本独自のものです。2017年の厚生労働省の調査では、扶養照会をした約3.8万件のうち、金銭的な援助に結びついたのは600件にとどまっております。

先日も、この支援団体によって、申告者の意に反する照会をしないことなどを求めて、厚生労働省に提出したことについての耳を傾けるべきだと思います。

コロナ禍で、今、誰でも困窮に直面し得ることが明らかになった、そのときにすぐ受けられる生活保護の制度でなくてはならないと私は思いますので、令和3年度光市一般会計予算、福祉保健部所管分、生活保護扶助事業費6億9,065万円について、この新型コロナウイルス及び扶養義務のこの扶養照会の上でのこの制度をもう一度見直した上でのこの予算措置、予算の拡充をする点を指摘し反対とさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑨議案第3号 令和3年度光市介護保険特別会計予算

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○早稲田委員

予算の概要の12ページの徘徊高齢者等見守りネットワーク事業を具体的に教えてください。

○堺地域包括支援担当課長

徘徊高齢者等見守りネットワーク事業は、通称ひかり見守りネットというふうに言っておりますが、この事業の概要は、認知症により家に帰れなくなるおそれがある高齢者の情報を市に事前に登録していただき、地域での日常的な見守りの強化と行方不明時の早期発見、保護に向けた支援を行うものです。

具体的には、登録者には見守りグッズ、キーホルダーとミサンガを配布し、普段身につけていただくようにしていただきます。登録者の情報は警察や民生委員など、ひかり見守りチームに提供し、日常的な見守りをお願いしています。

行方不明になった場合は、家族が警察署へ届け出ていただき、警察から地域包括支援センターに依頼があれば介護事業者等の協力機関に情報を配信するとともに、メール配信サービスと防災行政無線により市民への協力を依頼するものです。

今回、令和3年度の拡充事業は、登録者のうち希望される方に登録者の情報が入ったQRコード付き見守りシールを見守りグッズに加えて配布をして、行方不明時の早期発見、保護の強化を目的とするものです。

以上です。

○早稲田委員

具体的に、シール何枚とか決まっているのでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長

配布するシールは、1人50枚と考えております。内訳といたしましては、アイロンで貼れるもので、服などに貼るもので、洗濯に耐える耐洗ラベルが40枚、杖やナイロン製品に添付し、夜間でも光る蓄光ラベル10枚を予定しております。

○早稲田委員

確認ですけど、キーホルダーとかに加えての配布ということでもよろしいんですか。

○堺地域包括支援担当課長

そのとおりでございます。

○早稲田委員

こういう方が今後増えると思われまので、逆に、もし私たちが発見した場合は、そのQRコードを届け出るといふか、それを読み取って連絡するといふ感じでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長

委員さんの言われるとおりに、もし気になる高齢者を見かけて、QRコードがついている方がいらっしゃいましたら、QRコードを読み取っていただきましたら、御本人さんのニックネームであったり、既往歴、対応方法など気をつけていただきたいところが見えるようになっております。それと併せて、本人を発見した場所とかいふのを掲示板機能を使いまして、登録している御家族の方に連絡が行くといふシステムになっておりますので、QRコードを読み取って、その辺の発見場所とかを送信していただいたら、御家族の方が保護できるという形になっております。

○早稲田委員

では、この制度はどういった感じで市民の方にお伝えする予定なんでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長

市民の方に対しての周知方法といたしましては、市ホームページ、市広報、あとは、出前講座とか認知症サポーター養成講座、認知症の講演会など、あらゆる機会を通じて周知をしていきたいと考えております。

○早稲田委員

よい制度だと思いますので、広く市民の方にお届けしていただければいいと思います。よろしく願いいたします。

○田邊委員

こんにちは。再度お聞きします。38ページをお願いします。

一番上、1行目、1款保険料、2行目、1項介護保険料について、前年度10億4,000万円、本年度は10億9,680万円であります。対前年度5,680万円の増額予算、これは、私、第1款、反対した、この第15条によります第8期の介護保険料月額保険料基準額5,421円の改正による影響でもありますかというところをお願いします。

○福原高齢者支援課長

月額保険料につきまして、第7期が5,127円だったものが、第8期では基準額で5,421円となっています。その影響によるものです。

○田邊委員

5,680万円のこの増額、率にして幾らになるでしょうか、お願いします。

○福原高齢者支援課長

率にして約5.5%のアップとなっております。

○田邊委員

5.5%の、率にして増額という考えでよろしいですか。

○福原高齢者支援課長

そうなります。

○田邊委員

分かりました。

○早稲田委員

特別会計予算書の57ページと、こちらの概要の24ページにあります成年後見制度利用促進体制整備事業について詳しく説明をお願いいたします。

○堺地域包括支援担当課長

成年後見制度利用促進体制整備事業は、国の指針に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた支援組織の検討や関係機関等の連携強化に取り組むもので、令和3年度中に、基本計画の策定、中核機関及び協議会の設置を目指すものでございます。

○早稲田委員

中核機関や協議会というのは具体的に名称とか分かれば教えてください。

○堺地域包括支援担当課長

中核機関、協議会の名称ということでございますが、中核機関は光市で設置する場合は光市中核機関になると考えておりますし、協議会のほうも、今、予定としては成年後見利用促進協議会というような名称を考えております。

○早稲田委員

予算書の57ページを見ると、この金額、普通旅費と書いてあるんですが、どこかに訪問したり、何か会議とかがあるのでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長

成年後見の普通旅費12万1,000円は、職員のスキルアップのために職員の研修費ということで、普通旅費で上げております。

○早稲田委員

研修費ということで理解いたしました。
以上です。

討 論

○田邊委員

議案第3号 光市介護保険特別会計予算について反対の意見を述べさせていただきます。

介護保険料が上がり続けている現状であります。議案第15号でも発言いたしましたが、今回8期の介護保険料の月額保険基準額が5,421円で、月294円の増額という議案も上程されました。また、介護保険料についても、5,680万円の影響が反映されておりますという回答でありました。

議案第3号の光市介護保険特別会計予算は、光市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画が反映されている予算であり、今後、介護需要が高まる後期高齢者の増加、また、保険料を負担する第1号被保険者の減少など、厳しい財源事情が予想されます。

介護施設の大幅な拡充や在宅介護の拡充、介護保険料の上昇を抑制するため、国庫の負担割合を現行の25から30%、5%引き上げることを国の責任において行うべきであり、また、地方からも訴えるべきであると。現行制度のままで、介護保険料の月額保健基準額の改正については、一般質問でも質疑しましたが、自費介護、これが余儀なくされる高齢者が増加してしまうこと、また、軽度者がますます保健給付から外されることなどを指摘しまして、議案第3号 光市介護保険特別会計予算については反対とさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）

説 明：福原高齢者支援課長～別紙

質 疑：なし

②第3次光市障害者福祉基本計画（改定）及び第6期光市障害福祉計画（案）

説 明：山根福祉総務課長～別紙

質 疑：なし

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和3年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

予算書121ページをお願いします。

衛生費、説明欄、保健衛生総務費、環境衛生総務事務費の中ほど、期末手当の部分ですが、会計年度任用職員17万4,000円、前年度予算になかったのですが、計上されていることについてをお願いします。

○植本環境政策課長

この期末手当につきましては、昨年度の当初予算におきましては、会計年度任用職員につきまして、4、5月の2か月間の雇用を予定しておりましたことから、これに伴う給与を計上し、期末手当については、6月1日の基準日に在職していないことから計上しておりませんでした。その後、4月の人事異動により、職員が1名減となりましたことから、当該会計年度任用職員を勤務補助のため延長して1年間雇用をすることといたしました。これに伴い、6月補正におきまして、残りの給与とともに、期末手当を予算補正しております。

以上でございます。

○田邊委員

6月補正でやった17万円ということで分かりました。

以上です。

○西崎委員

131ページ、特定外来生物対策事業、これアルゼンチンアリでいいと思うんですけど、アルゼンチンアリ対策協議会について、組織の概要、若干説明をしていただきたいのでございますが。

○植本環境政策課長

組織の概要といたしましては、地元住民との協働でアルゼンチンアリ対策を推進し、それを目的に設立されました。連合自治会の関係の方と地元の自治会関係の会長、並びに室積コミュニティセンターの職員で組織されておまして、毎年の一斉防除を市と協働でやっているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

若干今の説明について質問いたしますと、事務局は庁舎内、光市役所にあるんですね。

○植本環境政策課長

室積コミュニティセンター内に事務局を置いておりまして、庁舎内には置いてございません。

以上でございます。

○西崎委員

そうすると、これは今自治会長等が委員になっているということでございますけど、室積以外、光井、浅江等の委員の方いらっしゃらないという認識でいいですか。

○植本環境政策課長

室積地区の方々以外はございません。

○西崎委員

今、何人の方いらっしゃるんですか。

○植本環境政策課長

人数については10名でございます。

○西崎委員

具体的な活動としては、会議以外に実際駆除等はやっていらっしゃいますか。

○植本環境政策課長

薬剤支給についての財源の手当とか、実際の一斉防除に当たりまして自治会に配布などをやっております。

以上です。

○西崎委員

これは、東ノ庄が主だと思うんですが、回ってみますと、薬剤を玄関に置いたりしておる家がありますが、恐らくこれの消耗品費から自治会が購入して配布したものと思われます。私は、東ノ庄に畑を作っております、ものすごくアルゼンチンアリがおるので、自費で薬剤を購入して設置しておるところです。その結果、うちの畑ではアルゼンチンアリほとんどいなくなりましたが、地元の声聞くと、空き家なんかは恐らく巣があるんだらうと、一向に絶えないというように聞いております。併せて、市の予算が年々削られているという声も聞きますので、どうかこの協議会を通じて、抜本的な一斉駆除自治会任せ、コミュニティセンター任せじゃなしに、市のほうもぜひ、ひとつ強力で今後対策を進めていただきたいと思います。

○木村委員

今のアルゼンチンアリのところで、特定外来生物対策事業ですが、しっかり考えていただいているなど考えておりますのは、昨年度の交付金として20万円、本年度も20万円つけていただいています。同額を交付金としてつけていただいておりますので、これが原資となってしっかり活動されているんだらうと考えておりますが、この交付金について内容を少しお示しいただければと思います。

○植本環境政策課長

この20万円の共同事業交付金につきましては、地元の課題解決のために協議会のほうに20万円交付いたしまして、ほぼ、毎年の簡単な一斉防除に係る薬剤の経費になっております。

○木村委員

減額はされていないということで理解いたしました。しっかりと一斉防除、令和3年度は協定の視察も入っているようですので、しっかりと調査研究をお願いいたします。以上です。

○仲山委員

123ページ、自然敬愛環境基本計画推進事業のところですが、環境フェスティバル交付金が去年ありましたが、今年はその環境フェスティバル実行委員会が活動をやめたということで、入っていないんだと理解はしておりますけれども、環境フェスティバルは光市にとっては、環境政策であるとか、環境についての啓発のいい場だったと思うんですけれども、それに代わる活動として考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○植本環境政策課長

昨年までひかりエコフェスタを開催しておりましたが、これにつきましては、市民の方々の環境問題に対する意識の高揚を目的としておりました。これがなくなりましたが、本市におきましては、当然のことながら環境問題の意識啓発というのは今後も引き続き図っていく必要があると考えております。したがって、新年度におきましては、光市地球温暖化対策地域協議会との協働による取組みの強化、ほかの市主催の既存イベントなどを活用いたしまして、環境問題に対するブース出展なども考えておきまして、環境問題の意識啓発はつなげていきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

海洋プラスチックだとか、光市にとってもリアリティのあるような環境課題がたくさんあるかと思えます。ぜひ、ほかの活動とタイアップするなり、いろんな方法があるかと思えますので、環境啓発を続けていっていただきたいと思えます。

もう1点、環境基本計画策定事業の進め方、あるいはスケジュール、できればこの計画策定事業を進める中で、市民の参画についてどのように考えていらっしゃるか、それも含めてお願いいたします。

○植本環境政策課長

スケジュール等につきましては、また今後固めていくこととしております。現段階では、令和3年度におきまして、方向性を定めた後に市民アンケートを実施する予定としております。その後、令和4年度にかけまして、計画書等の作成に向けた協議、検討を進めてまいりたいと考えております。環境審議会という組織がございますので、基本としてはそちらでいろいろな御意見をいただく予定としておりまして、それに併せて市民アンケートも実施いたします。市民アンケートにつきましては、18歳以上を対象とする予定としておりますが、本市の将来を担う中学生などの意見というの、ぜひ集約してみたいと考えておりまして、今後このことについても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○仲山委員

広くアンケートを取って生かしていくという話伺いました。大変いいことだと思います。

環境審議会のほうで主に審議をしていくというお話でありました。私も環境審議会委員を務めていたことがあるので、そのときの様子から想像しますと、市民の委員というのは公募で1名いらっしゃいました。全体で十数名だったかと思うんですけども、市民の参画はさほど多くはないという状況かと思えます。あと、審議をするにしても、それほど活発な意見交換が行おうとするとよほど頑張って仕掛けていかないといけないような審議会だったように思えますので、そこは考えて進めていただければと思います。

あと、市民の参画の枠をもう少し考えていただければと思いますけど、そのあたりについて何かありましたら。

○植本環境政策課長

先ほど申しあげました市民の意見の集約というの、検討しておりますし、来年度から環境審議会委員の新たな任期を迎えますが、公募委員も多少の充実というか、人数的には前回よりも増やした形で審議会を構成する予定としております。

以上でございます。

○仲山委員

ぜひ、市民にしっかりと根付くような進め方をしていただければと思います。以上です。

○早稲田委員

予算書123ページ、光市省エネ生活普及促進事業補助金、予算の概要の16ページの一

番上にもありますけれども、詳しい話を説明をお願いいたします。

○植本環境政策課長

光市当初予算の概要の16ページの省エネ生活普及促進事業の600万円でございます。この事業は市民の方々を対象としまして、市民の方々が居住する市内の既存住宅に省エネルギー設備を設置する際に本人の申請に基づきまして、その購入設置費用の一部を補助するものでございます。対象となる設備はLED照明と複層ガラス二重サッシと太陽熱利用システムの3品目となっております、LED照明は購入設置費用の3分の2を上限、1基1万円から最大で5基、5万円まで補助するもので、複層ガラス二重サッシにつきましては、購入設置費用が10万円以上の場合に限って一律5万円、それと、太陽熱利用システムにつきましては、購入設置費の2分の1を上限3万円まで補助するものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

これ令和2年度もあったと思うんですけども、この事業が、人気があったので引き続きで令和3年度も計画されているということによろしいのでしょうか。

○植本環境政策課長

こちらのあくまでも推測でございますが、アンケート等を踏まえまして、まだまだ需要があると見込んで、今年度と同額で予算計上しております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年度も期間が限られていたと思うんですけども、令和3年度も期間がありますでしょうか。

○植本環境政策課長

申請期間につきましては、令和3年度につきましては、まだ確定ではございませんが、もう少し期間の延長についても検討しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

ぜひ期間の延長をお願いしたいと思います。

あと、市民ということなんですけど、会社や事業所とかにもこれは適用できるのでしょうか。

○植本環境政策課長

これはあくまでも個人の住宅に設置するのみが対象となります。

以上でございます。

○早稲田委員

市民の個人の方が対象ということで、分かりました。ぜひ続けてほしいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○大田委員

今のでちょっと聞くんですが、予算説明資料の54ページに補助金で光省エネ啓発促進事業で600万円とうたっているんですけど、これは、光市地球温暖化対策地域協議会に出すような感じでうたっているんですけど、今の話を聞くと、直接市が出すような感じでおっしゃったんですが、ここんところちょっと説明してください。

○植本環境政策課長

54ページの光市省エネ生活普及促進事業は先ほど御説明いたしました600万円につきましては、個人の方の申請に基づき交付するものでございます。

○大田委員

今の説明は、市が直接個人の方に出すような感じでお聞きしたんですよ。これから見ると、光市地球温暖化対策地域協議会のほうに出すような感じ、それは違うんですか。ちょっと私の見方が悪いんですか。

○植本環境政策課長

54ページの光市省エネ生活普及促進事業につきましては、市単独事業に属するものとして600万円。委員が言われたひかりエコシティ・ネットワークにつきましては、交付金として、別途10万円ほど光市地球温暖化対策地域協議会に交付するものでございます。

○大田委員

10万円。

○植本環境政策課長

ひかりエコシティ・ネットワークのほうに、右側に10万円という記載がございます。

○大田委員

要するに、この書き方で上を光市単独事業で見て、また一番右の交付金は左のと右の一番左と一番右が同じと、こういうふうに見んにゃいけんと、こういう感じですか。私が見方が悪いんですか。

○植本環境政策課長

数字が2つあるのは前年度との比較になりまして、その上のほうの補助金の内訳、市単独事業等に属するものと、一番右側の交付金、それぞれ見て参照いただくというふうになります。

以上です。

○大田委員

私の見方が悪かった話です。また今後よう勉強させてもらいます。この見方については。

その上の商品等製作委託料1万8,000円、ちょっとこれ詳しく説明してください。

○植本環境政策課長

これは、ひかりエコクラブの帽子の追加発注10個分でございます。ひかりエコクラブは来年度で3年目を迎えます、当初、1年で20人募集する予定としておりまして、3年間で合わせて60名募集をする予定としておりましたが、大変好評ということで、2年度は25名募集いたしまして、3年度も25名募集することといたしました。したがって10個足りなくなりますので、今年度10個追加分を作成をする予定としております。

以上でございます。

○大田委員

そのエコクラブというのはどういうクラブですか。

○植本環境政策課長

小学校低学年を対象といたしまして、市内の様々な自然を活用し、講師を招いてその自然を感じてその恵みに感謝して継承していくような講座を開催する予定としております。

来年度は年3回を予定しておりまして、場所は周防の森ロッジから島田川に向けてその生き物の観察とか、周防の森ロッジの落ち葉拾いとか、そういうことを通じまして、小学校低学年に自然環境のすばらしさとか、自然の恵みに感謝するということを伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

そのエコクラブは自然敬愛都市宣言をやっておられる光市で、自然敬愛のことについていろいろ勉強しようというクラブで、非常に好評で今年も増えたから、帽子代の10個分を追加で予算に上げた、ということによろしゅうございますね。

続きまして、その下の畜犬猫管理事業の消耗品費の16万1,000円についてちょっと詳しくお願いしたいんですが。

○植本環境政策課長

先ほど御説明いたしましたように、消耗品費の内訳でございますが、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票。犬の鑑札につきましては50枚、狂犬病予防注射接種済票につきましては、2,400枚程度を予定しております、そういった消耗品等でございます。

○大田委員

要するに首輪か何かに付けるシールの消耗品費が2,400枚と50枚分出るということでよろしゅうございますか。

○植本環境政策課長

鑑札は金属性のものございまして、必ずつけていただくようお願いしているところでございます。

○大田委員

それから、予算概要の16ページ、地球温暖化防止の啓発14万円上っているんですが、多分これは環境政策のところと思いますが。

○植本環境政策課長

この14万円の内訳につきましては、市民一斉のマイカー運動推進キャンペーンに伴うポスターやチラシ、登録証の作成が13万円、それと、光市地球温暖化対策地域協議会との協働により開催いたしますセミナー見学会に伴う職員の旅費が1万円となっております。

○大田委員

要するにこれは事業じゃなくて啓発活動における事業費という解釈になるわけですか、今の説明では。

○植本環境政策課長

啓発事業に伴う経費ということになります。

○大田委員

事業が成功するような啓発活動をずっと進めていってほしいと思っておりますから、よろしくをお願いします。

墓園はここでいいんですね。墓園事業に対して、管理委託料が770万円上っているんですが、あじさい苑に対して、管理委託料の770万円はどういうことを想定されていますか。今草刈りとか排水とかいうのは言われたんですが、135ページ。

○植本環境政策課長

770万円のうち、大和あじさい苑につきまして、各ブロックの通路管理料の除草、ト

イレの清掃、それと周辺ののり面などの草刈り、収集運搬、合わせて70万円程度を見込んでおります。

○大田委員

あじさい苑は、駐車場下りてから、墓地、墓参りに行くまで急傾斜になっているんですよ。だから上の墓地のところは半分が使われていないので、あそこに駐車場設けてほしいという意見をお聞きするんですが、それに対する予算っちゅうのはまだ今のところつかないと。

○植本環境政策課長

それに伴う予算については計上しておりません。

○大田委員

今後それに伴う予算はつける意思はありますか、ありませんか。

○植本環境政策課長

平成30年2月に開発行為の廃止の手続を大和あじさい苑については完了したところでごさいますて、それから新たな整備につきましては、当面の間は認められないという確認を県ともしておりますので、当面の間は予算計上等はしないことになっております。

○大田委員

今、平成30年2月に土地開発行為が完了したということでございますが、老人の方が上に上がれないから墓参り行けないという声を大変お聞きするんですよ。だから、半分使われていないから、そのところをどうにかしてほしい、大変声をお聞きするので、30年2月に開発行為の停止をされたんですが、それをもう1回どうにか再考してもらって、上に車を上げて、老人も墓参ができるようにぜひともよろしく願いたいします。終わります。

○早稲田委員

135ページ、私も墓園のところなんですけど、償還金で、先ほど60件程度の返還、何か見込みみたいなものがあるんですか。ここの意味がよく分からないので、説明していただけますか。

○植本環境政策課長

この返還につきましては、墓地区画を使われなくなった方が返還をされる際に、墓碑が立っておりましたら3割返還で、墓碑が立っていないさら地の状態でごさいましたら5割の返還ということになりまして、今までの実績、今後の墓の需要見込みを考慮いたしまして、年間60件程度を見込んでいるところでごさいます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。墓を戻す場合は3割で、立てていなかったら5割、今までの見込みから大体60件程度だろうということで、これは、西部と大和あじさい苑両方足しての金額でしょうか。

○植本環境政策課長

両方合わせた金額でございます。

○早稲田委員

何割が西部で何割が大和あじさい苑というのではなくて、合算してのトータルでこの金額が予算でしょうか。

○植本環境政策課長

合算した金額でございます。

○早稲田委員

分かりました。

○田邊委員

131ページをお願いします。公害対策事業、水質調査委託料、一番下の水質、それとページ1つめくって、2段目の工業排水等水質調査業務委託料が昨年度より予算減っているんですけど、何か項目が減ったとか、そういったところがあるんでしょうか。

○植本環境政策課長

水質調査につきましては、昨年253万円でございます、本年度187万円を計上しております。主な要因といたしましては、19か所の河川調査を令和2年度は年4回実施いたしましたが、その4回のうち5月、7月の2回については、近年の気温上昇などの影響によっておおむね数値に近い傾向が見受けられたことから、年3回の実施に変更したことにより、減額をしたということでございます。年4回から年3回に変更したということでございます。

○田邊委員

2年当初では年4回の計画であったのが3回にしたということで理解をしてよろしいです。

○植本環境政策課長

よろしいです。それと、工場排水等水質調査業務の減額につきましては、特段の内容には変更ございません。ただ、入札等を踏まえまして、減額をしたところでございます。以上でございます。

○田邊委員

分かりました。水質調査は法令とかそういったものは決まりごとはないわけですね。

○植本環境政策課長

水質調査につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、常時監視は都道府県がすることになっております。市町村の中小河川の調査というのは任意ということで、住民の方々のために調査をさせていただくということになっていきますので、問題ないというふうに考えております。

○田邊委員

P C Bとかそういったものとかの調査ですよ。汚染調査のことですよ、大体。

○植本環境政策課長

先ほどの水質調査につきましては、ペーハー、大腸菌とか、B O D、リン、窒素、そういった調査項目になります。

○田邊委員

化学物質が混入するとか、大腸菌とかそういったものの数値が、3年やったけどあまり変わらなかったからということで了解してよろしいわけですよ。

○植本環境政策課長

5月と7月の時期の数値が似通っているということで年4回を年3回実施することといたしました。

○田邊委員

理解しました。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

先ほどの136ページをお願いします。

清掃総務費3億3,819万円の予算、対前年度1,608万円の減少、このことについての説明をお願いします。令和元年度から令和2年度でも102万円の減少でありましたが、お願いします。

○小山環境事業課長

136ページの清掃総務費につきまして、減額した主な要因といたしましては、139ページの周南東部環境施設組合負担金であります。周南東部環境施設組合の総事業費が減額となったため、負担金についても減額となったことが要因と考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。周南東部の負担金が減ったということで理解します。

続きまして、139ページをお願いします。

し尿処理費説明欄、下から3行目、この職員給与等890万円ですが、令和2年度当初では1,600万円でした。大幅に減少しておりますが、その説明もお願いしたいと。

○小山環境事業課長

職員給与費等が減額になった要因としましては、深山浄苑が稼働停止という状況の中で、職員を2名から1名にしたためでございます。

○田邊委員

2名から1名が1,600万円というところとなったわけですね。

○小山環境事業課長

令和2年7月から、2名から1名に職員体制を変更しております。したがって、令和3年度の当初予算では、1名の職員体制での計上ということになっております。

○田邊委員

深山浄苑の関係で減ったということですね。わかりました。

○早稲田委員

35ページの古紙類売却代金のところですが、売却先というのは、どこの業者になるのでしょうか。

○小山環境事業課長

令和2年度の実績で申し上げますと、市内の福永商店でございます。

○早稲田委員

分かりました。

○大田委員

予算書139ページ、まちかど環境美化推進委託料、河川やまちかどのごみを取ってもらうということかと思いますが、もうちょっと詳しくお願いします。

○小山環境事業課長

まちかど環境美化推進委託料につきましては、島田川周辺や室積、虹ヶ浜海岸を中心に自然環境の保全を図るため、河川及び幹線道路沿いの駐車場を中心に散乱したごみの回収を行っておる事業でございます。

○大田委員

それは、市の環境の職員がやりよってんですか。それともよそに委託しちよるんですか。

○小山環境事業課長

令和2年度におきましては、シルバー人材センターへ委託しております。

○大田委員

そのシルバー人材センターが島田川の駐車場のところをどのくらいの回数、清掃をされているんですか。

○小山環境事業課長

令和3年度からにつきましては、月4回、2班で行います。

○大田委員

その集めたごみはどのような収集の仕方をされているんですか。

○小山環境事業課長

処理につきましては、不燃ごみはえこぼ一くのほうへ搬入をしております。
以上でございます。

○大田委員

それは、シルバーの方が全部お持ちしているんですか。それとも、パッカー車が取りに行くんですか。

○小山環境事業課長

収集も運搬も全てシルバー人材センターに委託しております。

○大田委員

了解しました。

それと、その一つ前の137ページの海岸清掃委託料788万7,000円は、大体何回か知らないが761万円で臨時に行かれるのが27万5,000円、何回ぐらい室積海岸と虹ヶ浜海岸は清掃作業をされておるんですか。

○小山環境事業課長

通年は作業員2人で作業日数10日で行っております。なお、7、8月の海水浴シーズンにおきましては作業人数を4人に増やし、機械清掃を作業日数26日で行っております。以上でございます。

○大田委員

通常2人で年間10日程度、7、8月においては4人体制で26日程度、それでよろしゅうございますかね。私、聞き間違えたんかと思って。

○小山環境事業課長

7、8月以外につきましては毎月10日、7、8月につきましては月26日清掃を行っております。

○大田委員

月26日行っているということは、ほとんど毎日ということです。日曜以外はほとんど毎日、それを虹ヶ浜と室積でやっているんですか。

○小山環境事業課長

7、8月につきましては海水浴シーズンになりますので、精度の高い清掃を行っておりますことから、通常の作業日数を10日でなく26日にしています。虹ヶ浜が18日、室積が6日、ほか2日をごみの搬入であわせて26日行っております。

○大田委員

それと、月に大体2人で10日程度というふうに言われましたが、それは室積と虹ヶ浜で併せて10日ということで、室積がどのぐらいで虹ヶ浜がどのぐらいか分かったら教えてください。

○小山環境事業課長

7、8月以外の月につきましては、虹ヶ浜海岸が4日、室積海岸が4日、残り2日をごみの搬入ということで行っております。

○大田委員

ときどき私も海岸に行くんですが、結構波内側にごみがたまっているんですね。それを10日ということは、1週間に1遍ずつやりよるという感じ、だからごみがたまっているように思えるんですかね。私の感想はちょっとごみがたまっているように思うんですよ、波内側のところに。

きれいになるかなと思ってお聞きしちよるんですが。

○小山環境事業課長

7、8月以外につきましては、海水浴場を開設しておりませんことから、精度の高い清掃は求められておりませんので、10日である程度のところはカバーできると認識しております。

○大田委員
了解しました。

○西崎委員
ただいまの137ページの海岸清掃等委託料に関連しての質問です。
光市は、虹ヶ浜と室積に長い海岸というか、砂場を持っているので、砂の掃除をするマシンを持っていると聞いておりますが、これは事実でございますか。

○小山環境事業課長
委員仰せの砂の清掃というのが、恐らくビーチクリーナーのことだろうと思えますけど、ビーチクリーナーで7、8月については清掃を行っております。

○西崎委員
マシンはビーチクリーナーというものであることは分かりましたが、これの運用、保管場所等はどなたが使ってやっておるのでしょうか。

○小山環境事業課長
ビーチクリーナーにつきましては、虹ヶ浜及び室積海岸にそれぞれ車庫を設けておりますので、そちらで保管をしております。

○西崎委員
実際、運転するのはどなたですか。

○小山環境事業課長
運転につきましては委託業者にお願いしております。

○西崎委員
そうすると、室積1台、虹ヶ浜1台ということでもいいですか。

○小山環境事業課長
1台で、虹ヶ浜海岸で使えば虹ヶ浜海岸のほうに保管をし、室積で清掃を行う場合には室積のほうに移動させて使用しております。

○西崎委員
室積は年に1回、全自治会で海岸清掃の日とって区域を決めて全員出てやるんです

よ。海水浴の開く前にですね。私、このビーチクリーナーというのは見たことがないんです。それで、稼動状況はどうなっておりますでしょうか。

○小山環境事業課長

ビーチクリーナーにつきましては、7、8月につきましては26日、ほぼ毎日稼動しておる状況であります。

○西崎委員

そうすると、海水浴場のオープン前じゃなしに、7、8月のまさに海水浴場の真っただ中でも作業をしているということですね。

○小山環境事業課長

7、8月につきましては午前6時からの作業で、なるべく海水浴客が多くなならない時間に清掃を行っております。

○西崎委員

了解しました。

○早稲田委員

予算書の139ページの粗大ごみ等収集委託料のふれあい収集ということですが、市民の方が粗大ごみを出すときはいくらか負担されていると思うんですが、その負担された金額は予算書のどこに計上されておりますか。

○小山環境事業課長

粗大ごみ等収集委託料における受益者からの手数料につきましては、歳入の21ページの節2の清掃手数料のうちの上から3番目の粗大ごみ等出張収集手数料に計上させていただいております。

○早稲田委員

これは同額になっていますが、市民の方からいただいたお金を全部委託料で、委託会社に納めるという流れなんですか。

○小山環境事業課長

この事業につきましては、品目、大きさ等によりまして手数料の金額が違っております。したがって、この歳入においての、あくまでも見込みを歳出のほうと併せた形で、予算計上させていただいております。

○早稲田委員

分かりました。この数字というのは、これまでの実績に基づいてこの予算に計上され

ているということでしょうか。

○小山環境事業課長

この事業につきましては、歳入及び歳出につきまして、ある程度、同額で事業を考えているところでございます。

○早稲田委員

今までもこれぐらいの実績であったので、令和3年度も同じぐらいの予算額を上げているという解釈でよろしいのでしょうか。

○小山環境事業課長

このふれあい訪問収集事業につきましては、民の方からの申し込みということもありますけれども、対応歳入といたしまして、市民からの手数料で賄っておりますことから、収支に関しましては、ある程度、同額を見込んで予算計上をさせていただいております。

○早稲田委員

御年輩の方がごみの処理に困って、この事業の委託料的には増えていくのではないかと考えられるのではないかと思うんですけれども、昨年度の予算から今年度については増えているのでしょうか。

○小山環境事業課長

この件数につきましては、2組で、16世帯を最大として、毎週水曜日に行っておりますので、ある程度、決まった回数で一応予算計上させていただいております。

○早稲田委員

市民の方のお願いされる金額がもとではなくて、業者さんが動くその毎週水曜日に動く回数での計算での算出ということによろしいですか。

○委員長

この事業は過去にもいろいろ組替えがあって今、今回の数字になっていると思うんですが、その辺の説明ができますかね。

○小山環境事業課長

この粗大ごみ等収集委託料についての事業概要を簡単に説明させていただけたらと思います。

この事業につきましては、分解ごみについては所定の場所に搬出するのが原則ですが、高齢者等、なかなかそういった分解が困難な世帯につきまして、個別収集サービスの事業を開始したところでございます。

その中で、平成25年度から毎週1組5世帯で最大10世帯までを、市民からの要望が多

いことから、1組8世帯の2組16世帯までで収集件数を増やしたところでございます。

収集につきましては委託業者をお願いをし、分解については環境事業課の現場職員が行い、それぞれの処理施設に搬入している状況でございます。大きさ等、あるいは長さによって手数料が変わってきますので、そういったところを加味して歳入歳出の収支が、あうように、予算計上させていただいたというところであります。

○早稲田委員

予算計上については理解しました。これは利用が増えるような可能性を感じておりますので、事業として充実していただければとお願いしたいと思います。

以上です。

○木村委員

予算書137ページ、3R推進事業でリサイクル推進事業補助金ということで、本年度も補助金をつけていただいております。こういった補助金というのは、多分小中学生の再生品回収の原資になっているのではなかろうかと思えますけれど、令和2年度に比べて、この補助金が減額されておるといのは、実績に基づくものでしょうか。それとも何か理由があって、補助金の減額を行われたんでしょうか。その辺を御説明お願いいたします。

○小山環境事業課長

このリサイクル推進事業補助金につきましては、年々回収量が減ってきているということを含めまして、補助金については若干減額したということでございます。

○木村委員

現在、コロナ禍におきまして、こういった再生品回収も自粛ムードが漂っているのではないかと思われるのですが、この3R推進事業というのは大変いい事業でございますので、ぜひともそういうところを縮小させないような形でお願いできたらと、これは要望としておきます。

説 明：山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○木村委員

御説明もありましたのでお伺いさせていただきたいんですけど、今後、深山浄苑の運営事業と、この汚水処理共同事業化と併せての計画になってくると思います。その辺の詳しい説明をよろしく申し上げます。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいま御説明いたしました、現在、本市においてし尿と下水の汚水処理共同化事業

を進めているところでございますが、し尿等受入施設基本設計業務の中の内容について御説明申しますと、し尿等受入施設とは、し尿等を受け入れ、一定の処理を行い、下水に投入する施設でありまして、本施設の基本設計業務の事業内容としては、この施設における設備の具体的な規模、容量、規格等の施設設計、配置計画、施設の管理方法などについて検討し、本市にふさわしい施設整備に必要となるような基本設計を行います。

この中で、現在の深山浄苑をどうするかという方向性につきましては、現段階ではまだ施設の整備が確定してございませんので、現在の深山浄苑の解体等につきましては、まだ検討内容としては含まれてはございません。

以上でございます。

○木村委員

現在の状況は分かりました。着々と進んでいるんだということは予算書を見て分かりますので、今後、進捗状況を、またこの委員会に御説明をいただければと思います。よろしく願います。

○大田委員

1,596万円とあって35基分というふうにお聞きしたんですが、もう現在では浄化槽はある程度、行き渡っているんじゃないかと思うんですが、35基分をまだせんにゃいけんぐらいのところなんですかね、1,500万円も。

○山口下水道課下水道技術担当課長

浄化槽の助成の事業につきましては、5か年の計画を立てておりまして、令和3年度が5年目の最終年度になってございます。基数につきましては計画に則って設定させていただいておりますので、次期計画についてはまた検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

5年間計画で来年度が最後の年で、実績がどのぐらいあるん、今まで。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいまの実績でございますが、さかのぼりまして、平成24年度で申し上げますと、区域内外を併せまして32基ございましたが、年々減少傾向でございまして、平成29年度では併せて26基、平成30年度では20基、令和元年度では17基となっております。

○大田委員

要するに実績もそのように下がっておるから、5か年計画で5年目だからこれだけつけちゃろうが、実際にはこれだけは要らないよという胸算用のもとに上げちゃったというんでよろしゅうございますか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

減少傾向ではございますが、開発等によりまして、区域外にそういったものができれば一気に増えるケースもございますので、計画としては35基ということで、設定させていただきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第8号 令和3年度光市下水道事業会計予算

説 明：中本下水道課長、山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○田邊委員

下水道事業会計予算書の7ページをお願いします。業務費の6,506万円ではありますが、そのうち委託料が5,379万円、内訳がこの使用料徴収委託料ということなんですけど、水道局に、いくらなんですかね。

○中本下水道課長

委託料5,379万3,000円のうち5,000万円が水道局への使用料徴収の委託料でございます。

○田邊委員

分かりました。続きまして、9ページをお願いします。7目「減価償却費」8億6,703万円のうち、無形固定資産減価償却費1億1,543万円、無形固定資産の償却期間は何年でありますか。

○中本下水道課長

無形固定資産の減価償却費は何年かということでございますが、無形固定資産は流域下水道事業の施設利用権となっております。その償却期間につきましては、特に定められたものがございませんけれども、他の自治体の事例や下水道協会発行の公営企業会計導入の手引き等を参考に光市では45年としております。

○田邊委員

定めはないが光市では45年でいくということで、分かりました。

それでは、下水道会計の予算書の12ページをお願いします。1款「資本的支出」1項

「建設改良費」 2 目「管路改修改良費」 8,995万円の請負工事費の国庫補助事業6,700万円についてをお伺いしたいと。

1 つ目は、この管路請負工事費のうち国庫補助事業にはストックマネジメント計画に基づいて老朽化対策を実施するものがあると思うが、この事業内容を教えてもらいたいと。それと、補助率も併せてお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

管路改良費の請負工事費の国庫補助事業でございますが、こちらストックマネジメント計画に基づきまして老朽化対策を実施しております。

事業内容としましては、先ほど冒頭で御説明申し上げました参考資料の中で申しますと、参考資料の 7 ページ、こちらのマンホール蓋の交換と 8 ページから 10 ページにかけての管渠改築工事が対象となっております。

補助率としましては、事業費に対して 2 分の 1 となっております。

以上でございます。

○田邊委員

今聞いたこの図面の 7、8、9、10、補助と書いてあるやつですかね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そうでございます。

○田邊委員

ここの括弧書き、この下にこの補助って書いています。改築とかいろいろ書いています。これがストックマネジメントの老朽化ということですよ。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

これは、どんな書類を出してこの予算を取ったりするんですかね。大まかにでいいです。このストックマネジメント計画によって、どんな形のものを、提出するんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

平成 30 年度に下水道ストックマネジメント計画を策定しておりまして、そのときに国のほうに計画のほうを提出しております。

その計画に則りまして、年度ごとに補助金の申請を社会資本整備総合交付金としてまとめて申請をさせていただいております。

○田邊委員

分かりました。今言われたこの図面のことは今分かったんですけど、そのほかにもこのストックマネジメント計画に沿って行う事業がもしあるなら教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

先ほどは、管路改良費につきまして申し上げましたが、そのほかには、ポンプ場建設改良費のほうで計上させております。予算参考資料の11ページになりますが、こちらの光井汚水中継ポンプ場の改築につきましても、国庫補助事業としてストックマネジメント計画に沿って行う事業でございます。

○田邊委員

今の11ページのこの図面、光井の汚水中継ポンプ場改築はストックマネジメントによって補助率も2分の1ということですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

事業のほうは理解できました。以上です。

○大田委員

予算書の1ページですかね。接続件数1万7,250個、接続、年間有収水量が何とか m^3 、1日平均が1万545 m^3 となっているんですが、参考資料の中においては、接続件数だけがが増えて年間有収水量と1日平均有収水量が下がっちゃうんですね。どういうふうに分析をされておられますか。

○中本下水道課長

接続件数の増加につきましては、実績として既設の件数が増加しているのをこれを反映したということで、反映の理由としましては、整備による供用開始により件数が単純に増えていったということと、核家族化、単身化とか、そういうライフスタイルの変化や多様化による増加と考えております。

年間有収水量の減少につきましては、人口減少、節水型機器の普及、ライフスタイルの変化、例えば、ペットボトルの水を買って飲んだりとか、そういった変化等による有収水量の低下と考えております。

○大田委員

新しい家ができたからそれは入れるが、人口減少で有収水量が減っているというふうに捉えておられるんですが、それに対しまして、収支状況が当年度予算では差引き1,558万1,000円の利益をもたらすように計算がされておるわけです。営業外収益なんかでも下がっているんですが、下がっておるのに利益がこういうふう書いてあるんです

が、このところの収支というのはどういうふうに考えておりますか。

○中本下水道課長

収入と支出を差し引きしますと1,558万円の収支差引きとなっており、昨年度と比べて増加しているということですがけれども、主な原因としましては、法適用に伴って計上しておりました特別損失が減っているということで、費用減となっているんですが、収入のほうも減っているような状況ですので、そちらの見込みによりまして、収支差額としては少し増加したという結果となっております。

以上です。

○大田委員

特別損失もなかなか見方にもいろいろよるんですが、将来的にこういうふうに収入が下がってきて支出を抑えんにゃいけないとなったら、なかなか今後、経営的に難しいじゃろうと思うわけですよ。

そこで、予算書の2ページの資本的収入及び支出の第4条で、資本的支出が5億4,600万円も不足すると。その中では過年度分が1億8,000万円しか見られんと、当年度分が3億5,000万円もかかると、そのようになっているから、いよいよ公会計になってから不安定になりよるんじゃないかというふうに、私は思うんでありますが、今後の見通しはどうでございましょうか。

○中本下水道課長

御指摘のとおり、令和3年度予算におきましては、4条の収支不足額5億4,689万6,000円、これを過年度分損益勘定留保資金を充てましても、当年度分の損益勘定留保資金を充てる必要があるという状況であると見込んでおります。御指摘のとおり、現状、安定的な経営状況であると胸を張って言える状況ではないと思います。

今後、経営基盤協会の取組の一つとして、4条、御指摘のあった考え方も一つの取組として、収支不足額を過年度分の損益勘定留保資金で補填できるような経営状況に持っていくよう、努力を重ねていきたいと考えております。

○森重環境部長

今の補足でございませうけど、下水道事業会計は決して悪化をしておるわけではございませう。平成30年度の累積赤字の解消以降、徐々に体力をつけている、その過程であるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○大田委員

公会計が2年目であってこういうふうになったんだろうと理解はしておりますが、今後ともぜひとも、過年度分で回せるように、当年度分に食われないように、今後も経営努力をしてもらいたいと私は思っているわけでありませう。

今部長が補足されたように、その辺の分じゃありませんがということでございますが、ぜひとも経営努力を今後とも、まあ有収水量も減ってきよるような状態でございますので、なお一層の努力が必要じゃろうと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

工事のことで教えてほしいんですが、10ページから補助管更生工事との名前が挙がっているわけなんです。私、掘削とかなら分かるんですが、補助管更生工事の工事内容を教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

管更生の工事方法の内容でございますけども、改築工事には2通りございまして、布設替えというのは新しい管に替える工事でございます。更生工法というのは、既存の管を利用しまして、工法はいろいろあるんですけども、樹脂製の管を挿入しまして、熱をかけて硬化させて内側から補強するような工法でございます。

○大田委員

中に柔らかいか固いかちょっと分からないんですが、内側に入れるということでございますが、これ250Φと書いてあるんですが、埋めてあるのも250Φと思うんですよね。250Φに250Φ入れるんであったら入れにくいだろうと思うんですよ。そこのところが分かりにくいんですよ。もうちょっと詳しく教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

おっしゃいますように、内側に管を挿入しますので250の径よりは若干内径は小さくなります。ただし、専門的なことを申しますと、計算上、粗度係数、コンクリートの管は面が粗いので、摩擦が強くて流しにくいんですけども、樹脂製は内側がつるつるしていますので、流れやすいということで、計算上、流量は十分満たせるものとなっております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和3年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

171ページの企業立地推進事業に関連して質問いたします。3月6日土曜日、報道各紙、新聞記事を見たんですが、日鉄ステンレスの光工場の熱処理設備を24年6月までに止めるという記事が出ておりましたが、この件につきまして市当局は情報を把握しておりますでしょうか。

○萬治商工観光課長

報道資料は把握してございます。

以上でございます。

○西崎委員

マスコミに企業がニュースを発表する前には、地元の市町あるいは県には情報を流すのが一般的でございますが、本当に把握していないんですか。

○萬治商工観光課長

報道発表自体は先ほど言われました3月6日の新聞記事がございましたが、その前日に企業からはニュースリリースがされております。それより前に我々に話はございません。

以上でございます。

○西崎委員

それでは、次に、これに伴う光工場での雇用はどうなるのでしょうか。新聞記事によりますと、雇用は基本的には維持するというふうに書いてございますがいかがでしょう。

○萬治商工観光課長

雇用については、新聞記事にありましたように、雇用を維持するというところでございますので、それ以上のことは存じ上げておりません。

以上でございます。

○西崎委員

それでは、別の視点から質問をします。現在の光工場の従業員数は何名でしょう。

○委員長

市の予算についての質疑から外れてきつつあると思うんですが、市の政策の範囲内での御質問をお願いします。

○西崎委員

この新聞に出た件につきまして、この委員会で何も質問をしなかったら、むしろ市民は不思議に思うんじゃないでしょうか。

○委員長

企業立地もそうですし、雇用対策も市の事業の範囲で聞くのはできますが、具体的な事業所の人数などは市の範疇を外れますので、あくまでも市の雇用対策あるいは企業立地対策の中の質問としていただければと思います。

○西崎委員

それでは、市の経済に与える影響は大きいと思いますけど、長期的視点に立って市の見解はいかがでしょう。

○太田経済部長

先ほど課長のほうからも説明がありましたように、3月5日木曜日に当該法人によるニュースリリースがありまして、複数の報道機関が記事にしたことも承知をしております。

ただ、ニュースリリースもそうでありますけれども、内容が、光工場が2024年3月末、周南工場が2026年6月末までの予定の発表がされております。具体的な体制等には触れておらず、今後の状況は不透明であります。このことについては注視してまいりたいと思いますし、できる限りの情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

ただいまの部長の答弁、了解いたしました。この問題に係る情報収集、今後引き続き強化してアンテナを伸ばして行ってほしいと思います。

○委員長

要望ですね。

○早稲田委員

予算書の145ページのテクノキャンパス研修センター運営事業がY I Cの指定管理から今度は直営になるとお伺いしましたけれども、直営になってからの事業内容はどのようなものでしょうか。

○萬治商工観光課長

テクノキャンパス研修センターの管理運営につきましては、アリーナ、作法室、ミーティングルームを市民に貸し出す業務や清掃、除草、警備といった施設の管理業務がございます。これらの業務を3月までは指定管理者においてされていたものが、4月からは市が直接行うということになります。

直営になることによる変更点につきましては、これまでは市民の方が施設を利用しようとした場合は、施設利用の予約申請、鍵の受渡しが行われていたのですが、これからは施設利用の予約申請は市の商工観光課で行ってもらうこととなります。鍵の受渡しは近くの事業所に委託する予定でございます。なるべく利用者の不便とならないように努めたいと思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

内容は分かりましたが、直営ということでこちらのテクノキャンパスには常時職員の市の職員の方がおられるのでしょうか。

○萬治商工観光課長

この施設に職員は常時はおりません。

以上でございます。

○早稲田委員

では、利用のときは、市の商工観光課に連絡をして、市民の方は利用するという流れでよろしいでしょうか。

○萬治商工観光課長

今言われたとおりでございます。

○早稲田委員

分かりました。

では、次の質問をお願いしたいと思います。予算書の169ページ、概要の19ページの市営の市営バス更新事業についてですが、1台分の費用だとお伺いしていますが、概要のほうでその他のところに500万円上がっているのは補助金、どのようなものでしょうか。

○萬治商工観光課長

市営バスの更新についてでございます。1台分の費用というのは言われたとおりでございます。その財源、その他500万円につきましては、自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の中の一つとして実施しておりますコミュニティ助成事業に対する助成金で、市の歳入としては諸収入に計上しております。市町村やコミュニティ組織等によ

るコミュニティ活動に必要な備品や施設整備、また、地域づくり事業などに対して助成されるものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

助成があってよかったと思います。

では、次の質問に行きます。予算書の169ページ、概要の19ページにあります地域公共交通計画策定事業、改訂される計画があるということですがけれども、この169ページの協議会というのはどのようなメンバーで、内容はどのようなものでしょうか。教えてください。

○萬治商工観光課長

光地域公共交通協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定により設置される法定の協議会でございます。本市の協議会では、学識経験者をはじめ、公共交通事業者としてバス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者、また、住民や利用者の代表として老人クラブ連合会やコミュニティ協議会、心身障害児者団体連絡協議会、さらには山口運輸支局や県、警察署などの関係機関等に委員に就任していただいております。28名で構成されております。

計画の内容につきましては、国が示した基本方針や計画の作成と運用の手引に沿って定めることとなりますが、アンケート調査による現状の分析や市民ニーズ等の把握、問題点や課題の整理、また、公共交通ネットワークの見直し、既存の公共交通サービスの改善や地域の多様な輸送資源の活用を検討など、国の基本方針にあるように地域公共交通網の持続可能な形成から地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に視野を広げまして計画策定を進めていくこととなります。

公共交通政策は専門性の高い分野でございますので、策定に当たってはコンサル等も活用しましてアドバイスも頂きながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

幅広い領域の中のメンバーで28名ということでありましたけれども、この協議会は1年間に何回ぐらい開催される予定でしょうか。

○萬治商工観光課長

具体的に何回というのは定まったものではなく、年度によって協議することも違いますので、何回という具体的なものはございませんが、計画策定に当たっては3回から4回は開催したいと思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

よい計画になるように頑張ってくださいと思います。

では、もう一つ質問があります。予算書の171ページ、概要の17ページにあります市民生活地域経済応援商品券発行事業、こちらは令和2年度にも同じ事業がありまして、大変人気があった事業だとは思いますが、それで、3年度に向けてもまた引き続き行われると聞いておりますけれども、次の年度に向けて何か課題とか、新たな取組とか、ありますでしょうか。

○萬治商工観光課長

商品券の発行事業につきましては、商品券を各世帯に確実に配付し、期限までに忘れずに使っていただくことが一番大きな課題でございました。簡易書留で配付しましたけれども、スムーズに配付することができましたし、使用に関しましても直近の値でございますが、使用率95.2%で、使用のほうも十分な成果であると思っております。3年度も同様に使用率の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、3年度につきましては、基本的には今年度のスキームで行いますが、今年度から実施しております新型コロナ対策宣言店制度の宣言店を広げるために、商品券の取扱店にはこの宣言店にもなっていただくということを考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

市民の皆様も大変期待されて、95.2%というのはすばらしいと思っております。期限が来たらいろいろな書面で期限がもうすぐですというのも見ましたし、また、引き続き利用していただけるように告知していただければと思います。

以上です。

○清水委員

予算書の171ページをお願いします。ここの企業立地推進事業の事業所設置奨励金でございます。先ほども説明があったとおり、光市内で事業所を設置する、また、大きくする、増設するということの補助なんです、これの具体的な補助金額と、この予算5,600万円もついているので、昨年どのぐらい実績があるのかお教えいただきたいです。

○萬治商工観光課長

事業所設置奨励金でございますが、この事業は市内に新たに事業所を設置、新設、増設した事業者に対しまして奨励金を交付するというものでございます。具体的には、固定資産税に相当する金額を補助しますので、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間分、事業所設置のために取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税額に相当する額を交付しております。

予算を5,636万5,000円計上しておりますが、これは見込みとしまして9事業所9件を予定しております。

令和2年度につきましては約5,035万4,000円が見込みとなっております、これは7

事業所7件でございます。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。理解できました。令和3年度も中小企業等金融対策事業、同じ171ページで2億3,700万円としっかり予算がついているのは非常にうれしく思います。ただ、一般質問でも私も申し上げたとおり、これ以外にも何か光市独自のそういった支援策ができるといいなと思って、これは要望とさせていただきます。

そして、予算書の173ページの夏季海水浴場管理運営事業のところでございます。海の家申込みが3月25日ぐらいが締切りだったように記憶しておるんですが、今現在、海の家申込みというのは何件あるんでしょうか。

○萬治商工観光課長

海の家につきましては、観光協会で、募集をまだ続けておりますが、現在は2店舗ほど申込みがあると聞いております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。分かりました。観光協会、そうですね、ただ、せっかくシャワーとかもつけられるということなので、今年も海の家、海水浴場がにぎわえるといいなと思っておりますので、その辺りもぜひよろしくお願いします。

以上です。

○大田委員

先ほどの市営バスのことについて引き続きお聞きしたいんですが、バリアフリー仕様のバスを購入予定と市長は言っておられたんですが、バリアフリー仕様というのはどういうバスのことを言っておられるんでしょうか。

○萬治商工観光課長

乗るときにステップがあること、それから手すりがついていること、このようなバスにしたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは、ステップがついているってスロープのステップ。それとも階段のステップ。

○萬治商工観光課長

階段のステップです。

○大田委員

車椅子の方は乗られんということですね。

○萬治商工観光課長

車椅子の方がおられるのであれば、従業員が手助けして乗せるようにはなると思いますが、車が小型になりますので、スロープで上がるようなことは難しいかなと思っております。

以上でございます。

○大田委員

私もカタログで見させてもらったんじやが、バリアフリー仕様というのはステップがスロープになったように出るような写真も見させてもらったんです。だから、そのようなバスかなと思ってお聞きしたんですが、それではなくて、階段のステップ、それで1段分ぐらい出るという感じのバリアフリー仕様ということでございますか。

○萬治商工観光課長

そのような仕様で考えております。

以上でございます。

○大田委員

それに伴って、市営バスの購入費というのは事業用備品購入費511万2,000円になるんですか。

○萬治商工観光課長

事業用備品購入費511万2,000円でございます。

○大田委員

説明の19ページは523万2,000円となっているんですが、何で計算が違うんでしょうね。

○萬治商工観光課長

市営バスの更新につきましては、車両の購入と併せまして、市営バス車両デザイン委託料ということで、一目で見て市営バスと分かるようなラッピングをしようと思っておりますので、そのデザイン料12万円を足した金額でございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。それと、地域交通網形成事業を28人でやられると。900万円もついてるんですが、この予算の目的は何ですか。

○萬治商工観光課長

この900万円は協議会に交付しますが、交通政策というのは専門的な知識というのが必要になりますので、事業計画をつくるのにコンサルを活用したいと思っております。移動実態のニーズ調査、分析、それから計画取りまとめ、協議会等の運営支援等を行っていただくためのコンサル業務の経費でございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃあ、これは協議会交付金の中に委託料が何百万円か入っていると。そういう解釈なんですか。

○萬治商工観光課長

地域公共交通計画は協議会で策定するという事になっておりますので、交付金の中でコンサル等の委託料を出しております。もちろん市で主導はしていきますが、策定自体は協議会でされることとなります。財源としまして281万5,000円ほど、地域公共交通確保維持改善事業費という補助金がございますが、これを受ける要件として協議会で策定するというもありますので、基本的には策定は協議会で行うということでございます。

以上でございます。

○大田委員

市が直接出すんじゃなくて、市が交通協議会のほうに交付して、協議会のほうから払うと。

○萬治商工観光課長

協議会でコンサルの業者等も選定して進めてまいりますので、言われたとおり、一旦協議会に出すこととなります。

以上でございます。

○大田委員

決定機関は、協議会がその業者を選定すると。

○萬治商工観光課長

業者選定につきましては、協議会になります。協議会にはもちろん市も関わっておりますので、通常、市がやるような業者の選定方法、プロポーザル方式などを考えております。

以上でございます。

○大田委員

それから、その下の169ページの周南地域地場産業振興センター負担金、3市で協働

で運営しているから、それに光市の負担金分535万3,000円を出しておるということでございましたが、光市は地場センターをどういう使用の仕方をされていますか。

○萬治商工観光課長

このセンターの役割は、周南地域の地場産業の振興にありまして、中小企業等総合支援事業としてもものづくり支援とか、人づくり支援、ネットワークづくり支援を実施されております。特にものづくり支援の周南サポート事業においては、商品の試作・研究、それから事業化・商品化、販路拡大・販売促進の3部門で支援や補助を行っており、調査研究から試作、事業化、PRまでを、事業者を支援しておられます。光市内の事業者も支援を受けておりまして、29年度から令和元年度の3年度間でいいますと、10事業者ほどがその支援を受けております。今年度も数社ほど支援を受けていると聞いております。

また、周南ものづくりブランドも認定されておりまして、光市の事業者は過去から令和元年度までになります。累計で18品認定を受けているところでございます。このように、市内事業者もこのセンターを活用されているということでございます。

以上でございます。

○大田委員

周南地場センターの中には、光市のつくった商品も並んで紹介されております。今後とも、地場産業センターの活動、一緒に、光市も一緒に支援しながら、光市の事業者を応援していってほしいと思っております。

それから、1ページ戻って、徳山下松港開港100周年記念事業負担金として49万8,000円が計上されておりますが、今のところどのような事業を考えておられますか。

○萬治商工観光課長

徳山下松港は大正11年の2月に徳山港が開港しまして、その後、下松港が編入、昭和41年に光港が編入されまして、令和4年2月に開港100周年という大きな節目を迎えます。これを契機としまして、周南地域発展の源であります港の存在をクローズアップして、3市をはじめ、国、県、関係機関と連携して、港が地域の宝であることを様々な事業を通じて発信していこうとしております。

具体的には、4月に発足予定の実行委員会が主体となって進めていくということになります。3年度は100周年に向けた事前の広報、啓発活動、ポスターやステッカーを作成したり、ホームページを開設したりということが中心となります。また、3市連携した事業として、3市を巡回する港に関する企画展のようなものも検討しております。

以上でございます。

○大田委員

光市の港湾も一部入っていると言われましたから、今のところ3市の中に入っているから、光市で行う事業というのはあんまり考えておられないようにお聞きしたんですが。

○萬治商工観光課長

3市連携で取り組むものと、各市それぞれが取り組むものがございますが、今現在、光市単独で取り組む事業は決まっておりません。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。それから、171ページに飛んで、新型コロナウイルス感染症のための不況対策事業として500万円上げておられるんですが、どういうふうな事業をされようとされておるんですか。

○萬治商工観光課長

利子補給になりますけれども、令和2年3月にコロナ対策の特別融資を立ち上げまして、この制度で借りられて3年間は利子を市で補給しますので、今年度、借りられたところは利子を払われていますが、これが予算として発生するのが3年度からということで500万円計上しております。

以上でございます。

○大田委員

光市として、景気対策の一環として、皆さん、市民一人一人に5,000円を配付されるということは大変ありがたいことでございますが、要するに、中小企業に対して特別にこれから光市として独自に何かやろうというのは今のところ予算的に見るとないんですが、それは今のところ政策として上げられないんですか。

○萬治商工観光課長

今、予算でお示しできるのが商品券の発行事業ということでございまして、今後、コロナの状況や、国、県の政策等を見ながら判断していくことにはなろうと思っておりますが、現段階ではお示しできるのがこの商品券発行事業でございます。

以上でございます。

○大田委員

そのところはいろいろ中小企業の人にも苦しいだろうと思っておりますから、今後は考えていってほしいと思っております。

それから、下がって行って、光ブランド創出事業補助金として100万円、特産品販路開拓促進補助金として25万円、補助金の件は県と連携を取ってやると言われておられたんですが、光ブランド創出事業補助金というのはどういう思いを言っておられるんですか。

○萬治商工観光課長

光ブランド創出事業につきましては平成30年度から開始している事業でございまして、

本市のお土産品開発を支援して、光の名前を広く発信し、経済循環の醸成、市内商工業の振興を図ることで、市内商工業者の事業拡大の機会と魅力ある観光資源を創出するという目的で実施しております。本来であれば、30年、元年、2年の3年間でございましたが、2年度は先の委員会でも言いましたが実施しませんでしたので、3年度、改めて行うということでございます。

内容としましては、商品名に光を入れるということを要件としまして、新規開発であったり、既存商品の改良であったりというものを補助しておりますが、補助の対象としましては、パッケージの改良、パッケージの作成というものでございます。

以上でございます。

○大田委員

3年事業の3年目と。令和2年はコロナでなかったから今年度に持っていったとお聞きして、1年目、2年目は大体3点ぐらいずつは光のブランドの品物として出されたと記憶しているんですが、光の名前をつけるのはありがたいことなんですが、今後も将来的に1年度、2年度目につけた商品名もせっかくつけたんだから、光という名前のブランドをつけたんだから、これからどうやって売っていかうか、民間がつけたんじゃけん、お前のところが売っていかや、それはそれまでかも分かりませんが、せっかく光市がブランドとしてやったんだから、後押ししていったらどうかと考えるわけでございます。そのところはどういうふうにかえがあるんですか。

○萬治商工観光課長

光セレクトのPRのことと思いますが、光セレクト、ブランドを浸透させることが一番大事ではないかと思っております。市民の方に認知してもらうということを目的としまして、光セレクトのロゴマークを今年度、商品に貼れるぐらいの大きさのシールにしまして、これを事業者さんに配って貼っていただいてPRしていただくというのが一つございます。

それから、今年度はなかなかイベント等がありませんでしたが、スポーツイベント、観光PRイベントがありましたら出展し、光セレクトをしっかりとPRをしたいと思っております。

また、市民の方の目につくように、最近、市民課に窓口番号案内システムが導入され、行政情報用モニターがございまして、今はモニターに観光関係として象鼻ヶ岬とか冠山総合公園の映像を流しておりますが、ここに光セレクトの映像を流すといったことも検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

1年目、2年目の商品、私も勉強不足なんですが、どら焼きとかイチジクじゃったですか、何かあのぐらいしか、6点ぐらいつけられたと思うんですが、そういうふうに、私、議員としても知らないんです。それが知れるようにするのが私は役目言うちゃあ悪

いかも分かりませんが、せっかくブランドとしてつくったんだからちゅうのがあるんです。シールか何かをつくったとか言われても、それじゃあ、それを商品につけても啓発というか、コマーシャルといいますか、浸透しないから、光のブランドをつけたら「あ、そうか」ちゅうぐらいの感じでおるじゃろうと思うんです。せっかくつけられたのなら何かしら売って光のブランドとしてこれが出ちよるんよというふうにしてもらいたいと、私、切に願うんですが、もう一遍お答え願えませんでしょうか。

○萬治商工観光課長

とにかく人の目につくことがまず大事だと思いますので、先ほど言ったようなことを長く続けていくこと、また令和3年度は新たなものを認定しようと思っておりますので、その認定式のお披露目をして、マスコミの方に来ていただくなど、しっかりPRに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

そういうのも確かに大事やろうと思うんですけど、光の市役所に来て、表玄関に来て、光のブランドの名前をつけてこういうようなお菓子がありますよというなのでも私はええんじやろうと。一つの宣伝効果じゃろうと思うんです。光駅のところに大きな看板をやって、そういうなのでも一つの効果じゃろうと思うんです。それは自分のところでやれやと言われればそうかも分かりませんが、せっかくつけたんやから、そういうのもしたらどうかなと思うんですが、もう一遍お聞きします。

○萬治商工観光課長

繰り返しにはなりますが、市民の方に目につくように、色々な機会を捉えてPRはしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

175ページの観光PR事業において、岩国錦帯橋空港利用促進協議会負担金4万円、周南地域観光連携推進協議会負担金29万8,000円がついておるんですが、国道188号線沿いの観光推進協議会の一端だろうと思っておるんですが、これはただ負担金だけだろうと思っておるんですよ。私としては、光市に観光客が来ていただいて、光市に財政豊かにしてもらいたいと思っておるんですが、これはただ負担金だけなんです、何かそのことを考えた予算がどっか組まれておるか、教えてください。

○萬治商工観光課長

岩国錦帯橋空港利用促進協議会負担金を負担していることによる効果等でございます

が、本市でいうと、開港周年イベントでPRブースを出展して、そういったイベントで物産品等を販売をしたり、また、本市の施設を含む観光周遊ルートが紹介されていますが、ホームページで公開されているのと併せて、2年度には、新たに冊子にされると聞いております。こういった本市も含んだPR等をやっていると思っております。

以上でございます。

○大田委員

今コロナ禍の中で、いきなり観光客を連れて来ようというのもなかなか無理かも分かりませんが、コロナ禍が終わったら、観光客を岩国空港から直接ここへ来るようないろんなイベントとか、光を通過でなくて、一泊してもらって、その翌朝でも何か観光事業ができるようなことを考えて、今後も政策を組んでいただきたいと思っております。要望としておきますので、よろしく願いいたします。

それからその下の仮設トイレについてでございますが、これは梅まつりとかトイレの借上料じゃろうと思うんですが。島田川沿いにきれいな桜並木があるんですよね、桜と菜種ですかね、花が咲いて花見に来られる客がたくさんおられると思うんですよ。そこに来たお客さんが、どうしてもトイレに行きたいというたら、仮設トイレがないから、あちこち探して、市民ホールとかまで歩いて行かれるのでなかなか大変じゃろうと思っておるんです。

そこに来られる市民の皆様方から、どうにか仮設トイレ1個か2個でも置いてもらえないだろうかという声をお聞きしておるんですが、そこんところはどういうふうにお考えかお聞かせください。

○萬治商工観光課長

仮設トイレについての御質問でございます。普賢まつりに1基設置するという事で、令和3年度の予算に組んでおります。

市内の花見等が行える箇所への仮設トイレの設置でございますが、委員さんは島田川の例を言われましたけれども、すべて把握しているわけではございませんが、市内各地に花見が行える場所がありまして、例えば西の河原緑地、伊藤公記念公園であれば公衆トイレを設置しております。島田川、熊野神社あの辺りも、委員さん言われましたように、地域づくり支援センター、市民ホールといった、今あるトイレを使っている状況でございます。

先ほど申しましたように、今段階では普賢まつりに設置するもののみ予算を措置しております。色々な場所への設置につきましては、今現在は、その付近にある公衆トイレを利用させていただくということで、新たなトイレ設置というのは検討していない状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

トイレのある近くの花見には、西の河原川でもあるし、熊野神社のトイレでもあるんですが、島田川の河川敷なんかいうたらちょっと遠いと思うんですよ。だから、そういうところに設置するように、今後もされてくださるようお願いして終わりたいと思います。

○西崎委員

169ページの公共交通網形成事業について質問いたします。

地域交通網形成計画協議会、これはコンサルタントに委託してやるんだという御説明でございましたが、いまいち主構えがよく分からないので、再度御質問いたします。

これはあくまでも実施主体は光市であって、業務委託をコンサルタントにするわけですが、委員の任命とか委嘱は誰がやるんでしょう。

○萬治商工観光課長

市公共交通計画の策定につきまして、私の説明が分かりにくかったんだと思いますが、計画策定につきましては、主体は市ですが、策定は、公共交通協議会で協議してその中で策定をしていきます。委員の任命は市が行っております。

それで、コンサルタントへの委託は、協議会の任命なども含めて、全てを委託ではなくて、この協議会で計画策定していく中で、その策定をする手助けとして、アンケート調査であったり、その分析であったりというのをコンサルタントにお願いするというところでございます。決して策定全てをコンサルタントにお願いするというものではございません。繰り返しになりますが、地域公共協議会で協議しながら策定をするということでございます。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。次に、900万円という巨額な事業費がついているわけですが、この中には製本費等も含まれておるんでしょうか。大半は委員の報酬だと思うんですけど、この本の製本費は含まれておりますでしょうか。

○萬治商工観光課長

この900万円につきましては、委員報酬というのはございませんので、この中には入っておりません。これは、先ほど言いましたコンサルにお願いすることになりますが計画策定に係るアンケート調査であったり、その分析、計画の取りまとめ等の費用となっております。

以上でございます。

○西崎委員

ちなみに4年前のコンサルタントは、支障なかったら、どこの会社か教えていただけますか。

○萬治商工観光課長

前回策定のときは、株式会社バイタルリードにお願いしております。
以上でございます。

○西崎委員

昨日、私、ネットで調べてみたら、ちょっと驚くことが出てきたので御紹介なり質問いたします。

令和2年8月18日、国土交通省告示第1号で、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針の変更という通達が、告示が出とるんですよ。この内容を見たら、公共交通計画を立てるに当たっては、従来の方針を変更すると。どこが変更になったんだろうかと思たら、先般、一般質問をしました、自家用有償旅客運送の導入、それから、オンデマンド交通等を今回から取り入れて計画を立てなさいと。それから福祉部門、福祉施設との一層の連携を図ってくださいよと。だから、従来の公共交通独立した方針はもう打ち出せないようなことが書いてあります。それから、人の輸送だけでなく、物流も一緒に併せて検討しなさいよと。貨物旅客効率化事業も今回新設したので入れなさいというようなことが書いてあるんですよ。これはコンサルタントのほう知っていると思いますけど、市の経済部のほうも一度これを見て、どういう点が変わったのか、十分踏まえた上で業者に委託するなり、1年に3、4回開かれるそうですけど、逐一経済部のほうでチェック入れてもらいたいと思うんですよ。重大な変更点が出ているんです。これ承知していらっしやいます。

○吉本副市長

法改正については、先日の一般質問での部長答弁にもありましたように、その法改正をしっかりと踏まえて今から計画をつくっていくと。

それで、今、委員さんのほうから御紹介がありましたけれども、4年前に、本市においては地域公共交通網形成計画をつくっておりますけれども、その時点で、自家用有償旅客運送である市営バスをはじめ、デマンド交通、さらにはコミュニティ交通、こういったことも既に盛り込んでおります。今回は、令和3年度に、去年の法改正を踏まえてそれをさらに進化させていくといったことで、我々もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○西崎委員

ただいま吉本副市長から大変心強い御回答ございましたので、私も大船に乗ったつもりで安心してこの1年間様子を見守っていきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○清水委員

最後に確認で1点だけ。予算書の175ページの中の観光イベント事業の梅まつり実施

体制強化事業交付金270万円とありますが、これは建設部が委託会社に委託料として払う5,800万円とは別と思うんですけど、これってどういうことに使われるのか、具体的な内容を教えていただきたいと思います。お願いします。

○萬治商工観光課長

梅まつり実施体制強化事業交付金の御質問でございます。この名前のおり、梅まつりの開催のための費用というのが主でございます。梅まつり開催中につきましては人もかなり多く来ますので、駐車場の警備員を配置したり、園内のトイレの清掃等を通常されているものよりプラスして行うなどの費用を計上しております。そのほか、この協議会の中で梅みつじゅーすなども製造販売しておりますので、そういった費用にも当たっております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。以上です。

説 明：弘農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書の147ページの先ほど説明のありました農地情報公開システム用データの出力対応業務のところ、単年度限りの事業と聞いたんですけれども、もう一度その辺りも含めて説明お願いいたします。

○弘農業委員会事務局長

農地情報公開システム用データ出力対応業務が単年度のみという理由ということでございます。こちらにつきましては、これまでは農地情報公開システムへ光市の基幹システムのデータ更新を反映させる際に手作業で行っておりましたが、今回のこの対応業務を導入することによりまして、直接データ更新できるようにシステム改修しようとするものでございます。本業務は、改修を行う委託料でございますので、単年度で予算化しようとしているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

では、この予算的には令和3年度限りということで考えていいということでしょうか。

○弘農業委員会事務局長

仰せのとおりでございます。

○早稲田委員

分かりました。スムーズに移行できるようにお願いいたします。

もう一つ、147ページに、山口県農業委員会女性協議会負担金があるんですけども、女性協議会とありますが、どのようなメンバーでどのような内容なのかをお伺いいたします。

○弘農業委員会事務局長

山口県農業委員会女性協議会、こちらにつきましては各地区の農業委員会の女性委員で構成されており、令和2年11月1日現在、67名で構成しているものでございます。

その主な取り組みといたしましては、研修会の実施や女性農業委員登用促進の働きかけなど、県下の女性農業委員が連携を深めることによりまして、農業地域の女性指導者としての資質向上を図ることを目的としている組織でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今67名ということでお伺いしましたけれども、光市内にいらっしゃる方で67名なんですか。

○弘農業委員会事務局長

失礼いたしました。これは山口県全体で67名でございます。光市の農業委員のうち女性委員は2名でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

男女共同参画の時代でもございますので、女性の活躍を期待いたしまして、ぜひ協力というかお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

予算書の151ページの農業振興対策助成事業についてお尋ねするんですが、先ほど課長からこの内容を説明いただきまして、新規雇用の3万円、農業法人とか、定着を図るものだったりとかはあるんですが、新たに農業を始めよう、どこかに入るじゃなく、自分で農業を事業として営もう、例えば今、飲食業でもやっておるけど、コロナ禍でなかなかやっていけない。じゃあ、新たに農業を始めようという人が受けれる助成、補助金というのはこの中には含まれているんでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

御質問いただきました各種助成についてですが、農業一本で始められる方につきましては、一定程度の補助がございますが、それには農業大学校を卒業しているといった資格要件等もございますので、すべての方が該当するものではないということは御理解いただけたらと思います。

また、基本的には、主に農業のみに取り組もうとする方や、その方を受け入れる農業法人等へ補助金を助成する内容となっておりますので、先ほど御質問にありましたように、現在、飲食業を営まれている方が、副業として農業を始められる場合に対しては、対象となる支援はございません。

以上でございます。

○清水委員

例えば、担い手農業者育成支援事業補助金、100万円以上の機具を買うときへの補助と先ほど伺ったんですが、これも縛りといいますか、例えば、今飲食店をやっている方が業種を変更して農業一本でやろう、ただ、農業大学とかは出てないというときに、この補助金は使えるんでしょうか、そういったケースで、お願いいたします。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

農業機具の購入やビニールハウスの設置等への支援ございます担い手農業者育成支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、農業大学校を卒業している等の資格要件はございませんが、一定程度以上の農地を耕作していることが条件になります。そうした点をクリアすることが可能となれば対象になるケースもあろうかと思えます。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。今の質問なんですけど、私の知っている方でもバナナやニンニクを作ったり、新たに農業を始められる方が市内の畑や市外の畑も含めて、結構周りで増えているなというのもありまして、コロナ禍で今やっている事業から業種をがらっと替えてという中で、選択肢として漁業や農業に事業転換をされるような、何かそういった仕組みが今後できると、別の形の支援で事業主の方にできるのかなと思うので、その辺りもぜひ検討していただけたらと、要望とさせていただきます。

もう一つ、予算書の159ページになります。有害鳥獣対策事業の中で有害鳥獣捕獲奨励金215万4,000円。先ほどの説明で、捕獲隊に支払われるものという説明がありました。これは昨年実績からの予算だと思うんですが、昨年、例えばイノシシが何頭、猿が何頭とか、どのぐらいの実績だったかを教えていただきたいです。お願いします。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

捕獲頭数についてのお尋ねでございますが、捕獲奨励金の対象となります、捕獲隊で捕獲された頭数を、令和元年度の実績で申し上げますと、イノシシが193頭、猿が3頭でございます。

○清水委員

ありがとうございます。イノシシが193で猿が3ということですね。分かりました。

○早稲田委員

予算書の149ページの下から5行目の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金なんですけれども、先ほど全部聞き取れなくて、周南何とかとか言われたんですけれども、周南ってついているということは、光市だけじゃなくて、どこかと合わさった団体か何かに対する補助金なのでしょうか。説明をお願いいたします。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

本補助金の具体的な交付先につきましては、山口県農業協同組合周南統括本部の管轄地域を対象といたしまして、本市をはじめ周南市、下松市、それから県及びその他関係団体、農業関係団体等で構成されます周南地域農業再生協議会に対して、事務の執行に必要な経費を交付するものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

周南地域農業再生協議会ということで、光市だけではなくて、周南市、下松市、あとはその統括本部に出す補助金ということで、具体的には何に使用されとかまでは把握されているのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

補助金の対象となる協議会の活動内容といたしましては、例えば農業者への地域説明会ですとか、担当者会議の開催、あるいは各種支援制度等をお知らせする広報資料の作成配布、営農計画書の印刷受付、さらには、先ほど申し上げました各種支援制度等の活用が可能となった場合の現地確認等、事務局となりますJA周南統括本部が主体となって取り組まれ、我々も、そうした活動をサポートしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。では、また次の質問です。

151ページの中山間地域等直接支払交付金と言われて、先ほど地名で東荷と塩田と伺ったんですけれども、もうちょっと具体的に説明いただけるとありがたいです。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

本交付金の対象となっておりますのは、東荷地区の石原東集落と、塩田の鹿ノ石上集落の2集落でございます。

具体的な事業内容でございますが、地域で取り組まれております農業生産活動は、洪

水や土砂崩れの防止、美しい田園風景や生き物のすみかを守るといった多面的な機能を有しておりますことから、広く国民全体に及ぶ効果が期待されるということで、農業の生産条件が不利な中山間地域におきまして、耕作放棄地の発生防止や、水路、農道等の管理、あるいは景観作物の作付等といった農業生産活動を持続可能なものとするために、国、県、市が一体となって支援を行うものでございます。

交付に当たりましては、中山間地域等における集落を単位として行います。その集落におきまして、農用地を維持管理していくための取組内容を定めました協定を締結し、それに従って農業生産活動等を5年間継続していただくことなどが条件とされるもので、活動に取り込まれる面積に応じて交付金額が変わる仕組みとなっております。

以上でございます。

○早稲田委員

協定を取り決めて5年間ということで、今年度はその何年目なんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

現在、対象となっておりますのは、令和2年度から開始した取組みでございますので、令和3年度が2年目でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。続きまして、予算書151ページ、予算の概要の28ページですが、害虫防除支援事業についてお尋ねします。先ほどジャンボタニシとお伺いしたんですけれども、具体的にどういう内容で、どういう期間に防除していくのかとか、分かる範囲で説明をお願いいたします。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

本事業は、本市の基幹作物であります水稲について害虫防除の取組みを支援することにより、農業振興及び水稲農家の生産意欲と農地の維持を図ることを目的に実施するものでございます。

今回、防除の対象といたしますのは、スクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシでございます。補助対象となりますのは、農業法人または地域内の複数の生産農家が連携してジャンボタニシの防除に取り組む場合を想定しております。その際に、防除に係る薬剤購入費の2分の1を補助しようとするものでございます。

また、これと併せ、本事業における補助を受けるに当たりましては、農林水産省が発行しております、スクミリンゴガイ防除対策マニュアルに掲げられました薬剤使用以外の防除の取組みを行うことを要件とさせていただき、申請の際には、これらに取り込まれることを明記した誓約書を市に提出していただくことを想定しております。それをすることによって、薬剤使用だけでなく、総合的な防除について多くの方に知っていただくとともに、地域で連携して取り組んでいただくことで、生息域の拡大防止と生息密度

の低減が図られることを期待するものでございます。

また、どのような期間にどのような防除を実施するのかとのお尋ねがございましたが、具体的には、田植え直後の浅水管理や、農業機械にジャンボタニシをつけたまま、違う圃場へ移動してしまうことを防止するための洗浄の徹底、田植え後3週間程度の稲が若い時期の食害リスクが最も高いことから、孵化前の卵の段階で、適宜取り除くといった作業をしていただいたり、稲刈り後の冬季の間には、田を耕していただき、寒さに弱い地中にあるジャンボタニシを掘り起こすことで殺処分してしまうといった対応を行っていただくことを想定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

大変詳しく教えていただきありがとうございました。ほとんどが薬剤の2分の1の費用と、あとは、申請を薬剤以外の防除もできるということになるということで理解いたしました。

最後にもう一つ質問がございます。フィッシングパークについてです。予算書は165ページ、概要の28ページ、施設の整備工事730万円ですけれども、先ほど3つの工事と聞きましたけれども、工事について詳しく説明をお願いしたいと思います。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

本事業は、昭和55年の開園から約40年が経過しております、フィッシングパーク光におきまして、利用者の安全確保を図ることを目的に3つの工事を行うものでございます。

まず、現在、釣り桟橋柱内部の鉄骨腐食防止のために施された電気防食に用いておりますアルミニウム合金陽極の更新時期が到来したことから、この取替えを行う釣り桟橋電気防食補修工事、現在、落下防止の応急処置を行っている状況ではございますが、管理棟の天井の剥離が発生しておりますことから、この修復を行う管理棟天井修繕工事、今年度、梅雨時期等に頻発した桟橋照明の停電の原因である漏電防止対策といたしまして、照明器具の更新を行う漏電対策工事の、特に優先度が高いと判断いたしました3つの工事を実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

1つ目の桟橋電気防食補修工事のアルミニウムの何か替えられるということで、更新と言われたのですが、1回替えたら耐用年数がどのくらいあるのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

アルミニウム合金陽極の耐用年数でございますが、利用状況によって異なりますことから、一概には申し上げにくいのですが、今回の更新のタイミングにつきましては、平成23年度に施設点検をした際、点検事業者から、今後、約10年程度でその効果が消滅するとの報告を受け、このまま放っておくと、腐食が進んでしまい、桟橋そのものを更新

せざるを得ない状況になりかねないため、そういった大規模工事とならないよう、全てのアルミ合金陽極を交換しようとするものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。栈橋そのものになると、本当に大きな工事となりますので、そのための更新という工事ということを理解いたしました。

私の質問は以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

予算書の153ページをお願いします。農地費説明欄中ほど、単独土地改良事業のうちの水路改修工事ですが、これは前年度当初予算で1,150万円でした。本年度は330万円です。この削減の理由についてお願いします。

○西村農林水産課長

それでは、単独土地改良事業の水路改修工事について、予算が前年度と比較して削減された理由についてお答えいたします。

削減された理由ですが、令和2年度につきましては充当率100%、交付税措置率70%と非常に条件が有利な緊急自然災害防止対策事業債の活用が見込めることから、防災対策工事として、比較的規模の大きい危険ため池の下流側水路を単独土地改良事業により整備することとしておりました。令和3年度につきましては、集落道の水路整備や水路改修の附帯工事など、従来どおりの比較的規模の小さい事業を対象としたことによるものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。昨年度は今説明あったように、有利な国のパッケージを使ってやっただけで、だから、改良工事が増えたよと。3年度は330万円の予算で行くよということで、わかりました。

続きまして、同じ153ページ、先ほどの上になるんですけど、県営土地改良事業についても、これも令和2年度当初予算の中で計上されておりました、先ほどの絡みかも分かりませんが、農村地域防災減災事業負担金があったんですよ。農業水路等の長寿命化、この防災減災事業、これらも危険ため池の改修と思われるんですけど、これを廃止した事業であったと認識しておるんですけど、今後、こうした事業、重複してほしいと。

○西村農林水産課長

昨年度計上されておりました、危険ため池の改修、廃止に伴います、そうした事業が今年度、予算計上されていないことについて、今の予定に対するお尋ねと思いますが、委員御承知のとおり、令和元年度より農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されまして、農業用ため池の届出や決壊した場合に、人家や公共施設等に甚大な被害を及ぼすことが想定される、特定農業用ため池という名称になるんですが、これらの指定が義務づけられることとなっております。

こうした状況を受けまして、特定農業用ため池に指定されました16か所のため池の管理者を中心に、現在、ため池の改修廃止に係る協議を進めている段階でございますので、この方向性が決定いたしました段階において、順次、事業化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。令和3年度においてははないけど、今後、事業がまた後に出てくるよというところでは理解しておきます。

163ページをお願いします。漁業振興事業の説明欄上から5番目、新規漁業就業者確保育成促進事業補助金について。これも令和2年度当初では112万円ということで、3年度は505万円です。この事業について先ほども説明があったと思われるんですけど、リース等の補助とか、この対象者増加の理由と、昨年度の112万円の予算の実績などが分かる範囲でお願いします。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

新規漁業就業者確保育成推進事業補助金につきましては、対象者が純粹に増加したわけではなく、令和2年1月より研修を開始しております2名の新規漁業就業希望者が研修期間中であり、引き続き、こちらに対しての補助額を計上しているものでございます。

ただし、先ほど委員からもご案内がありましたように、この2名につきましては、2年間の研修を終えて、令和4年1月から独立し、就業開始予定となっておりますことから、就業開始にあたって必要となる漁船・漁具等を準備するためのリース事業の補助額が2名分で400万円計上されており、こちらが主な増加要因となっております。

また、昨年度の実績でございますが、昨年度は、対象となる期間が、研修を開始した令和2年1月から令和2年3月までの3か月で、この間における2名分の住宅家賃及び研修に係る補助額が計上されたものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今言う漁船の400万円という中身が見えたんで、大体分かりました。どうもありがとうございます。

以上です。

○大田委員

151ページの農林水産物高付加価値化促進事業補助金120万円、今6次産業何とかかんとかで説明があったんですが、もう少し詳しく説明してください。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

本市のこれまでの取組といたしましては、農林水産業の活性化と地産地消の促進を図るために、平成30年度から令和2年度までの3年間、地元農林水産物を加工するための機械設備の導入経費の3分の1を助成する6次産業化促進事業を実施してきたところでございます。

今回の農林水産物高付加価値化促進事業につきましては、この6次産業化推進事業を実施してきた中でお聞きをしまして、農林漁業者の皆様からの御要望にお応えするために、これまでの6次産業化促進事業を補強する観点から、新たに、地元産農林水産物そのものをブランド化するために必要な機械設備の導入やパッケージ商品ロゴ、PR用のキャッチコピーの開発費用等、これらに係る経費の3分の1を助成する農林水産物ブランド化支援事業、商工業者と連携し、地元農林水産物を使用した中間加工委託を始めるための試作品づくりに係る経費の3分の1を助成する農林水産商工連携支援事業の2つの事業を加えた3つの事業を実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今の3つの事業を推進すると言われたんですが、120万円、全部が3分の1ずつの支援なんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

補足をさせていただきますと、基本的には3分の1ずつでございますが、新たに取り組む2つの事業につきましては、市内事業者と連携をした場合、補助率を3分の2に上乗せする制度設計を検討しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

市内業者にとっては3分の2に補助率を上げようとしているみたいなんですが、それは確かにありがたいことではございますが、6次産業化するために、いろんな機械も3分の1で補助すると。それに伴ってブランド化された場合に、ブランド認定とかいうのはどこでされるんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

ブランド認定を含めた制度設計につきましては、この事業の中で想定をしておりません。ただ、これは部内での協議段階ではございますが、現在、商工観光課で取り組んでおります光ブランド創出事業との連携の可能性について、検討を開始しております。ま

だ御説明できる段階ではございませんが、今後、この事業を活用してブランド化に至った際には、光ブランド創出事業との連携及び活用も目指している状況でございます。以上でございます。

○大田委員

ブランド認定までは考えてないという答弁だったと思うんですが、先ほどのブランド事業含めて、これも今後、地元産の6次産業化目指していろいろやっておられるということでございます。それをブランド化したら、やっぱりブランドしたものに対していろんな付加価値やらつけるような感じになるじゃろうと思うんですが、なったら、今後、市内やら市外、いろんなところを啓発活動してから、それがずっと続いていかれるような応援をしてもらいたいと思っておりますので、これは要望としておきます。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第20号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

この説明は分かったんですが、渡り廊下の共用部分はどうなるんですか。

○沖本建築住宅課長

渡り廊下の共用部分については県が管理をいたします。

以上です。

○大田委員

渡り廊下の共用部分は、県の所有物という解釈でよろしいですね。

○沖本建築住宅課長

実務上の管理は県が行いますが、所有権とすれば県と市の共有です。

以上です。

○田邊委員

今の説明で、山口県と共同により公営住宅、市営住宅及び県営住宅の合築という整備を進めているんですけど、参考までに、どういった戸数、間取りかを教えてもらいたいんですけど、お願いいたします。

○沖本建築住宅課長

市営住宅側が、2DKが12戸、3DKが8戸の合計20戸でございます。県営住宅側が、2DKが8戸、3DKが8戸、4DKが4戸でございます。合計40戸でございます。

○田邊委員

分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 令和3年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書の179ページの上から2行目の道路用地購入費。先ほど川園線と言われまして、一般質問でもその辺りについて質問した経緯もありまして、もしお伺いできるならどの辺りなのか、教えていただければと思います。

○邊見監理課長

御質問のありました土地開発基金からの買戻しの土地につきましては、浅江のイオン光店がある近くに大方踏切というのがあります。あのすぐそばのところに2筆ほど土地があり、西側のほうは、駐車場と線路の間の細長い土地になります。東側のほうは、道路の反対側の線路の横の広場みたいのところになります。

以上でございます。

○早稲田委員

大体場所は分かりました。ありがとうございました。

○田邊委員

予算書176ページをお願いいたします。道路橋りょう費と道路新設改良費の国庫支出金7,660万円についてどんな交付金を使っているのか、内訳、また、令和2年度当初5,500万円と比べて増加していることについての理由などをお聞かせください。

○山本道路河川課長

まず、国庫支出金の内訳でございます。予算書の23ページ、下から5段目になりますが、道路橋りょう費補助金、説明欄を御覧いただきますと、防災安全交付金が1,500万円、道路メンテナンス事業補助金が6,160万円ということで示しております。

この内容でございますが、防災安全交付金は、老朽化対策や防災・減災対策などの生活空間の安全確保への取組みを国が支援するもので、本予算では、令和3年度からの新規事業になります、計画的に市道舗装の改修を行う事業費3,000万円の2分の1の1,500万円でございます。

道路メンテナンス事業補助金は、橋りょうやトンネルなどの改築工事について、これまでは防災安全交付金として交付されていましたが、より支援を重点的に行えるよう、令和2年度創設されたものでございます。本予算では、市道橋りょうの点検、計画的な補修を行う事業費1億1,200万円の55%の6,160万円でございます。

次に、道路橋りょう費補助金の増額理由でございますが、先ほども御説明させていただきました、令和3年度からの新規事業になります、計画的な市道の舗装改修の事業費を新たに計上したことや橋梁の補修事業の年度間の事業量調整に伴う増額分などがございます。

以上でございます。

○田邊委員

以前からやっていた長寿命化にも絡みはある部分でしょうか。その辺りをお聞かせください。

○山本道路河川課長

先ほど申しました、道路メンテナンス事業補助金というのがございます。これが橋りょう長寿命化関係の補助金になりまして、これが以前から継続的に行っているものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

理解いたしました。

続きまして、179ページをお願いします。こちら道路橋りょう費なんですけど、市道舗装整備工事1億4,590万円なんですけど、令和2年度当初予算は1億760万円に比べて増加していることについての理由もお願いいたします。

○山本道路河川課長

市道舗装整備等工事の増額理由でございますが、先ほども申し上げました、令和3年度からの新規事業になります計画的な舗装改修工事を新たに計上したことや、橋りょうの補修工事におきまして、橋りょうの老朽化対策を計画的に進めていく上で、事業量の年度間の調整による増額などが主な理由でございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。先ほどのと同じような形ではあるというところなんです。

181ページをお願いします。河川費、河川水路浚渫工事2,600万円について、2年度は当初予算700万円と比べて、これもかなりの増額になっておる。どこの場所を浚渫する予定、そして、国からの交付金、財源内訳、お願いします。

○山本道路河川課長

河川水路浚渫等工事が2,600万円についてでございます。はじめに、増額した理由でございます。工事費につきましては、委員仰せのとおり、令和2年度の当初予算は700万円を計上していたところですが、令和2年度から国により創設された緊急浚渫推進事業がございまして、この事業を活用して補正予算で3,000万円を追加計上させていただいたところでございます。令和3年度は、これを当初予算におきまして、国の緊急浚渫推進事業の対象として2,500万円を計上したものでございます。

この工事の場所でございますが、小周防地区の田屋川と東荷地区の東川を予定してい

るところでございます。

次に、財源の内訳でございます。この工事は国の補助対象となる事業ではないため、交付金や補助金はございません。しかしながら、2,600万円のうち2,500万円は国が令和2年度から創設した緊急浚渫推進事業の対象事業でございます。このことについては、歳入になります。恐れ入りますが、39ページお願いできますでしょうか。中ほどに示しますとおり、先ほど申した事業費2,500万円の全額を河川維持管理事業債としているところでございます。

○田邊委員

国の緊急浚渫推進事業対象外であるが、起債でこれをやるというところ、分かりました。

○大田委員

179ページの市道舗装整備工事になると思うんですが、聞いた限りでは、岩田の道路を造る工事というふうに説明資料34ページに出てるんですが、岩田駅前信号から戸仲に向かっていくところ、池岡クリーニング店まで県が道路の拡幅工事をするので、用地買収、建物補償の調査に入ったとお聞きしております。その出口のところはちょうど大和コミュニティセンターの新設道路の出口になっておるんですが、それに対して、今県工事はそういうふうな用地買収や建物補償の交渉に入っているというのをお聞きしておるんですが、光市はどねえなっているんでしょうか。

○山本道路河川課長

委員仰せの道路でございますが、大和コミュニティセンター前の市道大塚3号線のことを言われていると思いますが、整備などの予定は現在ございません。令和3年度でも予算は計上しておりません。

以上でございます。

○大田委員

だからお聞きしておるわけです。せつかく県が大塚3号線の県道の取付けのところまで県がその出口のところまで工事をしてくださるという条件の基に建物買収やら用地交渉に入っておられると思うんですが、それに伴って、大塚3号線のところと一緒に工事したら、市の負担も少なくなるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。一緒に工事したほうが工事もやりやすいんじゃないかと思うわけでありますから、県のほうに、そねなお話をされたことありますか。

○山本道路河川課長

県の整備工事につきましては、県道拡幅などの整備をしたときに、市道と県道の段差やずれが生じた場合は、そのずれを解消するための工事というのはあろうかとは思いますが、下大塚3号線の拡幅整備は計画しておりません。

以上でございます。

○大田委員

取付けのところがちょうど大塚3号線の県道の出口のところと県道が拡幅するのが、ちょうど接点になっておる。だから、一緒に工事をすると、市のほうもやりやすくなるんじゃないかというふうに思っておる。それで、県のほうにあそこの斜路もやってもらいたいとお願いもできるんじゃないかと思うわけでございますから、県のほうに市のほうから要望ないし、申請ないし、されたらいいんじゃないかと思うんです。それに伴って、今中断しちよるとこまで一緒に工事されたらしやすいんじゃないかと思うてお聞きしとるわけなんですよ。

○山本道路河川課長

市道下大塚3号線の整備、拡幅のことを言われているのではないと思いますが、大和コミュニティセンター付近の市道下大塚3号線は車道を7m、歩道を3.5m、合わせて10.5mの幅員で整備をしておりますが、その先の県道光上関線に向かっては、幅員が狭くなっております。道路を整備する場合は、道路構造の技術的基準というものがございまして、これに適合する必要がございますが、現地の状況では、道路構造の技術的基準に適合する市道の拡幅整備が困難なため、整備は困難であると考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは、急にあそこ斜路になっているから、交差点付近斜路を少し緩めに持っていかにかいけんとかいうのはは分かるんですよ。なぜ言うかというたら、あそこの道路が拡幅されてから狭くなって、出口のところが斜路になっているから、出口で今小さい事故がたくさん起こっているわけなんです。だから、どうにかしてほしいなと思うと同時に、県があそこの交差点まで拡幅をしてくださるといふ、今好条件だから、市も一緒にやったらどうかと。だから、県のほうにもお願いして、一緒にやったら市のほうも助かるんじゃないかなと、そういうふうに申請をされたらどうですかとお願いをしているわけなんです。私は、今まで市が直接やったら金がかかるから、今のところどうですかちゅうぐらいで置いておったんですが、今度は県がそこまでやってくくださるから、一緒にされたら市のほうもやりやすいんじゃないかと思って、県のほうにお願いしたらどうですかとお願いをしているわけです。要望としておきますから、ぜひやってください。お願いします。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

182ページをお願いします。182ページ、都市計画費国庫支出金6,925万円についてで

すが、詳細な説明をお願いします。

○松並都市政策課長

182ページの財源内訳のうち6,925万6,000円の内訳のことかと存じます。これは、このページの見出しにありますように、国県支出金でございます。国庫支出金と県支出金がありますので、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、費目別に申し上げますと、182ページの第1目「都市計画総務費」に充てる国県支出金が、417万6,000円の内訳でございます。このうち384万5,000円は、総務部の歳入になりますけれども、県の権限移譲事務費委託金を充てております。そのほかに30万円、先ほど御説明した土地利用規制等対策費交付金などを充てております。

次に、2枚めくっていただきまして、第7目「公園整備事業費」のうちの財源内訳、国県支出金5,500万円につきましては、先ほどご説明した防災安全交付金5,500万円であり、国からの支出金でございますが、このうち4,500万円が虹ヶ丘公園防災安全対策に係るもの、残り1,000万円が公園施設長寿命化計画の策定に充てるものでございます。

それから、次に第8目「光駅拠点整備事業費」のうち、財源内訳の1,008万円、これは先ほど歳入のところで申し上げました社会資本整備総合交付金で、この全額を光駅拠点整備に充てる交付金でございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

次、185ページの下から4段目の公園緑地費街路樹緑地帯管理委託料1,500万円について、また、1段下、公園緑地管理委託料4,300万円についてですが、この公園緑地費のうち、街路樹緑地帯管理委託料は、令和2年度の当初予算は1,700万円でした。200万円の減額であると。一方、この公園緑地管理委託料については、令和2年度予算は4,000万円で、令和3年度は300万円の増額であります。この2つの関係についてお願いします。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

主な減額理由を申し上げますと、まず、街路樹剪定作業委託費でございます。これは、国道188号のイチョウの剪定業務で、今年度、73本伐採いたしましたことから、対象となる剪定本数が大幅に少なくなったことと、来年度は県剪定の年となりますことから、予算を抑えられているものです。

次に、公園緑地管理委託料の主な増額理由を申し上げますと、来年度は、児童遊園地遊具安全点検業務を行う年となっていることと併せまして、定期的な管理が行き届いていない街路樹、公園及び緑地帯等の樹木について、伐採するため予算増としております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。188号線の73本の伐採を行って、そっちのほうは終わって、次は公園のほうの伐採をするという理解で、はい、わかりました。

それでは、187ページをお願いします。公園整備事業、中ほど説明欄、1億200万円のうちで虹ヶ丘公園整備事業と光スポーツ公園給水ポンプ取替え工事、これが2つに分かれておるというところで、いろいろあると思うんですけど、工事の財源内訳だけでよろしいので、お願いします。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

財源内訳といたしましては、国費4,500万円、地方債4,050万円、一般財源1,650万円でございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

○大田委員

概要の26ページ、予算書の185ページ、岩田駅駐輪場整備工事800万円。やっと予算化され、ありがとうございます。岩田駅駐輪場整備工事屋根付き、どういうふうな構造か、どのぐらいとめられるか、この内訳をよろしくお願いします。

○松並都市政策課長

岩田駅駐輪場整備工事について概要をお答え申し上げます。

まず、鉄骨造の屋根でLED照明、アスファルト舗装と土間のコンクリート打ち、こうしたものを整備いたします。

規模といたしましては、自転車等70台程度とめられる規模で考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

せっかく造ってもらいのいろいろ言うても悪いんですが、これは駅前の駐車場があって、舗装が切れて駐輪場があるわけですが、駐輪場だけが舗装になるんですか。それとも、入り口から舗装になるんですか。

○松並都市政策課長

現在、駅のほう背を向けますと、バス停が見え、その奥に市の所有地がありまして、そこに砕石を敷いて、現在は青空駐輪場となっておりますが、この土地の一部にアスファルト舗装等を施しまして、そこに屋根を設け、屋根の下はコンクリートを敷く構造を想定しております。

以上でございます。

○大田委員

バス停のところ、舗装が切れて砂利道になって、今駐輪場になっているんですよ。その間は砂利道のままですか、それとも舗装がされて。

○松並都市政策課長

現時点での想定ということでお答えをいたしますと、バス停の横のあたりから駐輪場までのアプローチ部分と考えまして、幅3m程度で、アスファルト舗装を想定しております。

以上でございます。

○大田委員

ありがとうございます。せっかく造ってくださるのに、いろいろ言うてもあれなんです、もうちょっと丁寧にしてもろうて、岩田駅まで屋根付きがあったらええんじゃないかなと思っておりますので、要望としますからよく聞いてください。よろしく願います。

それと、次のページ、虹ヶ丘のり面工事9,000万円ですかね、この間の災害で一部分はのり面工事されて、その西側をやられるんだらうと思うんですが、今レッドゾーンになっておるんですが、レッドゾーン解消に向けたのり面工事でしょうか、よろしく願います。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

基本的には公園のり面の整備工事でありまして、レッドゾーン解除のための工事ではございません。

しかしながら、周辺住民の方の不安の解消はもちろん念頭に置いて、この事業に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○大田委員

住民の安心安全のためでございますから、よろしく願います。

続きまして、その下の光駅拠点整備事業、基本設計委託料が2,520万円ついているんです。私も基本的には駅のためにいいだろうと思って賛成いたしました、北口のバス停について、バスの回転場は今のところできないよと。前の道路、下り線、上り線のバス停について、道に出てバスに乗り継ぐわけでございます。だから、車の回転場について、今後、瀬戸風線が山陽本線を横断して入ってくるようになると、大きなバスも入ってくるんじゃないかと思うわけでありまして、将来的に見て、35億円から40億円の高い金を出されて設計・施工になるわけでございますが、もう少し予算見積もられて、北側ののり面の擁壁をされて、バスも回転場をされたほうがええんじゃないかと思うて提言させてもらうんですが、いかにお考えか、よろしく願います。

○松並都市政策課長

新年度から基本設計を進めていきたいと考えておりますが、委員仰せのように瀬戸風線が開通した暁には、例えばバスなどの通行経路も変わるのではないかといったお尋ねかと存じます。

北口の駅前広場につきましては、交通結節点として充実を図りたいということで、バス乗り場を基本計画の策定過程で検討してまいりました。ただ、これにつきましては一般質問で当時の建設部長が御答弁申し上げましたように、道路と現在の駅前広場の奥行き距離が限られているといった用地的な制約と、何より相当大きな擁壁を構築する必要があるということで、これにつきましては、大型バスは乗り入れることができないロータリーとして計画をしておりますが、基本計画にもお示しをしておりますように、小型のバス、例えばマイクロバスについては乗り入れが可能なのではないかと考えられますので、来年度からの基本設計の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ深く検討されて、県道に対してバス停を設けるんじゃないかと、下り線は広場のすぐ横にバス停が、図面にも書いてあるんですが、上り線が今のところ全く分からないわけです。上り線に行こうと思うたら、信号のところまで行って横断歩道を渡って、下るか上るかしていかなくちゃいけないわけです。それほどお客さんにとっては不便になるわけですので、何ぼかかるか分かりませんが、擁壁を造られてバスの回転場を設けたほうがいいと思いますので、将来に禍根を残さないためにもよろしくお願ひしたいと思います。要望とします。

○仲山委員

187ページ、同じく光駅拠点整備事業のことについて質問させていただきます。

基本設計委託料が上がっております。何分時間的に制約の中、少しでもいいものとして実現してほしいと祈っておるところですけれども、委託先の選定の手順としてはどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○松並都市政策課長

基本設計に係ります委託先の決定方法につきましては、現時点では決定をしておりませんので、明確なお答えはいたしかねますが、駅舎を含む通路等の設計ということで、鉄道事業者との綿密な協議調整といったことは不可欠でございます。また、限られた時間で円滑に、そして効率的に業務を履行するといったことが求められるといった特殊性から、これまで行いました基本計画などと同様、鉄道事業にも精通したコンサルタント会社に委託することが適切ではないかと考えております。

ただ、円滑な業務ということが前提にはなりますが、例えば業務の一部を別に分割するといったようなことができるのかどうか。検討したいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

市民がこれまで描いてきた夢もあります。いい形で実現するために、意欲的に考えてくれるような設計者にやっていただきたいと考えております。鉄道施設という特殊性、タイムリミットも結構迫っていますから、そこは努力できる範囲、精いっぱい頑張ってもらえばと思います。少しでもいいものとなるよう、よろしく願いいたします。

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

191ページ、住宅管理費、施設解体工事。先ほども説明があったんですけど、住宅債5,760万円のうちで市営住宅整備事業債の3,090万円、中ほどの説明欄の施設解体工事は、南汐浜住宅と東戸仲の住宅に分かれておりますが、これも財源内訳だけお願いします。

○沖本建築住宅課長

施設解体工事の財源内訳につきましては、予算額1,400万円に対しまして、市営住宅整備事業債が1,260万円、残りの140万円は一般財源でございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。以上です。

○早稲田委員

191ページの一番上の手数料というのは、どのようなものなんでしょうか。

○沖本建築住宅課長

手数料11万円でございますが、これは口座振替の手数料と、解体に伴うし尿くみ取りに係る手数料等でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。手数料の中身がちょっと想像できなかつたので、お伺いしてみました。ありがとうございました。

○仲山委員

191ページ、岩田駅前住宅ですけれども、駐車場が整備されるということですからけれども、数及び使用料、その辺りどうなっているかお伺いします。

○沖本建築住宅課長

新しい公営住宅の駐車場に関しますお尋ねでございます。まず、駐車場の台数につき

ましては、県営住宅と市営住宅の戸数分がございますので、それぞれ20台分の駐車枠を用意しております。

駐車料金につきましては、従来の市営住宅の運用どおり無料で、県営住宅についても無料とする予定でございます。

以上です。

○仲山委員

了解いたしました。以上です。

○早稲田委員

予算書の179ページのところにも手数料とありまして、先ほどの説明の手数料だと意味がよく分かるんですけど、179ページのところでは、自動車の点検とかいろいろな項目をおっしゃられたと思うんですけど、こちらの手数料に含まれている内容について、説明をもう一度お願いいたします。

○邊見監理課長

手数料についての御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

こちらにつきましては、放置自転車回収手数料及びリサイクル料、焼却処分費、それから公用車の車両法定点検手数料が入っております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」